

議 事 録

1 会議名称

平成30年度第2回滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会

2 開催日時

平成31年1月22日（火） 午前9時から午前10時40分まで

3 開催場所

滝沢市役所2階大会議室

4 出席者

(1) 委員

松下 壽 夫

三田地 宣 子

石 堂 淳

主 浜 照 風

(2) 事務局

企画総務部総務課 課 長 勝田 裕征

企画総務部総務課 総括主査 和川 早苗

企画総務部総務課 主 査 千葉 雄太

企画総務部総務課 主 事 根澤 亮太

(3) 関係課等

ア 諮問第1号

企画総務部収納課 課 長 正木 賢

企画総務部収納課 主 任 藤澤 洸輔

企画総務部税務課 総括主査 佐藤 泰生

イ 諮問第2号

健康福祉部保険年金課 課長 田沼 政司

ウ 諮問第3号及び諮問第4号

健康福祉部地域包括支援センター 所長 佐藤 修子

健康福祉部地域包括支援センター 総括主査兼総括保健師 森 智美

エ 諮問第5号

企画総務部財務課 課 長 藤倉 友久

企画総務部財務課 主任主査 石川 春男

オ 諮問第6号及び諮問第7号

企画総務部総務課 課長 勝田 裕征

5 議 事

選挙第1号 滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会会長の互選について

- 諮問第1号 オンライン結合による個人情報の提供及び個人情報取扱事務の委託に係る内容の変更について（企画総務部収納課及び税務課）
- 諮問第2号 オンライン結合による個人情報の提供及び個人情報取扱事務の委託に係る内容の変更について（健康福祉部保険年金課）
- 諮問第3号 個人情報取扱事務の委託について（健康福祉部地域包括支援センター）
- 諮問第4号 個人情報取扱事務の委託について（健康福祉部地域包括支援センター）
- 諮問第5号 個人情報取扱事務の委託について（企画総務部財務課）
- 諮問第6号 個人情報取扱事務の委託について（企画総務部総務課）
- 諮問第7号 個人情報取扱事務の委託について（企画総務部総務課）

6 会議状況

事務局：定刻となりましたので始めさせていただきたいと思います。委員の皆様におかれましては、年初のお忙しいところお集まりいただきありがとうございます。開会に先立ちまして、昨年10月1日から新たな任期となられております委員の皆様には、今回新たに委員に就任された方がいらっしゃいますので、その方の御紹介も併せまして委員の皆様への御紹介をさせていただきます。

～委員紹介～

本日の議題は、諮問が7件と件数が多くなっておりますが、御審議のほどよろしくお願いたします。なお、諮問第3号、第4号、第5号及び第6号については、本来であれば事務を開始する前に事務登録をし、委託をする前に審議会の意見を聴かなければならないところですが、それらの手続を経ずに事務を行っていたため、今回、追認という形で承認いただきたいものであります。大変、申し訳ございませんでした。

それでは、本題に入らせていただきます。

只今の出席委員は、4人で、半数以上を満たしておりますので、滝沢市行政情報公開条例第25条第2項の規定により、会議は成立いたします。

それでは只今から、平成30年度第2回滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会を開会いたします。

ではここで、会議の開催に当たりまして主濱市長から一言御挨拶を申し上げます。

～ 市長挨拶 ～

市長は、ここで退席させていただきます。

それでは、これより議事に入ります。

議事に先立ちまして、お諮りいたします。本審議会は、滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会運営要領第6条第1項の規定により、会長が特に必要があると認めたとき以外は、原則公開となっております。

本日の会議は、この規定により公開として進めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

委員：異議なし。

事務局：異議なしとのことですので、公開として進めさせていただきます。

本日の会議は、委員の委嘱後最初の会議となりますので、初めに会長の互選を行うため、「選挙第1号 滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会会長の互選について」を議題といたします。会長の互選の方法についてですが、どなたか立候補又は御推薦等ございますでしょうか。

ないようですので、事務局案を発表させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

委員：異議なし。

事務局：事務局といたしましては、前会長の松下委員に引き続きお願いしたいと考えておりますがいかがでしょうか。

委員：異議なし。

事務局：異議なしということですので、会長は松下委員に決定いたしました。

それでは、以後の議事の進行につきましては、滝沢市行政情報公開条例第24条第2項の規定により、会長にお願いいたします。

会長：松下でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず始めに滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会会長職務代理者の指名を行います。指名の方法について、事務局から説明をお願いします。

事務局：会長職務代理者の指名については、滝沢市行政情報公開条例第24条第3項の規定により、会長が指名することとなっております。

会長：それでは、会長職務代理者には、本日は欠席されておりますが、前回まで職務代理者であった高橋委員を指名します。

では、議事を進めます。本日の議事は、諮問が7件となっております。

それでは、「諮問第1号 オンライン結合による個人情報の提供及び個人情報取扱事務の委託に係る内容の変更について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：諮問第1号について御説明いたします。この案件は、企画総務部収納課及び税務課が所管する個人情報取扱事務のうち、「賦課徴収管理システム」を使用している事務に関して、そのオンライン結合による個人情報の提供先及び事務の一部を委託することについて滝沢市個人情報保護条例第9条第2項及び第11条第1項の規定により、諮問をするものであります。

それでは、諮問書に沿って説明いたします。1ページ目を御覧ください。

「1対象となる個人情報取扱事務の名称及び変更対象」ですが、事務の名称は、税務課が所管する事務が、国民健康保険税賦課事務、法人市民税賦課事務、軽自動車税賦課事務、個人市県民税賦課事務、固定資産評価・課税業務（償却資産、家屋及び土地）、収納課が所管する事務は、市税の滞納整理及び滞納処分事務、経営所得安定対策交付金差押事務、収納管理事務、納税情報の管理事務、滝沢市クレジット収納事務であります。いずれの事務におきましても、賦課徴収管理システムを使用していることから、オンライン結合による個人情報の提供先及び個人情報取扱事務の委託先が変更の対象とな

っているところでございます。

「2 所管課等」については、企画総務部収納課及び税務課となります。

「3 現状」の「(1) オンライン結合による個人情報の提供」についてですが、アのオンライン結合により提供している個人情報は、整理番号（システムで使用するもの）、氏名、住所、生年月日・年齢、性別、電話番号、国籍・本籍、続柄、親族関係、婚姻歴、職業・勤務先、役職・地位、職歴、資格、収入、財産状況、納税額等状況、取引状況、公的扶助、負債状況、健康状況、病歴、障害、身体状況、家庭状況、居住状況及び個人番号です。イのオンライン結合による情報の提供先は、日本電気株式会社であります。ウの提供先での利用目的は、データ連携における整合性のチェック及びシステム運用等の保守であります。エのオンライン結合による提供の方法は、委託先業者は、情報システム課が管理するインターネットから隔離された住民情報系のLANに接続される閉域の専用線を利用し、市のサーバーにアクセスしております。

「(2) 個人情報取扱事務の委託」についてですが、アの「個人情報取扱事務の委託先」は、日本電気株式会社です。イの「委託に含まれる個人情報」は、オンライン結合により提供する個人情報と同じです。ウの「市長が保有する個人情報の保護に関する実施要綱別表第8の該当」は該当有りとなっております。分類は「電算処理入力委託」となります。この実施要綱が、お配りしている「基礎資料3」でございます。「基礎資料」の23ページ目の第10条を御覧いただきたいと思っております。第10条第1項で、「委託できる個人情報取扱事務は、別表第8に該当すること」が求められております。そして別表第8の該当部分が33ページ目となります。この表の左の欄の下から4番目に「電算処理入力委託」とございます。そしてこの内容が一つ右の欄にあるとおり、「市が提供する個人情報をフロッピーディスク、磁気テープ等に入力する。」となっております。今回諮問対象となっている事務と合致するものであります。エの委託の条件については、39ページ目からの「特定個人情報等を取り扱う業務等、情報システム処理業務等における情報セキュリティに関する特記仕様書」を契約事項としており、次回契約時にもこれを契約事項とすることとします。

「4 変更の内容について」の「(1) 変更の理由」は、現在のシステムが平成32年3月31日で契約期間満了となり、平成32年4月1日から新規のシステムを導入することとなったことに伴い、オンライン結合による情報の提供先と個人情報取扱事務の委託先の変更を行うものであります。

「(2) 変更内容」についてですが、アのオンライン結合による情報の提供先は、現状は日本電気株式会社ですが、変更後は新規のシステムの委託先となります。イの個人情報取扱事務の委託先については、「(ア) システムの構築業務」は新規のシステムの委託先に、「(イ) 現行のシステムから新規のシステムへのデータ移行作業」は現行のシステムの委託先に、「(ウ) システムの保守管理業務」は新規のシステムの委託先に委託する予定です。

「5 委託の開始時期」については、新規のシステムの構築業務が平成31年1月に契約予定、現行のシステムからのデータ移行作業が平成31年4月に契約予定、新規のシステムの保守管理業務については平成32年4月に契約を予定しております。

なお、本事務の性質上、定期的にシステムの入替えが生じることから、委託先については特定の者に限定しない形で御承認をいただき、今後、委託先の変更のみの場合には再度の諮問を要しないこととしていただきたいと思います。

以上で、諮問第1号の説明を終わらせていただきます。

会長：ありがとうございました。

それでは委員の皆様、質疑あるいは御意見ありませんか。

委員：委託先を特定のところに指定しないというのはどういうことでしょうか。

事務局：これからシステムを5年といった期間で契約するわけですがけれども、その後にもまた再度契約を結ぶ際に業者が変更になる場合があります。その場合を想定いたしまして、特定のものに限定しない形での御承認をお願いしたいというものであります。

委員：その場合の安全性は市の方で確認をして契約をする、ということですね。

事務局：はい。それが前提となっております。

委員：同じ日本電気株式会社になるということもありえるということでしょうか。

事務局：はい。ありえます。

委員：例えばシステムを5年契約とした場合に、5年後にもまたシステムの契約が生じる。そういう場合に契約を改めて結ばなければいけないということのためにこういった諮問の内容となっているということでしょうか。

事務局：そのとおりです。

委員：システムの更新で委託先が同じ会社である場合には、今言ったようなリスクはなくなるということですか。

事務局：そうですね。少なくなると考えています。

会長：特に意見等がなければ、諮問第1号を承認してよろしいでしょうか。

それでは、諮問第1号を承認ということで、答申することといたします。

事務局：すみません、諮問第2号の担当である保険年金課の説明員が別の会議に出席しておりまして、諮問第3号に移らせていただいてもよろしいでしょうか。

会長：わかりました。諮問第3号を先に行いましょう。

～ 説明員の入れ替え ～

会長：では、これより、「諮問第3号 個人情報取扱事務の委託について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局：諮問第3号について御説明いたします。この案件は、健康福祉部地域包括支援センターが所管する個人情報取扱事務であります「在宅医療・介護連携推進事業」の一部を委託することについて滝沢市個人情報保護条例第11条第1項の規定により、諮問するものであります。なお、冒頭でお話したとおり、この事務については既に実施しているものですので、今回御審議いただき、内容に問題がなければ追認という形で御承認いただき、事務登録したいものであります。

では、1ページ目を御覧ください。「1 個人情報取扱事務の名称及び内容」ですが、事務の名称は「在宅医療・介護連携推進事業」であります。

この事務の内容につきましては、介護保険法第115条の45第2項第4号の規定に基づき、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、居宅に関する医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進することを目的として、「地域の医療・介護資源の把握」、「在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討」、「切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進」、「医療・介護関係者の情報共有の支援」、「在宅医療・介護連携に関する相談支援」、「医療・介護関係者の研修」、「地域住民への普及啓発」及び「在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携」に関する事務を行うものであります。

「2 所管課等」は、健康福祉部地域包括支援センターです。

「3 委託先」については、「医療法人ゆとりが丘クリニック」です。

「4 委託の内容」の「(1) 委託する内容(範囲)」は、1(2)の個人情報取扱事務のうち、アからキまでの事務であります。このうち、個人情報のやり取りが発生します「オ 在宅医療・介護連携に関する相談支援」につきましては、別添の資料に基づいて説明いたしますので、7ページ目の資料1を御覧いただきたいと思っております。資料1の右下に記載された図を御覧ください。まず、図左下の相談者が委託先に相談をいたしまして、委託先におきましては、相談内容に応じた医療機関や介護保険事業所等に当該相談者の個人情報を提供し、相談者と医療機関、介護保険事業所等を相互に紹介いたします。また、この過程におきまして、委託先が相談者から収集した個人情報を市に提供し、市が相談者の介護保険情報を委託先に提供する場合もございます。

諮問書の1ページ目に戻りまして最後の行、「(2) 委託に含まれる個人情報」につきましては、市が委託先に提供する個人情報は、介護保険情報であります。委託先が収集する個人情報は、氏名、住所、生年月日・年齢、性別、電話番号、国籍・本籍、続柄、親族関係、婚姻歴、職業・勤務先、職歴、収入、財産状況、納税額等状況、公的扶助、負債状況、健康状況、病歴、障害、身体状況、居住状況、介護保険情報、家庭状況、居住状況及び趣味・趣向であります。

「(3) 市長が保有する個人情報の保護に関する実施要綱別表第8の該当

」についてですが、これは「該当あり」となっております。分類は基礎資料3の実施要綱にありますとおり「各種相談業務の委託」及び「福祉、保健サービス業務委託」となります。

「5 委託の条件」についてですが、諮問第1号にもございましたが、こちらは基礎資料3の実施要綱の第10条第2項におきまして「委託する場合における条件及び必要な措置は別表第9のとおりであること」が求められます。次回の契約時から、これらの事項を特記仕様書等に盛り込んで契約することといたします。

最後に「6 委託の開始時期」でございますが、「医療法人ゆとりが丘クリニック」への委託につきましては、平成28年4月1日から開始しております。

以上で、諮問第3号の説明を終わらせていただきます。

会長：ありがとうございました。それでは、質疑又は御意見等何かございませんか。

委員：平成28年から委託されているということですが、それから2・3年経っていますが、そのあたりの諮問が遅れた事情を教えてください。

担当課：諮問に付すことを忘れておりました。大変申し訳ありません。

会長：これは平成28年から実施されていますので、追認という形になりますね。

事務局：そうですね。申し訳ございません。

委員：資料1の流れ図について、市の包括支援センターから委託先に介護保険情報が提供されます。その後、相談者の個人情報や医療機関や介護保険事業所等に提供される、この関係性がよくわからないのですが。元の委託先があって、そこから再委託するとなると、それを承認するような手続の流れになるのですが、委託先のゆとりが丘クリニックに提供された情報が医療機関や介護保険事業所に提供される場合も、手続は市の方では必要ないと判断されているという理解でよろしいですか。

事務局：ゆとりが丘クリニックから医療機関等へ相談者の情報を伝えるところまでが事業の範囲で、その先の医療機関等で情報をどうするかは、事業の範囲から外れますので、特にゆとりが丘クリニックから医療機関等に提供するのに対して手続等は必要にならないと判断しています。

委員：このゆとりが丘クリニックというのは、医療機関ではないのですか。

事務局：医療機関なのですけれども、相談を受けてさらに介護保険事業所やゆとりが丘クリニックで対応できない部分について、相談者の状況に応じて最も適した場所を紹介するという形になっています。

委員：その際には、市から提供された介護保険情報というのは、提供されないということでしょうか。

事務局：厳密に言いますと、今まで行っている相談事業と、これから行う内容と二つありまして、今まで行っている相談事業については、相談者からゆとりが丘クリニックが直接お話を聴いて、本人から直接個人情報を収集す

るに留まっているのですが、今後は、市役所にゆとりが丘クリニックの職員の方に来ていただいて、市役所に来られた相談者に対しても、ゆとりが丘クリニックの職員の方に相談を受けていただくのですが、市役所で相談を受けた場合には、市役所で持っている介護保険情報をパソコン上で見せることもあるので、資料1の③の部分については、今回追認をいただいたあとで、追加で発生する部分になっています。

委員：今回の追認だから、これまでやってきたことですね。

事務局：③の相談者の介護保険情報はまだ提供されていないので、実際に担当課の方も、ゆとりが丘クリニックに委託をして、ゆとりが丘クリニックが自ら相談者から個人情報を収集していたにもかかわらず、市からの個人情報の提供がなかったため、個人情報取扱事務の委託であるという認識がなく、今回新たに相談者の介護保険情報を提供するという部分について総務課に相談に来た際に、相談内容は間違いなく委託に当たるが、そもそも今行っている内容も委託にあたるのではないかと、ということで今回諮問した経緯がございます。

そのため、相談者の介護保険情報をゆとりが丘クリニックに提供するという部分については、今は行っていないで、今後、契約の追加や変更で対応していきたいものです。

委員：だとすると、今諮問されているのは二つの内容についてということですね。従来の委託の部分の追認と、③の部分の情報提供がどうかということ。

事務局：そのとおりです。

委員：市で行っている「在宅ボックス滝沢」というのはなんでしょうか。

担当課：「在宅ボックス滝沢」というのは、医療法人ゆとりが丘クリニックが立ち上げて、相談機関として「在宅ボックス滝沢」という名称で市民の皆様や関係機関の皆様の相談を受け付けているものです。

委員：それは、周知度や利用率はどのくらいでしょうか。

事務局：今年度については、新しくチラシを作製し医療機関や介護事業所にお配りしたり、民生委員さん向けの会合や市の医療懇話会の際にも周知をさせていただいております。

委員：その際にも個人情報は守られるような流れになっているのですよね。

担当課：そのとおりです。

委員：わかりました。ありがとうございます。

会長：それでは、諮問第3号を承認してよろしいでしょうか。

それでは、諮問第3号を追認による承認ということで、答申することいたします。

会長：それでは、「諮問第4号 個人情報取扱事務の委託について」を議題いたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局：諮問第4号について説明をいたします。この案件は、健康福祉部地域包括

支援センターが所管する個人情報取扱事務である「滝沢市生活支援体制整備事業」の一部を委託することについて滝沢市個人情報保護条例第11条第1項の規定により、諮問するものであります。なお、この事務についても既に実施しているものですので、今回御審議いただき、内容に問題がなければ追認という形で承認いただき、事務登録したいものであります。

では、1ページ目を御覧ください。「1 個人情報取扱事務の名称及び内容」ですが、事務の名称は「滝沢市生活支援体制整備事業」であります。

この事務の内容は、介護保険法第115条の45第2項第5号の規定に基づき、日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で在宅生活を継続していくために必要となる多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築するため、地域に不足するサービスの創出、サービスの担い手の要請などの資源開発、地域関係者とのネットワーク構築並びに支援ニーズ及びサービスのコーディネート機能を担い、サービスを提供する事業主体と市が連携して支援体制の充実・強化を図るものです。

「2 所管課等」は、健康福祉部地域包括支援センターです。

「3 委託先」は、「社会福祉法人滝沢市社会福祉協議会」です。

「4 委託の内容」の「(1) 委託する内容(範囲)」は、一つ目は「業務を主に担当する生活支援コーディネーター1人の配置」、二つ目は「全市的な生活支援サービスのコーディネート等に関する業務」で、内容は「生活支援サービスの把握及び創出」、「支援ニーズの把握」、「ニーズとサービスのマッチング」です。三つ目は、「関係者間のネットワーク構築」で、内容は「地縁組織関係者、社会福祉協議会担当者、サービス事業関係者等多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進するための会議への参加」、「市民団体向け説明会及び市民向け普及啓発講演会の開催」です。四つ目として「サービス・支援の担い手となるボランティア等の養成」です。このうち、個人情報のやりとりが発生するのが二つ目の業務内容でございます。こちらについては別添の資料に基づいて御説明いたしますので、6ページ目の資料1の下に記載された図を御覧ください。まず、図の下中央の「高齢者、自治会、民生委員等の相談者」が委託先に左下の箱囲みのような相談をし、その際に個人情報収集されます。委託先においては、各種サービスの事業者が相談者の同意を得た上で個人情報を提供し、サービスの提供に関する相談を行い、サービス事業者が相談者に対しサービスを提供します。この中で、最初の相談が委託先ではなく、市に対して行われる場合があり、そのときは本人の同意を得た上で、市から委託先に相談者の個人情報を提供することとなります。

諮問書の2ページ目に戻りまして、「(2) 委託に含まれる個人情報」につきましては、市が委託先に提供する個人情報は、氏名、住所、生年月日・年齢、性別、電話番号、国籍・本籍、続柄、親族関係、婚姻歴、職業・勤務先、役職、地位、職歴、学歴、資格、団体加入、健康状況、病歴、障害、身体状況、家庭状況、居住状況、介護保険情報及び趣味・趣向です。委託先が収

集する個人情報についても同様です。

「(3) 市長が保有する個人情報の保護に関する実施要綱別表第8の該当」についてですが、これは「該当あり」となっており、分類は基礎資料3の実施要綱にあるとおり「各種相談業務の委託」及び「福祉、保健サービス業務委託」となります。

「5 委託の条件」についてでございますが、他の諮問と同様、今回の契約時から、実施要綱別表第9の規定に従い、これらの事項を特記仕様書等に盛り込んで契約することといたします。

最後に「6 委託の開始時期」ですが、「社会福祉法人滝沢市社会福祉協議会」への委託については、平成28年4月1日から開始しております。

以上で、諮問第4号の説明を終わらせていただきます。

会 長：ありがとうございました。

それでは委員の皆様、質疑あるいは御意見ありませんか。

委 員：委託に係る個人情報というところを見ますと、市から提供する個人情報と委託先が収集する個人情報が同じになっていますよね。2か所で同じ情報を集めるという意味でしょうか。本人から個人情報を収集するわけですよね。そのほかに市から同じ情報を提供する必要性はどこにあるのでしょうか。

担 当 課：お一人の相談者から2か所で情報を収集するというよりも、最初の相談が委託先にされるか、市にされるか、といった点での違いになります。市の方に直接市民の方から相談があった場合には、市から委託先にその情報をお渡しして対応いただき、委託先に相談された場合には委託先で情報を収集するという形になります。

委 員：では、市の方に相談が来た場合には、委託先に紹介して委託先で直接本人から情報を収集するわけではなく、情報を提供するということですか。

担 当 課：以前から関わりのあった方であれば、市で持っている情報を委託先に提供して、改めて聞かなくてもいいようにしています。全く初めてのの方の相談であれば、例えばお名前と連絡先だけを市で伺い、それを委託先に提供して、そのほかの情報は、委託先で収集するというような流れになります。そのケースによって収集する個人情報の範囲であったり、中身であったり、どちらで収集するのかといったところが様々に変わってきますので、想定されるものを出させていただいております。

委 員：いずれ、委託先からの要求などがあった場合にその情報を提供する形になるのでしょうか。

担 当 課：そうですね。委託先に相談が入った方に関して、追加の情報が本人からいただけないようなもので必要な情報については、問合せが入る形になります。今まであまりそういうケースはありませんでしたが。

委 員：実際に市で情報を委託先に提供するというケースはあまりないのですか。

担 当 課：今まではあまりなかったのですが、こういったコーディネートの事業の件数が増えてきている中で、こういうこと想定されるだろうということで出させていただいております。

委員：要は、市で持っている情報を提供するということになりますから、必要性があるということなんだと思いますが、そのあたりの必要性を確認させてもらったところです。

事務局：委託先の方でサービスを提供する上で必要な情報については、市で持っている場合には提供して、というのは、事業を円滑に進めていく上では必要な内容になるかと思っております。

委員：平成28年度から行われているということですがけれども、実際にそういったケースがあったのでしょうか。

担当課：これから想定されるのではないかとということで諮問させていただいております。

会長：諮問第4号は平成28年度から行われているので、追認ということになるわけですが、追認による承認ということによろしいでしょうか。

それでは、諮問第4号を追認による承認ということで、答申することといたします。

～ 説明員の入れ替え ～

会長：それでは、「諮問第2号 オンライン結合による個人情報の提供及び個人情報取扱事務の委託に係る内容の変更について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局：この案件は、健康福祉部保険年金課が所管する個人情報取扱事務である「国民健康保険事務」について、オンライン結合による個人情報の提供及び個人情報取扱事務の委託の内容を変更することについて、滝沢市個人情報保護条例第9条第2項及び第11条第1項の規定により、諮問するものであります。

1 ページ目を御覧ください。「1 個人情報取扱事務の名称」ですが、事務の名称は「国民健康保険事務」であります。

「2 所管課等」は、健康福祉部 保険年金課です。

「3 現状」の「(1) オンライン結合による個人情報の提供」につきましては、アのオンライン結合により提供する個人情報は、整理番号（システムで使用するもの）、氏名、住所、生年月日・年齢、性別、電話番号、国籍・本籍、続柄、親族関係、婚姻歴、職業・勤務先、収入、財産状況、納税額等状況、取引状況、公的扶助、負債状況、健康状況、病歴、障害、身体状況、家庭状況、居住状況及び個人番号です。イのオンライン結合による情報の提供先は、株式会社アイシーエス及び日本電気株式会社です。ウの提供先での利用目的は、国保資格システム、国保給付システム及び国民健康保険税システムの運用保守です。エのオンライン結合による提供の方法は、国保資格システム、国保給付システム及び国民健康保険税システムは、市のサーバーとベンダーのサーバーを接続することにより個人情報を提供しています。なお、インターネットとは隔離されていること及びシステムの使用には指認証

やユーザーIDとパスワードを入力しなければならないことで、機密性を保持する仕様となっております。

「(2) 個人情報取扱事務の委託」についてですが、アの「個人情報取扱事務の委託先」につきましては、アの国保資格システム、イの国保給付システム及びキの国保情報データベースシステムにつきましては「株式会社アイシーエス」、ウの国民健康保険税システムにつきましては「日本電気株式会社」、エの国保総合システム、オの快速サーチャーGX及びカの特定健診等データ管理システムにつきましては「岩手県国民健康保険団体連合会」となっております。イの個人情報取扱事務の委託に含まれる個人情報は、(1)のア、オンライン結合により提供する個人情報と同じです。ウの「市長が保有する個人情報の保護に関する実施要綱別表第8の該当」は該当有りとなっております。分類は先ほども御覧いただいた基礎資料3の実施要綱にあります「電算処理入力委託」となります。エの委託の条件については、9ページ目からの「特定個人情報等を取り扱う業務等、情報システム処理業務等における情報セキュリティに関する特記仕様書」を契約事項としており、次回契約時にもこれを契約事項とすることとします。

「4 変更の内容について」の「(1) 変更の理由」についてでございますが、現行の滝沢市賦課徴収管理システムが平成32年3月31日で契約満了となり、平成32年4月1日から新規の滝沢市賦課徴収管理システムを導入することとなりましたが、その過程で同システムのベンダーから国保市町村事務処理標準システムの導入の提案があり、現行の国保資格システム、国保給付システム及び国民健康保険税システムに代えて国保標準システムを滝沢市賦課徴収管理システムと同様に平成32年4月1日から導入することとなったことに伴いまして、オンライン結合による情報の提供先及び個人情報取扱事務の委託先の変更を行うものであります。

「(2) 変更内容」についてですが、アのオンライン結合による情報の提供先は、現状は株式会社アイシーエス及び日本電気株式会社となっておりますが、変更後は国保標準システムの委託先となります。イの個人情報取扱事務の委託先については、「(ア) 国保標準システムの構築業務」は国保標準システムの委託先に、「(イ) 現行のシステムから国保標準システムへのデータ移行作業」はそれぞれ現行のシステムの委託先に、「(ウ) 国保標準システムの保守管理業務」は国保標準システムの委託先にそれぞれ委託する予定です。

最後に「5 委託の開始時期」については、国保標準システムの構築業務は平成31年1月に契約を予定しており、現行のシステムからのデータ移行作業は平成31年4月に契約を予定、国保標準システムの保守管理業務については平成32年4月に契約を予定しております。

なお、この事務も諮問第1号と同様の理由から、委託先については特定の者に限定しない形で承認をいただき、今後、委託先の変更のみの場合には再度の諮問を要しないこととしていただきたいと思います。

以上で、諮問第2号の説明を終わらせていただきます。

会 長：ありがとうございます。

それでは委員の皆様、質疑あるいは御意見ありませんか。

委 員：変更後は、委託先はまだ決まっているわけではないのですか。

担 当 課：委託先は、日立システムズ株式会社となります。

委 員：変更の理由の3行目から標準システムの導入の提案があった会社とありますが、標準システムの提案を市では受け入れるということですか。

担 当 課：そのとおりです。

委 員：その時点で委託先は決まったということですよ。

担 当 課：賦課徴収管理システムの業者が11月上旬の庁議で承認されまして、その業者から国保標準システムの提案をされました。国保標準システムというのは、元々の開発元が日立システムズで、国の主導で開発されたものでした。国からは全市町村でできるだけ導入するという方向性が示されておりまして、市としても現行の国保資格システムの更新時に合わせて更新しようという考えがありましたが、今回、税の賦課徴収管理システムが別のベンダーに決まり、こういった提案がされまして、検討した結果、経費的にメリットがあるという判断の下、賦課徴収システムの導入に合わせて国保標準システムの導入を決定したということですよ。

委 員：先ほどの案件だと、委託先はこれから決めるのでこれと同じような形で委託先という記載になっていましたが、今回の場合、変更後の業者が決まっているのであれば、それが記載されているのかと思いますが、そうではないのですか。

事 務 局：将来的に変更が入ってきたときに、委託先が変更となる可能性がございますので。

担 当 課：今までは業者を特定して諮問しておりましたが、委託先が変わっても、個人情報を取り扱う業務の内容には変更がないので、その諮問を省略させていただくために業者を特定しないという趣旨で、今回は業者名を記載していないということですよ。

会 長：それでは、諮問第2号を承認してよろしいでしょうか。

それでは、諮問第2号を承認ということで、答申いたします。

～ 説明員の入れ替え ～

会 長：では、「諮問第5号 個人情報取扱事務の委託について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事 務 局：それでは、諮問第5号について御説明いたします。この案件は、企画総務部財務課が所管する個人情報取扱事務である「ふるさと納税推進事業」の一部を委託することについて滝沢市個人情報保護条例第11条第1項の規定により、諮問するものであります。この事務も既に実施してしまっているもの

ですので、今回御審議いただき、内容に問題がなければ追認という形で承認いただき、事務登録したいものであります。

最初に、1 ページ目を御覧ください。「1 個人情報取扱事務の名称及び内容」ですが、事務の名称は「ふるさと納税推進事業」であります。

この事務の内容は、地方税法等の一部を改正する法律の施行により、「地方創生」の一環として、納税の地域間格差の是正を目的とした「ふるさと納税」制度が平成20年から開始されたことに伴い、市の自主財源の拡大を図るため、ふるさと納税制度を推進するものであります。

現在の「ふるさと納税制度」は、納税している国民が、出身地の自治体や応援したい自治体に寄附を行うことにより、翌年の個人住民税所得割の約2割を上限とする金額が所得税と合わせて控除される制度となっております。

「2 所管課等」は、企画総務部財務課です。

「3 委託先」については、株式会社トラストバンク、株式会社サイネックス、ヤフー株式会社、株式会社東北ジェーシービー、三井住友カード株式会社及び滝沢市観光協会です。

「4 委託の内容」の「(1) 委託する内容(範囲)」は、別添の資料に基づいて御説明いたしますので、6 ページ目の資料1-1を御覧ください。この流れ図は、ふるさと納税を行おうとする人が、インターネット経由かつクレジットカード払いにより申込及び寄附を行う場合をお示ししたものです。まず、左下の①の矢印のとおり、ふるさと納税を行おうとする人が申込受付の委託先である株式会社トラストバンクが運営する「ふるさとチョイス」又は株式会社サイネックスが運営する「わが街ふるさと納税」というウェブサイトからふるさと納税の申込みを行います。次に、7 ページ目の資料1-2が株式会社サイネックスが運用している「わが街ふるさと納税」の画面です。申込みの際には、6 ページの②にあるように申込者がクレジットカードによる決済を選択した場合には、収納代行業者であるヤフー株式会社、株式会社東北ジェーシービー又は三井住友カード株式会社を經由し寄付金を納付します。クレジットカード払い以外の納付方法を選択した場合には、収納代行業者は介しません。図には記載しておりませんが、代理受領証明書の発行業務の委託先である株式会社サイネックスから、申込者に対し代理受領証明書を発行します。市においては、申込受付業者から申込情報の提供がなされた段階で、申込者本人に対しマイナンバーの請求をし、提供を受けます。全ての情報が揃い、寄附金の納付が完了した段階で、⑦のとおり、返礼品送付の委託先である「滝沢市観光協会」に返礼品送付に係る情報を提供し、「滝沢市観光協会」におきましては、申込者に返礼品の送付を行います。また、市においては、申込者の「住所地自治体の税務担当課」にふるさと納税情報の提供を行います。

諮問書の2 ページ目に戻りまして、中ほど「(2) 委託に含まれる個人情報」については、市が委託先に提供する個人情報は、氏名、住所、生年月日・年齢、性別、電話番号、メールアドレス、寄附金額及び希望する返礼品で

す。委託先が収集する個人情報も同じく氏名、住所、生年月日・年齢、性別、電話番号、メールアドレス、寄附金額及び希望する返礼品です。

「(3) 市長が保有する個人情報の保護に関する実施要綱別表第8の該当」についてでございますが、これは「該当あり」となっており、分類は「祝い品、見舞い品等の配送委託」、「電子計算機操作業務委託」及び「収納金の集計に係る電算処理委託」となります。

「5 委託の条件」についてですが、こちらは滝沢市情報システム調達ガイドライン又は各委託先業者の規約等に基づき契約を締結しており、実施要綱別表第9の規定とは異なっている部分がありますが、委託先は全国でも実績のある企業であることから、支障はないものと考えております。

最後に「6 委託の開始時期」でございますが、株式会社トラストバンクにあつては平成27年8月1日から、株式会社サイネックスにあつては平成30年2月20日から、ヤフー株式会社にあつては平成27年9月7日から、株式会社東北ジェーシービーにあつては平成30年4月11日から、三井住友カード株式会社にあつては平成30年6月1日から、滝沢市観光協会にあつては平成27年7月30日から委託を開始しております。

以上で、諮問第5号の説明を終わらせていただきます。

会 長：ありがとうございます。

それでは委員の皆様、質疑あるいは御意見ありませんか。

委 員：質疑ではなくて、感想を申し上げてよろしいですか。私、東日本大震災の後、寄附をしたんです。それから、ふるさと納税をしたところもあります。けれども、こういった方法があるのは初めて知りました。私は、自治体に直接行わなければならないと思っていました。こういうことは、市民はよく知っているのでしょうか。世の中は進んでいますから、市民にこういう方法があるんだ、ということをしてPRする必要があるのではないかと思います。

もう一つは全体の情報公開の制度を見ていると、市民と接触する機会に市民の情報はこう守られているんだ、というような、個人情報がどういう風に扱われているのかを知らせるような機会を持ってほしいと思います。

担 当 課：クレジットカードは情報が漏れるかもしれないといった理由で拒否される方も中にはいらっしゃいますので、郵便振替とか窓口といった方もいらっしゃいます。

委 員：ちなみに、ふるさと納税は滝沢市ではどれくらいなんですか。

担 当 課：平成27年が6,900万円、平成28年が4,600万円、平成29年が4,300万円です。

委 員：もう少し欲しいところですか。

担 当 課：そうですね。

委 員：ではやはりこれはPRですよ。

担 当 課：先ほどおっしゃられたとおり、市民に周知してしまうと他に行ってしまうので、全国的に周知するには、ということで様々考えているところです。

委 員：申込受付業者は、この2社だけですか。

担当課：滝沢市が契約しているのはこの2社ですが、全国的には10社以上あります。

委員：Google等の検索エンジンでその業者を探してということになるんですか。

担当課：テレビでは「さとふる」がよく出てきますが、一番の大手が「ふるさとチョイス」ということで、お願いしているところです。

会長：それでは、諮問第5号を承認してよろしいでしょうか。

それでは、諮問第5号を追認による承認ということで、答申することといたします。

～ 説明員の退出 ～

会長：それでは、「諮問第6号 個人情報取扱事務の委託について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局：諮問第6号について御説明いたします。この案件は、企画総務部総務課が所管する個人情報取扱事務である「心理的な負担の程度を把握するための検査等」の一部を委託することについて滝沢市個人情報保護条例第11条第1項の規定により、諮問するものであります。この事務も既に実施しているものですので、今回御審議いただき、内容に問題がなければ追認という形で承認いただき、事務登録したいものであります。

では、1ページ目を御覧ください。「1 個人情報取扱事務の名称及び内容」でございますが、事務の名称は「心理的な負担の程度を把握するための検査等」であります。

この事務の内容は、いわゆるストレスチェックといわれるものであります。労働安全衛生法第66条の10の規定により、事業者が職員の心理的負担の程度を把握するための検査及びその検査の結果、高ストレス者と判断された者のうち希望者に対して医師による面接指導並びに必要な事後措置を行うものであります。

「2 所管課等」は、企画総務部総務課です。

「3 委託先」については、「労働安全衛生規則第52条の10に規定する医療関係機関等」としておりますが、この事務の委託先につきましては、毎年度その年度の状況に応じて決定しますので、委託先につきましては特定の者に限定しない形での承認をいただきたいものでございます。なお、平成29年度及び今年度は、「公益財団法人岩手県予防医学協会」に委託しております。

「4 委託の内容」の「(1) 委託する内容(範囲)」は、別添の資料に基づいて御説明いたしますので、6ページ目の資料1を御覧ください。まず、図左上の箱囲みのおり、市から氏名等の職員情報を委託先に提供いたします。委託先は、提供された職員情報を元にチェックシートを作成し、市に

送付します。市では、各職員がチェックシートを記入し、市がチェックシートを回収、取りまとめを行いまして、委託先に記入済みチェックシートの送付をいたします。委託先は、提出されたチェックシートを元に「検査結果報告書」を作成し、その報告書を市に提出します。

市は、ストレスチェックの結果、高ストレスと判断された職員のうち、面接指導の希望申出があった者について、その面接希望者の直近1か月の勤務状況を含む職員情報等が記載された調書を委託先に提出いたします。委託先においては、当該調書を元に医師による面接指導を実施し、「面接指導結果報告書」を作成し、市にその報告書を提出します。

市においては、「検査結果報告書」及び「面接指導結果報告書」に基づき、「当該労働者の健康を保持するために必要な措置」について医師の意見を聴取し、必要な措置を実施いたします。また、これらの内容についてまとめた「心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書」を、盛岡労働基準監督署長に提出するものです。

諮問書の1ページ目に戻りまして、「4の(2)委託に含まれる個人情報」については、市が委託先に提供する個人情報は、氏名、生年月日、性別及び勤務状況であります。委託先が収集する個人情報は、ストレスチェックの結果及び面接指導の結果であります。

「(3)市長が保有する個人情報の保護に関する実施要綱別表第8の該当」についてですが、これは「該当あり」となっており、分類は「各種検診検査委託」となります。

「5 委託の条件」についてですが、こちらはさきほど来と同様、実施要綱の第10条第2項において「委託する場合における条件及び必要な措置は別表第9のとおりであること」が求められます。今回の契約時から、これらの事項を特記仕様書なりに盛り込んで契約することといたします。

最後に「6 委託の開始時期」ですが、「公益財団法人岩手県予防医学協会」への委託については、平成29年9月20日から開始しております。

以上で、諮問第6号の説明を終わらせていただきます。

会 長：ありがとうございました。

それでは委員の皆様、質疑あるいは御意見ありませんか。

委 員：これはこれまでの諮問と同様に委託先を変更することを含んでいるということですね。

事 務 局：そのとおりです。ストレスチェックを実施している民間事業者も全国では結構出てきておりまして、県内は少ないですけども営業に来られるところもありますので、そういったところも含めてですね。

委 員：こういうものの結果が差別になるような心配はないですね。

事 務 局：そこはないです。人事担当の職員に関しては、この結果を見られないことになっていまして、別の職員が担当しております。

会 長：それでは、諮問第6号も開始しておりますので追認による承認となりますが、承認してよろしいでしょうか。

それでは、諮問第6号を追認による承認ということで、答申することといたします。

会長：続いて、「諮問第7号 個人情報取扱事務の委託について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局：諮問第7号について御説明いたします。この案件は、企画総務部総務課が所管する個人情報取扱事務である「長時間労働者への面接指導等」の一部を委託することにつきまして滝沢市個人情報保護条例第11条第1項の規定により、諮問するものであります。

最初に、1ページ目を御覧ください。「1 個人情報取扱事務の名称及び内容」ですが、事務の名称は「長時間労働者への面接指導等」であります。

この事務の内容は、労働安全衛生法第66条の8の規定により、1月当たり一定時間以上の時間外及び休日労働をした職員等に対して医師による面接指導を行い、必要な事後措置を実施するというものであります。

「2 所管課等」は、企画総務部総務課です。

「3 委託先」については、医療機関等としておりますが、この事務の委託先については、毎年度その年度の状況に応じて決定しますので、委託先については特定の者に限定しない形での承認をいただきたいものでございます。

「4 委託の内容」の「(1) 委託する内容(範囲)」は、別添の資料に基づいて御説明いたしますので、6ページ目の資料1を御覧ください。こちらは、現時点で想定している事務の流れとなります。まず、図左上の箱囲みのおり、職員が行った時間外・休日労働が1月当たり100時間を超えている場合又は80時間を超えている場合で当該職員からの申出があったときに、面接に必要な氏名、生年月日、性別、勤務状況を委託先に提供し、面接を依頼します。

なお、時間外・休日労働が1月当たり100時間を超えている場合の対応につきましては、法令に規定があるものではなく、国家公務員に合わせた対応であります。

委託先においては、提供された職員の情報をもとに医師による面接指導を実施し、その結果を市に報告します。

市においては、その面接指導の結果に基づき、「当該労働者の健康を保持するために必要な措置」について、面接指導の委託先の医師から意見を聴取し、それら面接指導の結果の記録を作成し、必要な事後措置を実施するものであります。

諮問書の1ページ目に戻りまして、「4の(2) 委託に含まれる個人情報」につきましては、市が委託先に提供する個人情報は、氏名、生年月日、性別及び勤務状況であります。委託先が収集する個人情報は、面接者の勤務状況、疲労の蓄積の状況、心身の状況、面接指導の結果であります。

次のページに移りまして「(3) 市長が保有する個人情報の保護に関する実施要綱別表第8の該当」についてですが、これは「該当あり」となっており、分類は「各種検診検査委託」となります。

「5 委託の条件」についてですが、こちらも他の諮問と同様に実施要綱別表第9に従い、これらの事項を特記仕様書等に盛り込んで契約することといたします。

最後に「6 委託の開始時期」ですが、平成31年4月1日を予定しております。

以上で、諮問第7号の説明を終わらせていただきます。

会 長：ありがとうございました。

それでは委員の皆様、質疑あるいは御意見ありませんか。

会 長：特になければ、諮問第7号を承認してよろしいでしょうか。

それでは、諮問第7号を承認ということで、答申することといたします。

会 長：それでは、その他に入ります。

委員の皆様、又は事務局から何かございますか。

委 員：特にありません。

事 務 局：特にありません。

会 長：他にないようですので、本日の会議は、これまでといたします。ありがとうございました。

事 務 局：松下会長、大変ありがとうございました。以上をもちまして、平成30年度第2回滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会を閉会いたします。

委員の皆様、お忙しい中お集まりいただきありがとうございました。

7 会議資料

基礎資料1 滝沢市行政情報公開条例（平成9年滝沢村条例第8号）

基礎資料2 滝沢市個人情報保護条例（平成9年滝沢村条例第9号）

基礎資料3 市長が保有する個人情報の保護に関する実施要綱（平成10年滝沢村告示第50号）

諮問第1号 オンライン結合による個人情報の提供及び個人情報取扱事務の委託に係る内容の変更について

諮問第2号 オンライン結合による個人情報の提供及び個人情報取扱事務の委託に係る内容の変更について

諮問第3号 個人情報取扱事務の委託について

諮問第4号 個人情報取扱事務の委託について

諮問第5号 個人情報取扱事務の委託について

諮問第6号 個人情報取扱事務の委託について

諮問第7号 個人情報取扱事務の委託について

諮問第 1 号

オンライン結合による個人情報の提供及び個人情報取扱事務の委託に係る内容の変更について

次のとおりオンライン結合による個人情報の提供及び個人情報取扱事務の委託の内容を変更することについて、滝沢市個人情報保護条例（平成 9 年滝沢村条例第 9 号）第 9 条第 2 項及び第 11 条第 1 項の規定により、滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会の意見を求める。

平成 31 年 1 月 22 日提出

滝沢市長 主濱 了

1 対象となる個人情報取扱事務の名称及び変更対象

	所管課	オンライン結合	委託
ア 国民健康保険税賦課事務	税務課	○	○
イ 法人市民税賦課事務	税務課	○	○
ウ 軽自動車税賦課事務	税務課	○	○
エ 個人市県民税賦課事務	税務課	○	○
オ 固定資産評価・課税業務（償却資産）	税務課	○	○
カ 固定資産評価・課税業務（家屋）	税務課	○	○
キ 固定資産評価・課税業務（土地）	税務課	○	○
ク 市税の滞納整理及び滞納処分事務	収納課	○	○
ケ 経営所得安定対策交付金差押事務	収納課	○	○
コ 収納管理事務	収納課	○	○
サ 納税情報の管理事務	収納課	○	○
シ 滝沢市クレジット収納事務	収納課	○	○

2 所管課等

企画総務部収納課及び税務課

3 現状

(1) オンライン結合による個人情報の提供

ア オンライン結合により提供する個人情報

整理番号（システムで使用するもの）、氏名、住所、生年月日・年齢、性別、電話番号、国籍・本籍、続柄、親族関係、婚姻歴、職業・勤務先、役職・地位、職歴、資格、収入、財産状況、納税額等状況、取引状況、公的扶助、負債状況、健康状況、病歴、障害、身体状況、家庭状況、居住状況及び個人番号

- イ オンライン結合による情報の提供先
日本電気株式会社
- ウ 提供先での利用目的
データ連携における整合性のチェック及びシステム運用等の保守
- エ オンライン結合による提供の方法
委託先業者は、インターネットから隔離された住民情報系のLAN（情報システム課管理）に接続される閉域の専用線を利用し、市のサーバーにアクセスする。

（２）個人情報取扱事務の委託

- ア 個人情報取扱事務の委託先
滝沢市賦課徴収管理システム（以下「システム」という。）（日本電気株式会社）
- イ 委託に含まれる個人情報
（１）のアと同じ。
- ウ 市長が保有する個人情報の保護に関する実施要綱（平成１０年滝沢村告示第５０号）別表第８の該当
有り（電算処理入力委託）
- エ 委託の条件
特定個人情報等を取り扱う業務等、情報システム処理業務等における情報セキュリティに関する特記仕様書を契約事項としている。

４ 変更の内容について

（１）変更の理由

現行のシステムが平成３２年３月３１日で契約期間満了となり、平成３２年４月１日から新規のシステムを導入することとなったことに伴い、オンライン結合による情報の提供先及び個人情報取扱事務の委託先の変更を行うものである。

（２）変更内容

- ア オンライン結合による情報の提供先
変更前 日本電気株式会社
変更後 新規のシステムの委託先
- イ 個人情報取扱事務の委託先
（ア）システムの構築業務（新規のシステムの委託先）
（イ）現行のシステムから新規のシステムへのデータ移行作業（現行のシステムの委託先）
（ウ）システムの保守管理業務（新規のシステムの委託先）

５ 委託の開始時期

新規のシステムの構築業務：平成３１年１月契約予定
現行のシステムからのデータ移行作業：平成３１年４月契約予定
新規のシステムの保守管理業務：平成３２年４月契約予定

個人情報取扱事務登録簿

個人情報取扱事務	名称	国民健康保険税賦課事務		
	目的	国民健康保険税を課税するため		
	根拠法令等	地方税法		
	開始年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	25 年 7 月 31 日	
個人情報記録から検索し得る個人の類型(収集対象者)	国民健康保険加入者			の個人情報
個人情報を取り扱う目的	国民健康保険税を課税するため			
個人情報の項目名	ア 戸籍、住民記録に関する情報	イ 学歴・職業等経歴、社会活動に関する情報	ウ 財産、所得等経済状況に関する情報	
	<input type="checkbox"/> 整理番号(システムで使用するもの)	<input checked="" type="checkbox"/> 職業・勤務先	<input checked="" type="checkbox"/> 収入	
	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 役職・地位	<input checked="" type="checkbox"/> 財産状況	
	<input checked="" type="checkbox"/> 住所	<input checked="" type="checkbox"/> 職歴	<input checked="" type="checkbox"/> 納税額等状況	
	<input checked="" type="checkbox"/> 生年月日・年齢	<input type="checkbox"/> 学歴	<input type="checkbox"/> 取引状況	
	<input checked="" type="checkbox"/> 性別	<input type="checkbox"/> 資格	<input checked="" type="checkbox"/> 公的扶助	
<input checked="" type="checkbox"/> 電話番号	<input type="checkbox"/> 団体加入	<input checked="" type="checkbox"/> 負債状況		
<input type="checkbox"/> 国籍・本籍	<input checked="" type="checkbox"/> 賞罰	<input type="checkbox"/> []		
<input checked="" type="checkbox"/> 続柄	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
<input checked="" type="checkbox"/> 親族関係	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
<input checked="" type="checkbox"/> 婚姻暦	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
エ 身体、健康状態等心身に関する情報	オ 生活状況に関する情報	カ 知識、技術及び能力に関する情報		
<input checked="" type="checkbox"/> 健康状況	<input checked="" type="checkbox"/> 家庭状況	<input type="checkbox"/> 各種試験成績		
<input checked="" type="checkbox"/> 病歴	<input checked="" type="checkbox"/> 居住状況	<input type="checkbox"/> 勤務成績		
<input checked="" type="checkbox"/> 障害	<input type="checkbox"/> 趣味・嗜好	<input type="checkbox"/> 学業成績		
<input type="checkbox"/> 身体状況	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
個人番号(マイナンバー)等の取扱い	個人番号(マイナンバー)利用の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 〔根拠法令等：番号利用法別表第1 第 16 項 又は 独自利用条例 第 条〕			
思想、信条等に関する個人情報の取扱い	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 思想、信条及び宗教 []		
	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 人種及び民族 []		
思想、信条等に関する個人情報の取扱い	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 犯罪歴 []		
	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる社会的身分 []		
思想、信条等に関する個人情報の取扱い	<input checked="" type="checkbox"/> 無	取り扱う理由	<input type="checkbox"/> 法令等 []	
	<input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 審議会承認 [第 号]	
個人情報の収集先及び収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人	<input checked="" type="checkbox"/> 本人以外		
	本人以外から収集する場合の条例該当条項、具体的方法等			
	<input checked="" type="checkbox"/> 条例第7条第3項第1号(法令等)	[地方税法]		
	<input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第2号(本人同意)	[]		
	<input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第3号(緊急)	[本人への通知：]		
	<input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第4号(客観的事実)	[]		
<input checked="" type="checkbox"/> 条例第7条第3項第5号(他の実施機関からの提供)	[]			
<input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第6号(審議会承認)	[第 号]			
	[本人への通知：]			
	[省略の場合：審議会承認 第 号]			
電子計算機処理の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	システム名称等	賦課徴収管理システム	
	<input type="checkbox"/> 無	オンライン結合による提供の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 [審議会承認 第 号] <input type="checkbox"/> 無	

(第2面)

個人情報を利用する範囲 (目的外利用の有無)	<table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:30%;"><input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用有</td> <td style="width:70%;"><input type="checkbox"/> 所管課等のみでの利用 (目的外利用無)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">目的外利用有の場合の 条例該当条項、利用する所管課等</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 条例第8条第1項第1号 (法令等)</td> <td>[法令名: 地方税法]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[利用先: 保険年金課、地域福祉課、生活福祉課]</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第2号 (本人同意)</td> <td>[利用先:]</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第3号 (緊急)</td> <td>[利用先:]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[本人への通知:]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[省略の場合: 審議会承認 第 号]</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第4号 (審議会承認) 第 号</td> <td>[利用先:]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[本人への通知:]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[省略の場合: 審議会承認 第 号]</td> </tr> </table>	<input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用有	<input type="checkbox"/> 所管課等のみでの利用 (目的外利用無)	目的外利用有の場合の 条例該当条項、利用する所管課等		<input checked="" type="checkbox"/> 条例第8条第1項第1号 (法令等)	[法令名: 地方税法]		[利用先: 保険年金課、地域福祉課、生活福祉課]	<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第2号 (本人同意)	[利用先:]	<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第3号 (緊急)	[利用先:]		[本人への通知:]		[省略の場合: 審議会承認 第 号]	<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第4号 (審議会承認) 第 号	[利用先:]		[本人への通知:]		[省略の場合: 審議会承認 第 号]								
<input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用有	<input type="checkbox"/> 所管課等のみでの利用 (目的外利用無)																														
目的外利用有の場合の 条例該当条項、利用する所管課等																															
<input checked="" type="checkbox"/> 条例第8条第1項第1号 (法令等)	[法令名: 地方税法]																														
	[利用先: 保険年金課、地域福祉課、生活福祉課]																														
<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第2号 (本人同意)	[利用先:]																														
<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第3号 (緊急)	[利用先:]																														
	[本人への通知:]																														
	[省略の場合: 審議会承認 第 号]																														
<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第4号 (審議会承認) 第 号	[利用先:]																														
	[本人への通知:]																														
	[省略の場合: 審議会承認 第 号]																														
個人情報を提供する範囲 (外部提供の有無)	<table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:30%;"><input checked="" type="checkbox"/> 外部提供有</td> <td style="width:70%;"><input type="checkbox"/> 外部提供無</td> </tr> <tr> <td colspan="2">外部提供有の場合の 該当条項、提供先、提供する個人情報項目名等</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 条例第8条第1項第1号 (法令等)</td> <td>[法令名: 地方税法]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[提供先: 他市町村]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[項目名: 収入]</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第2号 (本人同意)</td> <td>[提供先:]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[項目名:]</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第3号 (緊急)</td> <td>[提供先:]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[項目名:]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[本人への通知:]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[省略の場合: 審議会承認 第 号]</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 条例第8条第1項第4号 (審議会承認) 第 号</td> <td>[提供先: システム委託先業者]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[項目名: 氏名、住所、生年月日・年齢、性別、電話番号、続柄、親族関係、婚姻歴、職業・勤務先、職歴、賞罰、収入、財産状況、納税額等状況、公的扶助、負債状況、健康状況、病歴、障害、家庭状況及び居住状況]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[本人への通知:]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[省略の場合: 審議会承認 第 号]</td> </tr> </table>	<input checked="" type="checkbox"/> 外部提供有	<input type="checkbox"/> 外部提供無	外部提供有の場合の 該当条項、提供先、提供する個人情報項目名等		<input checked="" type="checkbox"/> 条例第8条第1項第1号 (法令等)	[法令名: 地方税法]		[提供先: 他市町村]		[項目名: 収入]	<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第2号 (本人同意)	[提供先:]		[項目名:]	<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第3号 (緊急)	[提供先:]		[項目名:]		[本人への通知:]		[省略の場合: 審議会承認 第 号]	<input checked="" type="checkbox"/> 条例第8条第1項第4号 (審議会承認) 第 号	[提供先: システム委託先業者]		[項目名: 氏名、住所、生年月日・年齢、性別、電話番号、続柄、親族関係、婚姻歴、職業・勤務先、職歴、賞罰、収入、財産状況、納税額等状況、公的扶助、負債状況、健康状況、病歴、障害、家庭状況及び居住状況]		[本人への通知:]		[省略の場合: 審議会承認 第 号]
<input checked="" type="checkbox"/> 外部提供有	<input type="checkbox"/> 外部提供無																														
外部提供有の場合の 該当条項、提供先、提供する個人情報項目名等																															
<input checked="" type="checkbox"/> 条例第8条第1項第1号 (法令等)	[法令名: 地方税法]																														
	[提供先: 他市町村]																														
	[項目名: 収入]																														
<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第2号 (本人同意)	[提供先:]																														
	[項目名:]																														
<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第3号 (緊急)	[提供先:]																														
	[項目名:]																														
	[本人への通知:]																														
	[省略の場合: 審議会承認 第 号]																														
<input checked="" type="checkbox"/> 条例第8条第1項第4号 (審議会承認) 第 号	[提供先: システム委託先業者]																														
	[項目名: 氏名、住所、生年月日・年齢、性別、電話番号、続柄、親族関係、婚姻歴、職業・勤務先、職歴、賞罰、収入、財産状況、納税額等状況、公的扶助、負債状況、健康状況、病歴、障害、家庭状況及び居住状況]																														
	[本人への通知:]																														
	[省略の場合: 審議会承認 第 号]																														
個人情報取扱事務の委託	<input checked="" type="checkbox"/> 委託有 [審議会承認 第 号] <input type="checkbox"/> 委託無																														
公文書の保管期間	<input type="checkbox"/> 長期 <input checked="" type="checkbox"/> 10年 <input type="checkbox"/> 随時廃棄																														
個人情報保護管理責任者	税務課長																														
所管課等	税務課	登録番号	243																												
		登録年月日	平成10年9月1日																												
	事務移管日	審議会報告	平成10年9月11日																												
	移管前の課等	縦覧開始日																													

個人情報取扱事務の文書目録

事務の名称		国民健康保険税賦課事務		
所管課等		税務課		登録番号 243
No.	文書等の名称	記録形態		
1	国民健康保険税賦課台帳	<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input checked="" type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	

個人情報取扱事務登録簿

個人情報取扱事務	名称	法人市民税賦課事務		
	目的	法人市民税を課税するため		
	根拠法令等	地方税法		
	開始年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	25 年 7 月 31 日	
個人情報記録から検索し得る個人の類型(収集対象者)	市内法人及びその本店等法人			の個人情報
個人情報を取り扱う目的	法人市民税を課税するため			
個人情報の項目名	ア 戸籍、住民記録に関する情報	イ 学歴・職業等経歴、社会活動に関する情報	ウ 財産、所得等経済状況に関する情報	
	<input type="checkbox"/> 整理番号 <small>(システムで使用するもの)</small>	<input type="checkbox"/> 職業・勤務先	<input type="checkbox"/> 収入	
	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 役職・地位	<input checked="" type="checkbox"/> 財産状況	
	<input checked="" type="checkbox"/> 住所	<input type="checkbox"/> 職歴	<input checked="" type="checkbox"/> 納税額等状況	
	<input type="checkbox"/> 生年月日・年齢	<input type="checkbox"/> 学歴	<input type="checkbox"/> 取引状況	
	<input type="checkbox"/> 性別	<input type="checkbox"/> 資格	<input type="checkbox"/> 公的扶助	
<input checked="" type="checkbox"/> 電話番号	<input type="checkbox"/> 団体加入	<input type="checkbox"/> 負債状況		
<input type="checkbox"/> 国籍・本籍	<input type="checkbox"/> 賞罰	<input type="checkbox"/> []		
<input type="checkbox"/> 続柄	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
<input type="checkbox"/> 親族関係	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
<input type="checkbox"/> 婚姻暦	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
エ 身体、健康状態等心身に関する情報	オ 生活状況に関する情報	カ 知識、技術及び能力に関する情報		
<input type="checkbox"/> 健康状況	<input type="checkbox"/> 家庭状況	<input type="checkbox"/> 各種試験成績		
<input type="checkbox"/> 病歴	<input type="checkbox"/> 居住状況	<input type="checkbox"/> 勤務成績		
<input type="checkbox"/> 障害	<input type="checkbox"/> 趣味・嗜好	<input type="checkbox"/> 学業成績		
<input type="checkbox"/> 身体状況	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
個人番号(マイナンバー)等の取扱い	個人番号(マイナンバー)利用の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 〔根拠法令等：番号利用法別表第1 第 [] 項 又は 独自利用条例 第 [] 条〕			
思想、信条等に関する個人情報の取扱い	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 思想、信条及び宗教 []		
	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 人種及び民族 []		
思想、信条等に関する個人情報の取扱い	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 犯罪歴 []		
	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる社会的身分 []		
思想、信条等に関する個人情報の取扱い	<input checked="" type="checkbox"/> 無	取り扱う理由	<input type="checkbox"/> 法令等 []	
	<input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 審議会承認 [第 [] 号]	
個人情報の収集先及び収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外			
	本人以外から収集する場合の条例該当条項、具体的方法等			
	<input checked="" type="checkbox"/> 条例第7条第3項第1号(法令等) [地方税法]			
	<input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第2号(本人同意) []			
	<input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第3号(緊急) [本人への通知： 〔省略の場合：審議会承認 第 [] 号]			
	<input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第4号(客観的事実) []			
<input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第5号(他の実施機関からの提供) []				
<input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第6号(審議会承認) [第 [] 号]				
[本人への通知： 〔省略の場合：審議会承認 第 [] 号]				
電子計算機処理の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	システム名称等	賦課徴収管理システム	
	<input type="checkbox"/> 無	オンライン結合による提供の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 [審議会承認 第 [] 号] <input type="checkbox"/> 無	

個人情報取扱事務の文書目録

事務の名称		法人市民税賦課事務		
所管課等		税務課		登録番号 244
No.	文書等の名称	記録形態		
1	法人市民税賦課台帳	<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input checked="" type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
2	法人市民税申告書	<input checked="" type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	

個人情報取扱事務登録簿

個人情報取扱事務	名称	軽自動車税賦課事務		
	目的	軽自動車税を課税するため		
	根拠法令等	地方税法		
	開始年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	25 年	7 月 31 日
個人情報記録から検索し得る個人の類型(収集対象者)	市登録の軽自動車所有者			の個人情報
個人情報を取り扱う目的	軽自動車税を課税するため			
個人情報の項目名	ア 戸籍、住民記録に関する情報	イ 学歴・職業等経歴、社会活動に関する情報	ウ 財産、所得等経済状況に関する情報	
	<input type="checkbox"/> 整理番号(システムで使用するもの)	<input type="checkbox"/> 職業・勤務先	<input type="checkbox"/> 収入	
	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 役職・地位	<input type="checkbox"/> 財産状況	
	<input checked="" type="checkbox"/> 住所	<input type="checkbox"/> 職歴	<input type="checkbox"/> 納税額等状況	
	<input checked="" type="checkbox"/> 生年月日・年齢	<input type="checkbox"/> 学歴	<input type="checkbox"/> 取引状況	
	<input type="checkbox"/> 性別	<input type="checkbox"/> 資格	<input type="checkbox"/> 公的扶助	
<input checked="" type="checkbox"/> 電話番号	<input type="checkbox"/> 団体加入	<input type="checkbox"/> 負債状況		
<input checked="" type="checkbox"/> 国籍・本籍	<input type="checkbox"/> 賞罰	<input type="checkbox"/> []		
<input checked="" type="checkbox"/> 続柄	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
<input checked="" type="checkbox"/> 親族関係	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
<input type="checkbox"/> 婚姻暦	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
エ 身体、健康状態等心身に関する情報	オ 生活状況に関する情報	カ 知識、技術及び能力に関する情報		
<input type="checkbox"/> 健康状況	<input type="checkbox"/> 家庭状況	<input type="checkbox"/> 各種試験成績		
<input type="checkbox"/> 病歴	<input type="checkbox"/> 居住状況	<input type="checkbox"/> 勤務成績		
<input checked="" type="checkbox"/> 障害	<input type="checkbox"/> 趣味・嗜好	<input type="checkbox"/> 学業成績		
<input type="checkbox"/> 身体状況	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
個人番号(マイナンバー)等の取扱い	個人番号(マイナンバー)利用の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 〔根拠法令等：番号利用法別表第1 第 16 項 又は 独自利用条例 第 条〕			
思想、信条等に関する個人情報の取扱い	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 思想、信条及び宗教 []		
	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 人種及び民族 []		
思想、信条等に関する個人情報の取扱い	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 犯罪歴 []		
	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる社会的身分 []		
思想、信条等に関する個人情報の取扱い	<input checked="" type="checkbox"/> 無	取り扱う理由 <input type="checkbox"/> 法令等 []		
	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 審議会承認 [第 号]		
個人情報の収集先及び収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人	<input checked="" type="checkbox"/> 本人以外		
	本人以外から収集する場合の条例該当条項、具体的方法等			
	<input checked="" type="checkbox"/> 条例第7条第3項第1号(法令等)	〔 地方税法 〕		
	<input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第2号(本人同意)	〔 〕		
	<input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第3号(緊急)	〔本人への通知： 〕		
	<input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第4号(客観的事実)	〔 〕		
<input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第5号(他の実施機関からの提供)	〔 〕			
<input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第6号(審議会承認)	〔 第 号 〕			
<input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第6号(審議会承認)	〔本人への通知： 〕			
<input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第6号(審議会承認)	〔省略の場合：審議会承認 第 号 〕			
電子計算機処理の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	システム名称等	賦課徴収管理システム	
	<input type="checkbox"/> 無	オンライン結合による提供の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 [審議会承認 第 号] <input type="checkbox"/> 無	

(第2面)

個人情報を利用する範囲 (目的外利用の有無)	<table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:30%;"><input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用有</td> <td style="width:70%;"><input type="checkbox"/> 所管課等のみでの利用 (目的外利用無)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">目的外利用有の場合の 条例該当条項、利用する所管課等</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第1号 (法令等)</td> <td>[法令名:]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[利用先:]</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第2号 (本人同意)</td> <td>[利用先:]</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第3号 (緊急)</td> <td>[利用先:]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[本人への通知:]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[省略の場合: 審議会承認 第 号]</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 条例第8条第1項第4号 (審議会承認) 第 2 号 平成10年3月23日</td> <td>[利用先: 地域福祉課、生活福祉課]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[本人への通知:]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[省略の場合: 審議会承認 第 2 号 平成10年3月23日]</td> </tr> </table>	<input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用有	<input type="checkbox"/> 所管課等のみでの利用 (目的外利用無)	目的外利用有の場合の 条例該当条項、利用する所管課等		<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第1号 (法令等)	[法令名:]		[利用先:]	<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第2号 (本人同意)	[利用先:]	<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第3号 (緊急)	[利用先:]		[本人への通知:]		[省略の場合: 審議会承認 第 号]	<input checked="" type="checkbox"/> 条例第8条第1項第4号 (審議会承認) 第 2 号 平成10年3月23日	[利用先: 地域福祉課、生活福祉課]		[本人への通知:]		[省略の場合: 審議会承認 第 2 号 平成10年3月23日]								
<input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用有	<input type="checkbox"/> 所管課等のみでの利用 (目的外利用無)																														
目的外利用有の場合の 条例該当条項、利用する所管課等																															
<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第1号 (法令等)	[法令名:]																														
	[利用先:]																														
<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第2号 (本人同意)	[利用先:]																														
<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第3号 (緊急)	[利用先:]																														
	[本人への通知:]																														
	[省略の場合: 審議会承認 第 号]																														
<input checked="" type="checkbox"/> 条例第8条第1項第4号 (審議会承認) 第 2 号 平成10年3月23日	[利用先: 地域福祉課、生活福祉課]																														
	[本人への通知:]																														
	[省略の場合: 審議会承認 第 2 号 平成10年3月23日]																														
個人情報を提供する範囲 (外部提供の有無)	<table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:30%;"><input checked="" type="checkbox"/> 外部提供有</td> <td style="width:70%;"><input type="checkbox"/> 外部提供無</td> </tr> <tr> <td colspan="2">外部提供有の場合の 該当条項、提供先、提供する個人情報項目名等</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 条例第8条第1項第1号 (法令等)</td> <td>[法令名: 地方税法]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[提供先: 検察官、警察署、道路管理者]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[項目名: 住所、氏名]</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第2号 (本人同意)</td> <td>[提供先:]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[項目名:]</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第3号 (緊急)</td> <td>[提供先:]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[項目名:]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[本人への通知:]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[省略の場合: 審議会承認 第 号]</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 条例第8条第1項第4号 (審議会承認) 第 号</td> <td>[提供先: システム委託先業者]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[項目名: 氏名、住所、生年月日・年齢、電話番号、国籍・本籍、続柄、親族関係及び障害]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[本人への通知:]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[省略の場合: 審議会承認 第 号]</td> </tr> </table>	<input checked="" type="checkbox"/> 外部提供有	<input type="checkbox"/> 外部提供無	外部提供有の場合の 該当条項、提供先、提供する個人情報項目名等		<input checked="" type="checkbox"/> 条例第8条第1項第1号 (法令等)	[法令名: 地方税法]		[提供先: 検察官、警察署、道路管理者]		[項目名: 住所、氏名]	<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第2号 (本人同意)	[提供先:]		[項目名:]	<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第3号 (緊急)	[提供先:]		[項目名:]		[本人への通知:]		[省略の場合: 審議会承認 第 号]	<input checked="" type="checkbox"/> 条例第8条第1項第4号 (審議会承認) 第 号	[提供先: システム委託先業者]		[項目名: 氏名、住所、生年月日・年齢、電話番号、国籍・本籍、続柄、親族関係及び障害]		[本人への通知:]		[省略の場合: 審議会承認 第 号]
<input checked="" type="checkbox"/> 外部提供有	<input type="checkbox"/> 外部提供無																														
外部提供有の場合の 該当条項、提供先、提供する個人情報項目名等																															
<input checked="" type="checkbox"/> 条例第8条第1項第1号 (法令等)	[法令名: 地方税法]																														
	[提供先: 検察官、警察署、道路管理者]																														
	[項目名: 住所、氏名]																														
<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第2号 (本人同意)	[提供先:]																														
	[項目名:]																														
<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第3号 (緊急)	[提供先:]																														
	[項目名:]																														
	[本人への通知:]																														
	[省略の場合: 審議会承認 第 号]																														
<input checked="" type="checkbox"/> 条例第8条第1項第4号 (審議会承認) 第 号	[提供先: システム委託先業者]																														
	[項目名: 氏名、住所、生年月日・年齢、電話番号、国籍・本籍、続柄、親族関係及び障害]																														
	[本人への通知:]																														
	[省略の場合: 審議会承認 第 号]																														
個人情報取扱事務の委託	<input checked="" type="checkbox"/> 委託有 [審議会承認 第 号] <input type="checkbox"/> 委託無																														
公文書の保管期間	<input type="checkbox"/> 長期 <input checked="" type="checkbox"/> 10 年 <input type="checkbox"/> 随時廃棄																														
個人情報保護管理責任者	税務課長																														
所管課等	税務課	登録番号	245																												
		登録年月日	平成10年9月1日																												
	事務移管日	審議会報告	平成10年9月11日																												
	移管前の課等	縦覧開始日																													

個人情報取扱事務の文書目録

事務の名称		軽自動車税賦課事務		
所管課等		税務課		登録番号 245
No.	文書等の名称	記録形態		
1	軽自動車税賦課台帳	<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input checked="" type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
2	軽自動車税申告書	<input checked="" type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	

個人情報取扱事務登録簿

個人情報取扱事務	名称	個人市県民税賦課事務		
	目的	個人市県民税を課税するため		
	根拠法令等	地方税法		
	開始年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和	<input type="checkbox"/> 平成	25 年 7 月 31 日
個人情報記録から検索し得る個人の類型(収集対象者)	全市民 の個人情報			
個人情報を取り扱う目的	個人市県民税を課税するため			
個人情報の項目名	ア 戸籍、住民記録に関する情報	イ 学歴・職業等経歴、社会活動に関する情報	ウ 財産、所得等経済状況に関する情報	
	<input type="checkbox"/> 整理番号(システムで使用するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input checked="" type="checkbox"/> 国籍・本籍 <input checked="" type="checkbox"/> 続柄 <input checked="" type="checkbox"/> 親族関係 <input checked="" type="checkbox"/> 婚姻暦 <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> []	<input checked="" type="checkbox"/> 職業・勤務先 <input checked="" type="checkbox"/> 役職・地位 <input checked="" type="checkbox"/> 職歴 <input type="checkbox"/> 学歴 <input checked="" type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 団体加入 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> []	<input checked="" type="checkbox"/> 収入 <input checked="" type="checkbox"/> 財産状況 <input checked="" type="checkbox"/> 納税額等状況 <input checked="" type="checkbox"/> 取引状況 <input checked="" type="checkbox"/> 公的扶助 <input checked="" type="checkbox"/> 負債状況 <input checked="" type="checkbox"/> [扶養控除者] <input checked="" type="checkbox"/> [課税・非課税] <input checked="" type="checkbox"/> [課税額] <input checked="" type="checkbox"/> [所得金額] <input checked="" type="checkbox"/> [所得控除金額] <input type="checkbox"/> []	
	エ 身体、健康状態等心身に関する情報	オ 生活状況に関する情報	カ 知識、技術及び能力に関する情報	
	<input checked="" type="checkbox"/> 健康状況 <input type="checkbox"/> 病歴 <input checked="" type="checkbox"/> 障害 <input checked="" type="checkbox"/> 身体状況 <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> []	<input checked="" type="checkbox"/> 家庭状況 <input checked="" type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> 各種試験成績 <input type="checkbox"/> 勤務成績 <input type="checkbox"/> 学業成績 <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> []	
	個人番号(マイナンバー)等の取扱い	個人番号(マイナンバー)利用の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 [根拠法令等：番号利用法別表第1 第 16 項 又は 独自利用条例 第 条]		
	思想、信条等に関する個人情報の取扱い	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 思想、信条及び宗教 [支持政党及び宗教] <input type="checkbox"/> 人種及び民族 [] <input type="checkbox"/> 犯罪歴 [] <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる社会的身分 [] <input type="checkbox"/> 取り扱う理由 <input checked="" type="checkbox"/> 法令等 [地方税法第317条の3] <input type="checkbox"/> 審議会承認 [第 号]		
個人情報の収集先及び収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 本人以外から収集する場合の 条例該当条項、具体的方法等 <input checked="" type="checkbox"/> 条例第7条第3項第1号(法令等) [地方税法] <input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第2号(本人同意) [] <input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第3号(緊急) [本人への通知： [省略の場合：審議会承認 第 号] <input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第4号(客観的事実) [] <input checked="" type="checkbox"/> 条例第7条第3項第5号(他の実施機関からの提供) [昭和57年自治省税務局長通達] <input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第6号(審議会承認) [第 号] <input type="checkbox"/> [本人への通知： [省略の場合：審議会承認 第 号]			
電子計算機処理の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	システム名称等 賦課徴収管理システム オンライン結合による提供の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 [審議会承認 第 号] <input type="checkbox"/> 無		

(第2面)

個人情報を利用する範囲 (目的外利用の有無)	<input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用有 <input type="checkbox"/> 所管課等のみでの利用 (目的外利用無) 目的外利用有の場合の 条例該当条項、利用する所管課等 <input checked="" type="checkbox"/> 条例第8条第1項第1号 (法令等) [法令名: 地方税法]) [利用先: 高齢者支援課、健康推進課、保険年金課、農業委員会事務局]) <input checked="" type="checkbox"/> 条例第8条第1項第2号 (本人同意) [利用先: 高齢者支援課、教育総務課、地域福祉課、生活福祉課、児童福祉課、商工観光課、健康推進課、下水道課]) <input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第3号 (緊急) [利用先:]) [本人への通知:]) [省略の場合: 審議会承認 第 号]) <input checked="" type="checkbox"/> 条例第8条第1項第4号 (審議会承認) 第 2 号 平成10年3月23日) [利用先: 企画政策課、都市政策課]) [本人への通知:]) [省略の場合: 審議会承認 第 2 号 平成10年3月23日])		
個人情報を提供する範囲 (外部提供の有無)	<input checked="" type="checkbox"/> 外部提供有 <input type="checkbox"/> 外部提供無 外部提供有の場合の 該当条項、提供先、提供する個人情報項目名等 <input checked="" type="checkbox"/> 条例第8条第1項第1号 (法令等) [法令名: 地方税法]) [提供先: 労働関係機関・税関係機関・他地方公共団体]) [項目名: 収入、所得、所得控除金額、職業・勤務先、課税額、ほか]) <input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第2号 (本人同意) [提供先:]) [項目名:]) <input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第3号 (緊急) [提供先:]) [項目名:]) [本人への通知:]) [省略の場合: 審議会承認 第 号]) <input checked="" type="checkbox"/> 条例第8条第1項第4号 (審議会承認) 第 号) [提供先: システム委託先業者]) [項目名: 氏名、住所、生年月日・年齢、性別、電話番号、国籍・本籍、続柄、親族関係、婚姻歴、職業・勤務先、役職・地位、職歴、資格、収入、財産状況、納税額等状況、取引状況、公的扶助、負債状況、扶養控除者、課税・非課税、課税額、所得金額、所得控除金額、健康状況、障害、身体状況、家庭状況及び居住状況]) [本人への通知:]) [省略の場合: 審議会承認 第 号])		
個人情報取扱事務の委託	<input checked="" type="checkbox"/> 委託有 [審議会承認 第 号] <input type="checkbox"/> 委託無		
公文書の保管期間	<input type="checkbox"/> 長期 <input checked="" type="checkbox"/> 10 年 <input type="checkbox"/> 随時廃棄		
個人情報保護管理責任者	税務課長		
所管課等	税務課	登録番号	246
		登録年月日	平成10年9月1日
	事務移管日	審議会報告	平成10年9月11日
	移管前の課等	縦覧開始日	

個人情報取扱事務の文書目録

事務の名称		個人市県民税賦課事務		
所管課等		税務課	登録番号	
		246		
No.	文書等の名称	記録形態		
1	個人市県民税賦課台帳	<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input checked="" type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
2	個人市県民税申告書	<input checked="" type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input checked="" type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
3	支払報告書	<input checked="" type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input checked="" type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	

個人情報取扱事務登録簿

個人情報取扱事務	名称	固定資産評価・課税業務（償却資産）			
	目的	固定資産税を課税するため（償却資産）			
	根拠法令等	地方税法			
	開始年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和	<input type="checkbox"/> 平成	25 年 7 月 31 日	
個人情報記録から検索し得る個人の類型(収集対象者)	滝沢市内固定資産所有者			の個人情報	
個人情報を取り扱う目的	固定資産税を課税するため（償却資産）				
個人情報の項目名	ア 戸籍、住民記録に関する情報	イ 学歴・職業等経歴、社会活動に関する情報	ウ 財産、所得等経済状況に関する情報		
	<input type="checkbox"/> 整理番号 <small>(システムで使用するもの)</small> <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 国籍・本籍 <input type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻暦 <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> 職業・勤務先 <input type="checkbox"/> 役職・地位 <input type="checkbox"/> 職歴 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 団体加入 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> 収入 <input checked="" type="checkbox"/> 財産状況 <input type="checkbox"/> 納税額等状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 負債状況 <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> []		
	エ 身体、健康状態等心身に関する情報	オ 生活状況に関する情報	カ 知識、技術及び能力に関する情報		
	<input type="checkbox"/> 健康状況 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 身体状況 <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> 家庭状況 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> 各種試験成績 <input type="checkbox"/> 勤務成績 <input type="checkbox"/> 学業成績 <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> []		
	個人番号(マイナンバー)等の取扱い	個人番号(マイナンバー)利用の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 〔根拠法令等：番号利用法別表第1 第 16 項 又は 独自利用条例 第 条〕			
	思想、信条等に関する個人情報の取扱い	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 思想、信条及び宗教 [] <input type="checkbox"/> 人種及び民族 [] <input type="checkbox"/> 犯罪歴 [] <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる社会的身分 []		
<input checked="" type="checkbox"/> 無		取り扱う理由	<input type="checkbox"/> 法令等 [] <input type="checkbox"/> 審議会承認 [第 号]		
個人情報の収集先及び収集の方法	<input type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 本人以外から収集する場合の 条例該当条項、具体的方法等 <input checked="" type="checkbox"/> 条例第7条第3項第1号（法令等） [地方税法] <input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第2号（本人同意） [] <input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第3号（緊急） [本人への通知： [省略の場合：審議会承認 第 号]] <input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第4号（客観的事実） [] <input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第5号（他の実施機関からの提供） [] <input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第6号（審議会承認） [第 号] [本人への通知： [省略の場合：審議会承認 第 号]]				
電子計算機処理の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	システム名称等	賦課徴収管理システム		
	<input type="checkbox"/> 無	オンライン結合による提供の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 [審議会承認 第 号] <input type="checkbox"/> 無		

(第2面)

個人情報を利用する範囲 (目的外利用の有無)	<input type="checkbox"/> 目的外利用有 <input checked="" type="checkbox"/> 所管課等のみでの利用 (目的外利用無) 目的外利用有の場合の 条例該当条項、利用する所管課等		
	<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第1号 (法令等) [法令名: _____] [利用先: _____] <input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第2号 (本人同意) [利用先: _____] <input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第3号 (緊急) [利用先: _____] [本人への通知: _____] [省略の場合: 審議会承認 第 _____ 号 _____] <input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第4号 (審議会承認) 第 _____ 号 [利用先: _____] [本人への通知: _____] [省略の場合: 審議会承認 第 _____ 号 _____]		
個人情報を提供する範囲 (外部提供の有無)	<input checked="" type="checkbox"/> 外部提供有 <input type="checkbox"/> 外部提供無 外部提供有の場合の 該当条項、提供先、提供する個人情報項目名等		
	<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第1号 (法令等) [法令名: _____] [提供先: _____] [項目名: _____] <input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第2号 (本人同意) [提供先: _____] [項目名: _____] <input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第3号 (緊急) [提供先: _____] [項目名: _____] [本人への通知: _____] [省略の場合: 審議会承認 第 _____ 号 _____] <input checked="" type="checkbox"/> 条例第8条第1項第4号 (審議会承認) 第 _____ 号 [提供先: システム委託先業者 _____] [項目名: 氏名、住所及び財産状況 _____] [本人への通知: _____] [省略の場合: 審議会承認 第 _____ 号 _____]		
個人情報取扱事務の委託	<input checked="" type="checkbox"/> 委託有 [審議会承認 第 _____ 号 _____] <input type="checkbox"/> 委託無		
公文書の保管期間	<input type="checkbox"/> 長期 <input checked="" type="checkbox"/> 10年 <input type="checkbox"/> 随時廃棄		
個人情報保護管理責任者	税務課長		
所管課等	税務課	登録番号	247
		登録年月日	平成10年9月1日
	事務移管日	審議会報告	平成10年9月11日
	移管前の課等	縦覧開始日	

個人情報取扱事務の文書目録

事務の名称		固定資産評価・課税業務（償却資産）	
所管課等		税務課	登録番号 248
No.	文書等の名称	記録形態	
1	償却資産課税台帳	<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input checked="" type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []
2	償却資産申告書	<input checked="" type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input checked="" type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []

個人情報取扱事務登録簿

個人情報取扱事務	名称	固定資産評価・課税業務（家屋）		
	目的	固定資産税を課税するため（家屋）		
	根拠法令等	地方税法		
	開始年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和	<input type="checkbox"/> 平成	25 年 7 月 31 日
個人情報記録から検索し得る個人の類型(収集対象者)	滝沢市内固定資産所有者			の個人情報
個人情報を取り扱う目的	固定資産税を課税するため（家屋）			
個人情報の項目名	ア 戸籍、住民記録に関する情報	イ 学歴・職業等経歴、社会活動に関する情報	ウ 財産、所得等経済状況に関する情報	
	<input type="checkbox"/> 整理番号 <small>(システムで使用するもの)</small>	<input type="checkbox"/> 職業・勤務先	<input type="checkbox"/> 収入	
	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 役職・地位	<input checked="" type="checkbox"/> 財産状況	
	<input checked="" type="checkbox"/> 住所	<input type="checkbox"/> 職歴	<input type="checkbox"/> 納税額等状況	
	<input type="checkbox"/> 生年月日・年齢	<input type="checkbox"/> 学歴	<input type="checkbox"/> 取引状況	
	<input type="checkbox"/> 性別	<input type="checkbox"/> 資格	<input type="checkbox"/> 公的扶助	
<input type="checkbox"/> 電話番号	<input type="checkbox"/> 団体加入	<input type="checkbox"/> 負債状況		
<input type="checkbox"/> 国籍・本籍	<input type="checkbox"/> 賞罰	<input type="checkbox"/> []		
<input type="checkbox"/> 続柄	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
<input type="checkbox"/> 親族関係	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
<input type="checkbox"/> 婚姻暦	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
エ 身体、健康状態等心身に関する情報	オ 生活状況に関する情報	カ 知識、技術及び能力に関する情報		
<input type="checkbox"/> 健康状況	<input type="checkbox"/> 家庭状況	<input type="checkbox"/> 各種試験成績		
<input type="checkbox"/> 病歴	<input type="checkbox"/> 居住状況	<input type="checkbox"/> 勤務成績		
<input type="checkbox"/> 障害	<input type="checkbox"/> 趣味・嗜好	<input type="checkbox"/> 学業成績		
<input type="checkbox"/> 身体状況	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
個人番号(マイナンバー)等の取扱い	個人番号(マイナンバー)利用の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 〔根拠法令等：番号利用法別表第1 第 [] 項 又は 独自利用条例 第 [] 条〕			
思想、信条等に関する個人情報の取扱い	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 思想、信条及び宗教 []		
	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 人種及び民族 []		
思想、信条等に関する個人情報の取扱い	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 犯罪歴 []		
	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる社会的身分 []		
思想、信条等に関する個人情報の取扱い	<input checked="" type="checkbox"/> 無	取り扱う理由		
	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法令等 []		
思想、信条等に関する個人情報の取扱い	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 審議会承認 [第 [] 号]		
	<input checked="" type="checkbox"/> 無	[]		
個人情報の収集先及び収集の方法	<input type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外			
	本人以外から収集する場合の条例該当条項、具体的方法等			
	<input checked="" type="checkbox"/> 条例第7条第3項第1号（法令等） [地方税法]			
	<input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第2号（本人同意） []			
	<input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第3号（緊急） [本人への通知： []]			
	〔省略の場合：審議会承認 第 [] 号 [] 〕			
<input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第4号（客観的事実） []				
<input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第5号（他の実施機関からの提供） []				
<input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第6号（審議会承認） [第 [] 号 []]				
[本人への通知： []]				
〔省略の場合：審議会承認 第 [] 号 [] 〕				
電子計算機処理の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	システム名称等	賦課徴収管理システム	
	<input type="checkbox"/> 無	オンライン結合による提供の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 [審議会承認 第 [] 号 []] <input type="checkbox"/> 無	

(第2面)

個人情報を利用する範囲 (目的外利用の有無)	<input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用有 <input type="checkbox"/> 所管課等のみでの利用 (目的外利用無) 目的外利用有の場合の 条例該当条項、利用する所管課等		
	<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第1号 (法令等) [法令名: _____] [利用先: _____] <input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第2号 (本人同意) [利用先: _____] <input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第3号 (緊急) [利用先: _____] [本人への通知: _____] [省略の場合: 審議会承認 第 _____ 号 _____] <input checked="" type="checkbox"/> 条例第8条第1項第4号 (審議会承認) 第 2 号 平成10年3月23日 [利用先: 高齢者支援課、児童福祉課、保険年金課及び下水道課] [本人への通知: _____] [省略の場合: 審議会承認 第 2 号 平成10年3月23日]		
個人情報を提供する範囲 (外部提供の有無)	<input checked="" type="checkbox"/> 外部提供有 <input type="checkbox"/> 外部提供無 外部提供有の場合の 該当条項、提供先、提供する個人情報項目名等		
	<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第1号 (法令等) [法令名: _____] [提供先: _____] [項目名: _____] <input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第2号 (本人同意) [提供先: _____] [項目名: _____] <input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第3号 (緊急) [提供先: _____] [項目名: _____] [本人への通知: _____] [省略の場合: 審議会承認 第 _____ 号 _____] <input checked="" type="checkbox"/> 条例第8条第1項第4号 (審議会承認) 第 _____ 号 [提供先: システム委託先業者] [項目名: 氏名、住所及び財産状況] [本人への通知: _____] [省略の場合: 審議会承認 第 _____ 号 _____]		
個人情報取扱事務の委託	<input checked="" type="checkbox"/> 委託有 [審議会承認 第 _____ 号 _____] <input type="checkbox"/> 委託無		
公文書の保管期間	<input checked="" type="checkbox"/> 長期 <input type="checkbox"/> _____ 年 <input type="checkbox"/> 随時廃棄		
個人情報保護管理責任者	税務課長		
所管課等	税務課	登録番号	248
		登録年月日	平成10年9月1日
	事務移管日	審議会報告	平成10年9月11日
	移管前の課等	縦覧開始日	

個人情報取扱事務の文書目録

事務の名称		固定資産評価・課税業務（家屋）		
所管課等		税務課		登録番号 248
No.	文書等の名称	記録形態		
1	家屋課税台帳	<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input checked="" type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
2	家屋部分別調査票	<input checked="" type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input checked="" type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	

個人情報取扱事務登録簿

個人情報取扱事務	名称	固定資産評価・課税業務（土地）		
	目的	固定資産税を課税するため（土地）		
	根拠法令等	地方税法		
	開始年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和	<input type="checkbox"/> 平成	25 年 7 月 31 日
個人情報記録から検索し得る個人の類型(収集対象者)	滝沢市内固定資産所有者			の個人情報
個人情報を取り扱う目的	固定資産税を課税するため（土地）			
個人情報の項目名	ア 戸籍、住民記録に関する情報	イ 学歴・職業等経歴、社会活動に関する情報	ウ 財産、所得等経済状況に関する情報	
	<input type="checkbox"/> 整理番号 <small>(システムで使用するもの)</small>	<input type="checkbox"/> 職業・勤務先	<input type="checkbox"/> 収入	
	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 役職・地位	<input checked="" type="checkbox"/> 財産状況	
	<input checked="" type="checkbox"/> 住所	<input type="checkbox"/> 職歴	<input type="checkbox"/> 納税額等状況	
	<input type="checkbox"/> 生年月日・年齢	<input type="checkbox"/> 学歴	<input type="checkbox"/> 取引状況	
	<input type="checkbox"/> 性別	<input type="checkbox"/> 資格	<input type="checkbox"/> 公的扶助	
<input type="checkbox"/> 電話番号	<input type="checkbox"/> 団体加入	<input type="checkbox"/> 負債状況		
<input type="checkbox"/> 国籍・本籍	<input type="checkbox"/> 賞罰	<input type="checkbox"/> []		
<input type="checkbox"/> 続柄	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
<input type="checkbox"/> 親族関係	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
<input type="checkbox"/> 婚姻暦	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
エ 身体、健康状態等心身に関する情報	オ 生活状況に関する情報	カ 知識、技術及び能力に関する情報		
<input type="checkbox"/> 健康状況	<input type="checkbox"/> 家庭状況	<input type="checkbox"/> 各種試験成績		
<input type="checkbox"/> 病歴	<input type="checkbox"/> 居住状況	<input type="checkbox"/> 勤務成績		
<input type="checkbox"/> 障害	<input type="checkbox"/> 趣味・嗜好	<input type="checkbox"/> 学業成績		
<input type="checkbox"/> 身体状況	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
個人番号(マイナンバー)等の取扱い	個人番号(マイナンバー)利用の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 〔根拠法令等：番号利用法別表第1 第 [] 項 又は 独自利用条例 第 [] 条〕			
思想、信条等に関する個人情報の取扱い	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 思想、信条及び宗教 []		
	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 人種及び民族 []		
	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 犯罪歴 []		
	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる社会的身分 []		
	<input checked="" type="checkbox"/> 無	取り扱う理由	<input type="checkbox"/> 法令等 []	
	<input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 審議会承認 [第 [] 号]	
個人情報の収集先及び収集の方法	<input type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外			
	本人以外から収集する場合の条例該当条項、具体的方法等			
	<input checked="" type="checkbox"/> 条例第7条第3項第1号（法令等）〔 地方税法]			
	<input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第2号（本人同意）〔]			
	<input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第3号（緊急）〔本人への通知：]			
	〔省略の場合：審議会承認 第 [] 号]			
<input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第4号（客観的事実）〔]				
<input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第5号（他の実施機関からの提供）〔]				
<input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第6号（審議会承認）〔 第 [] 号]				
〔本人への通知：]				
〔省略の場合：審議会承認 第 [] 号]				
電子計算機処理の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	システム名称等	賦課徴収管理システム	
	<input type="checkbox"/> 無	オンライン結合による提供の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 [審議会承認 第 [] 号] <input type="checkbox"/> 無	

個人情報取扱事務の文書目録

事務の名称		固定資産評価・課税業務（土地）		
所管課等		税務課		登録番号 248
No.	文書等の名称	記録形態		
1	土地課税台帳	<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input checked="" type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
2	固定資産支援システム	<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input checked="" type="checkbox"/> 図面	<input checked="" type="checkbox"/> 写真
		<input checked="" type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	

個人情報取扱事務登録簿

個人情報取扱事務	名称	市税の滞納整理及び滞納処分事務		
	目的	適正かつ公平な税収確保に向け、納税交渉や滞納処分を行うため		
	根拠法令等	地方税法、国税徴収法		
	開始年月日	<input type="checkbox"/> 昭和	<input checked="" type="checkbox"/> 平成	10 年 9 月 1 日
個人情報記録から検索し得る個人の類型(収集対象者)	市税未納者、滞納者		の個人情報	
個人情報を取り扱う目的	納税交渉や滞納処分等滞納整理のため			
個人情報の項目名	ア 戸籍、住民記録に関する情報	イ 学歴・職業等経歴、社会活動に関する情報	ウ 財産、所得等経済状況に関する情報	
	<input checked="" type="checkbox"/> 整理番号(システムで使用するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input checked="" type="checkbox"/> 国籍・本籍 <input checked="" type="checkbox"/> 続柄 <input checked="" type="checkbox"/> 親族関係 <input checked="" type="checkbox"/> 婚姻暦 <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> []	<input checked="" type="checkbox"/> 職業・勤務先 <input checked="" type="checkbox"/> 役職・地位 <input checked="" type="checkbox"/> 職歴 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 団体加入 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> []	<input checked="" type="checkbox"/> 収入 <input checked="" type="checkbox"/> 財産状況 <input checked="" type="checkbox"/> 納税額等状況 <input checked="" type="checkbox"/> 取引状況 <input checked="" type="checkbox"/> 公的扶助 <input checked="" type="checkbox"/> 負債状況 <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> []	
	エ 身体、健康状態等心身に関する情報	オ 生活状況に関する情報	カ 知識、技術及び能力に関する情報	
	<input checked="" type="checkbox"/> 健康状況 <input checked="" type="checkbox"/> 病歴 <input checked="" type="checkbox"/> 障害 <input checked="" type="checkbox"/> 身体状況 <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> []	<input checked="" type="checkbox"/> 家庭状況 <input checked="" type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> 各種試験成績 <input type="checkbox"/> 勤務成績 <input type="checkbox"/> 学業成績 <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> []	
	個人番号(マイナンバー)等の取扱い	個人番号(マイナンバー)利用の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 〔根拠法令等：番号利用法別表第1 第 16 項 又は 独自利用条例 第 条〕		
	思想、信条等に関する個人情報の取扱い	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 思想、信条及び宗教 [] <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 人種及び民族 [] <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 犯罪歴 [] <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる社会的身分 [] <input checked="" type="checkbox"/> 無 取り扱う理由 <input type="checkbox"/> 法令等 [] <input checked="" type="checkbox"/> 無 取り扱う理由 <input type="checkbox"/> 審議会承認 [第 号]		
個人情報の収集先及び収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 本人以外から収集する場合の 条例該当条項、具体的方法等 <input checked="" type="checkbox"/> 条例第7条第3項第1号(法令等) [国税徴収法] <input checked="" type="checkbox"/> 条例第7条第3項第2号(本人同意) [生活状況申出書 等] <input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第3号(緊急) [本人への通知：] 〔省略の場合：審議会承認 第 号 〕 <input checked="" type="checkbox"/> 条例第7条第3項第4号(客観的事実) [官報、情報誌等] <input checked="" type="checkbox"/> 条例第7条第3項第5号(他の実施機関からの提供) [税務署、自治体、裁判所等] <input checked="" type="checkbox"/> 条例第7条第3項第6号(審議会承認) [第 2 号 平成10年3月23日] 〔本人への通知： 〕 〔省略の場合：審議会承認 第 2 号 平成10年3月23日 〕			
電子計算機処理の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 システム名称等 <input type="checkbox"/> 無 オンライン結合による提供の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 賦課徴収管理システム、登記・供託オンライン申請システム <input type="checkbox"/> 無 [審議会承認 第 2 号 平成10年3月23日] <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 [審議会承認 第 号] <input type="checkbox"/> 無		

個人情報取扱事務の文書目録

事務の名称		市税の滞納整理及び滞納処分事務	
所管課等		収納課	登録番号 251
No.	文書等の名称	記録形態	
1	納付管理台帳	<input checked="" type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input checked="" type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
2	差押調書・配当計算書	<input checked="" type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input checked="" type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
3	執行停止調書他関連帳票	<input checked="" type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input checked="" type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
4	納税確約書他関連帳票	<input checked="" type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
5	戸籍謄本、住民票他関連帳票	<input checked="" type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input checked="" type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
6	登記簿他関連帳票	<input checked="" type="checkbox"/> 帳票・文書 <input checked="" type="checkbox"/> 図面 <input checked="" type="checkbox"/> 写真 <input checked="" type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	

個人情報取扱事務登録簿

個人情報取扱事務	名称	経営所得安定対策交付金差押事務			
	目的	市税徴収のため			
	根拠法令等	地方税法、国税徴収法			
	開始年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年	月 日	
個人情報記録から検索し得る個人の類型(収集対象者)	市税滞納者		の個人情報		
個人情報を取り扱う目的	市税滞納者について経営所得安定対策交付金の差押処分を行うため				
個人情報の項目名	ア 戸籍、住民記録に関する情報	イ 学歴・職業等経歴、社会活動に関する情報	ウ 財産、所得等経済状況に関する情報		
	<input checked="" type="checkbox"/> 整理番号(システムで使用するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input checked="" type="checkbox"/> 国籍・本籍 <input checked="" type="checkbox"/> 続柄 <input checked="" type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻暦 <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> []	<input checked="" type="checkbox"/> 職業・勤務先 <input type="checkbox"/> 役職・地位 <input type="checkbox"/> 職歴 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 団体加入 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> []	<input checked="" type="checkbox"/> 収入 <input checked="" type="checkbox"/> 財産状況 <input checked="" type="checkbox"/> 納税額等状況 <input checked="" type="checkbox"/> 取引状況 <input checked="" type="checkbox"/> 公的扶助 <input checked="" type="checkbox"/> 負債状況 <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> []		
	エ 身体、健康状態等心身に関する情報	オ 生活状況に関する情報	カ 知識、技術及び能力に関する情報		
	<input checked="" type="checkbox"/> 健康状況 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 身体状況 <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> []	<input checked="" type="checkbox"/> 家庭状況 <input checked="" type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> 各種試験成績 <input type="checkbox"/> 勤務成績 <input type="checkbox"/> 学業成績 <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> []		
	個人番号(マイナンバー)等の取扱い	個人番号(マイナンバー)利用の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 [根拠法令等：番号利用法別表第1 第 項 又は 独自利用条例 第 条]			
	思想、信条等に関する個人情報の取扱い	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 思想、信条及び宗教 [] <input type="checkbox"/> 人種及び民族 [] <input type="checkbox"/> 犯罪歴 [] <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる社会的身分 [] 取り扱う理由 <input type="checkbox"/> 法令等 [] <input type="checkbox"/> 審議会承認 [第 号]		
個人情報の収集先及び収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 本人以外から収集する場合の 条例該当条項、具体的方法等 <input checked="" type="checkbox"/> 条例第7条第3項第1号(法令等) [国税徴収法、地方税法] <input checked="" type="checkbox"/> 条例第7条第3項第2号(本人同意) [生活状況申出書 等] <input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第3号(緊急) [本人への通知： [省略の場合：審議会承認 第 号] <input checked="" type="checkbox"/> 条例第7条第3項第4号(客観的事実) [官報、情報誌等] <input checked="" type="checkbox"/> 条例第7条第3項第5号(他の実施機関からの提供) [税務署、自治体、裁判所等] <input checked="" type="checkbox"/> 条例第7条第3項第6号(審議会承認) [第 2 号 平成10年3月23日] [本人への通知： [省略の場合：審議会承認 第 2 号 平成10年3月23日]				
電子計算機処理の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	システム名称等 賦課徴収管理システム オンライン結合による提供の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 [審議会承認 第 号] <input type="checkbox"/> 無			

個人情報取扱事務の文書目録

事務の名称		経営所得安定対策交付金差押事務	
所管課等		収納課	登録番号 254
No.	文書等の名称	記録形態	
1	納付管理台帳	<input checked="" type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input checked="" type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
2	差押調書・配当計算書	<input checked="" type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input checked="" type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	

個人情報取扱事務登録簿

個人情報取扱事務	名称	収納管理事務			
	目的	市税収納状況管理及び過誤納金還付のため			
	根拠法令等	地方税法、国税徴収法			
	開始年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成	年	月 日	
個人情報記録から検索し得る個人の類型(収集対象者)	市税の納税者		の個人情報		
個人情報を取り扱う目的	収納消込及び過誤納金還付等収納管理事務のため				
個人情報の項目名	ア 戸籍、住民記録に関する情報	イ 学歴・職業等経歴、社会活動に関する情報	ウ 財産、所得等経済状況に関する情報		
	<input checked="" type="checkbox"/> 整理番号(システムで使用するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 国籍・本籍 <input type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻暦 <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> 職業・勤務先 <input type="checkbox"/> 役職・地位 <input type="checkbox"/> 職歴 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 団体加入 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 財産状況 <input checked="" type="checkbox"/> 納税額等状況 <input checked="" type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 負債状況 <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> []		
	エ 身体、健康状態等心身に関する情報	オ 生活状況に関する情報	カ 知識、技術及び能力に関する情報		
	<input type="checkbox"/> 健康状況 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 身体状況 <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> 家庭状況 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input checked="" type="checkbox"/> [口座番号] <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> 各種試験成績 <input type="checkbox"/> 勤務成績 <input type="checkbox"/> 学業成績 <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> []		
	個人番号(マイナンバー)等の取扱い	個人番号(マイナンバー)利用の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 [根拠法令等：番号利用法別表第1 第 16 項 又は 独自利用条例 第 条]			
	思想、信条等に関する個人情報の取扱い	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 思想、信条及び宗教 [] <input type="checkbox"/> 人種及び民族 [] <input type="checkbox"/> 犯罪歴 [] <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる社会的身分 [] 取り扱う理由 <input type="checkbox"/> 法令等 [] <input type="checkbox"/> 審議会承認 [第 号]		
個人情報の収集先及び収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 本人以外から収集する場合の 条例該当条項、具体的方法等 <input checked="" type="checkbox"/> 条例第7条第3項第1号(法令等) [住民基本台帳法、地方税法] <input checked="" type="checkbox"/> 条例第7条第3項第2号(本人同意) [還付請求書] <input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第3号(緊急) [本人への通知： [省略の場合：審議会承認 第 号]] <input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第4号(客観的事実) [] <input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第5号(他の実施機関からの提供) [] <input checked="" type="checkbox"/> 条例第7条第3項第6号(審議会承認) [第 2 号 平成10年3月23日] [本人への通知： [省略の場合：審議会承認 第 2 号 平成10年3月23日]]				
電子計算機処理の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	システム名称等 賦課徴収管理システム オンライン結合による提供の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 [審議会承認 第 号] <input type="checkbox"/> 無			

個人情報取扱事務の文書目録

事務の名称		収納管理事務	
所管課等		収納課	登録番号 257
No.	文書等の名称	記録形態	
1	納付管理台帳	<input checked="" type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input checked="" type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
2	還付請求書	<input checked="" type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	

個人情報取扱事務登録簿

個人情報取扱事務	名称	納税情報の管理事務			
	目的	他法令等に基づく調査協力等のため			
	根拠法令等	国民年金法、本人同意			
	開始年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成	年	月 日	
個人情報記録から検索し得る個人の類型(収集対象者)	市税納税義務者のうち調査対象者の個人情報				
個人情報を取り扱う目的	他法令等に基づく調査協力等のため				
個人情報の項目名	ア 戸籍、住民記録に関する情報	イ 学歴・職業等経歴、社会活動に関する情報	ウ 財産、所得等経済状況に関する情報		
	<input checked="" type="checkbox"/> 整理番号(システムで使用するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 国籍・本籍 <input type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻暦 <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> 職業・勤務先 <input type="checkbox"/> 役職・地位 <input type="checkbox"/> 職歴 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 団体加入 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 財産状況 <input checked="" type="checkbox"/> 納税額等状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 負債状況 <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> []		
	エ 身体、健康状態等心身に関する情報	オ 生活状況に関する情報	カ 知識、技術及び能力に関する情報		
	<input type="checkbox"/> 健康状況 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 身体状況 <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> 家庭状況 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> 各種試験成績 <input type="checkbox"/> 勤務成績 <input type="checkbox"/> 学業成績 <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> []		
	個人番号(マイナンバー)等の取扱い	個人番号(マイナンバー)利用の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 〔根拠法令等：番号利用法別表第1 第 項 又は 独自利用条例 第 条〕			
	思想、信条等に関する個人情報の取扱い	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 思想、信条及び宗教 [] <input type="checkbox"/> 人種及び民族 [] <input type="checkbox"/> 犯罪歴 [] <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる社会的身分 []		
<input checked="" type="checkbox"/> 無		取り扱う理由	<input type="checkbox"/> 法令等 [] <input type="checkbox"/> 審議会承認 [第 号]		
個人情報の収集先及び収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 本人以外から収集する場合の 条例該当条項、具体的方法等 <input checked="" type="checkbox"/> 条例第7条第3項第1号(法令等) [住民基本台帳法] <input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第2号(本人同意) [] <input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第3号(緊急) [本人への通知： [省略の場合：審議会承認 第 号]] <input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第4号(客観的事実) [] <input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第5号(他の実施機関からの提供) [] <input checked="" type="checkbox"/> 条例第7条第3項第6号(審議会承認) [第 2 号 平成10年3月23日] [本人への通知： [省略の場合：審議会承認 第 2 号 平成10年3月23日]]				
電子計算機処理の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	システム名称等	賦課徴収管理システム		
	<input type="checkbox"/> 無	オンライン結合による提供の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 [審議会承認 第 号] <input type="checkbox"/> 無		

(第2面)

個人情報を利用する範囲 (目的外利用の有無)	<table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;"><input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用有</td> <td style="width:15%;"><input type="checkbox"/> 所管課等のみでの利用 (目的外利用無)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">目的外利用有の場合の 条例該当条項、利用する所管課等</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第1号 (法令等)</td> <td>[法令名: _____]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[利用先: _____]</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 条例第8条第1項第2号 (本人同意)</td> <td>[利用先: 保険年金課、下水道課]</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第3号 (緊急)</td> <td>[利用先: _____]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[本人への通知: _____]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[省略の場合: 審議会承認 第 _____ 号]</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第4号 (審議会承認) 第 _____ 号</td> <td>[利用先: _____]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[本人への通知: _____]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[省略の場合: 審議会承認 第 _____ 号]</td> </tr> </table>	<input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用有	<input type="checkbox"/> 所管課等のみでの利用 (目的外利用無)	目的外利用有の場合の 条例該当条項、利用する所管課等		<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第1号 (法令等)	[法令名: _____]		[利用先: _____]	<input checked="" type="checkbox"/> 条例第8条第1項第2号 (本人同意)	[利用先: 保険年金課、下水道課]	<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第3号 (緊急)	[利用先: _____]		[本人への通知: _____]		[省略の場合: 審議会承認 第 _____ 号]	<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第4号 (審議会承認) 第 _____ 号	[利用先: _____]		[本人への通知: _____]		[省略の場合: 審議会承認 第 _____ 号]								
<input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用有	<input type="checkbox"/> 所管課等のみでの利用 (目的外利用無)																														
目的外利用有の場合の 条例該当条項、利用する所管課等																															
<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第1号 (法令等)	[法令名: _____]																														
	[利用先: _____]																														
<input checked="" type="checkbox"/> 条例第8条第1項第2号 (本人同意)	[利用先: 保険年金課、下水道課]																														
<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第3号 (緊急)	[利用先: _____]																														
	[本人への通知: _____]																														
	[省略の場合: 審議会承認 第 _____ 号]																														
<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第4号 (審議会承認) 第 _____ 号	[利用先: _____]																														
	[本人への通知: _____]																														
	[省略の場合: 審議会承認 第 _____ 号]																														
個人情報を提供する範囲 (外部提供の有無)	<table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;"><input checked="" type="checkbox"/> 外部提供有</td> <td style="width:15%;"><input type="checkbox"/> 外部提供無</td> </tr> <tr> <td colspan="2">外部提供有の場合の 該当条項、提供先、提供する個人情報項目名等</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第1号 (法令等)</td> <td>[法令名: _____]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[提供先: _____]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[項目名: _____]</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第2号 (本人同意)</td> <td>[提供先: _____]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[項目名: _____]</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第3号 (緊急)</td> <td>[提供先: _____]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[項目名: _____]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[本人への通知: _____]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[省略の場合: 審議会承認 第 _____ 号]</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 条例第8条第1項第4号 (審議会承認) 第 _____ 号</td> <td>[提供先: システム委託先業者]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[項目名: 整理番号(システムで使用するもの)、氏名、住所及び納税額等状況]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[本人への通知: _____]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[省略の場合: 審議会承認 第 _____ 号]</td> </tr> </table>	<input checked="" type="checkbox"/> 外部提供有	<input type="checkbox"/> 外部提供無	外部提供有の場合の 該当条項、提供先、提供する個人情報項目名等		<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第1号 (法令等)	[法令名: _____]		[提供先: _____]		[項目名: _____]	<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第2号 (本人同意)	[提供先: _____]		[項目名: _____]	<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第3号 (緊急)	[提供先: _____]		[項目名: _____]		[本人への通知: _____]		[省略の場合: 審議会承認 第 _____ 号]	<input checked="" type="checkbox"/> 条例第8条第1項第4号 (審議会承認) 第 _____ 号	[提供先: システム委託先業者]		[項目名: 整理番号(システムで使用するもの)、氏名、住所及び納税額等状況]		[本人への通知: _____]		[省略の場合: 審議会承認 第 _____ 号]
<input checked="" type="checkbox"/> 外部提供有	<input type="checkbox"/> 外部提供無																														
外部提供有の場合の 該当条項、提供先、提供する個人情報項目名等																															
<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第1号 (法令等)	[法令名: _____]																														
	[提供先: _____]																														
	[項目名: _____]																														
<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第2号 (本人同意)	[提供先: _____]																														
	[項目名: _____]																														
<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第3号 (緊急)	[提供先: _____]																														
	[項目名: _____]																														
	[本人への通知: _____]																														
	[省略の場合: 審議会承認 第 _____ 号]																														
<input checked="" type="checkbox"/> 条例第8条第1項第4号 (審議会承認) 第 _____ 号	[提供先: システム委託先業者]																														
	[項目名: 整理番号(システムで使用するもの)、氏名、住所及び納税額等状況]																														
	[本人への通知: _____]																														
	[省略の場合: 審議会承認 第 _____ 号]																														
個人情報取扱事務の委託	<input checked="" type="checkbox"/> 委託有 [審議会承認 第 _____ 号] <input type="checkbox"/> 委託無																														
公文書の保管期間	<input type="checkbox"/> 長期 <input checked="" type="checkbox"/> 3年 <input type="checkbox"/> 随時廃棄																														
個人情報保護管理責任者	収納課長																														
所管課等	<table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%;">収納課</td> <td style="width:25%;">登録番号</td> <td style="width:25%;">260</td> </tr> <tr> <td></td> <td>登録年月日</td> <td>平成10年9月1日</td> </tr> <tr> <td>事務移管日</td> <td>審議会報告</td> <td>平成10年9月11日</td> </tr> <tr> <td>移管前の課等</td> <td>縦覧開始日</td> <td></td> </tr> </table>	収納課	登録番号	260		登録年月日	平成10年9月1日	事務移管日	審議会報告	平成10年9月11日	移管前の課等	縦覧開始日																			
	収納課	登録番号	260																												
		登録年月日	平成10年9月1日																												
	事務移管日	審議会報告	平成10年9月11日																												
移管前の課等	縦覧開始日																														

個人情報取扱事務の文書目録

事務の名称		納税情報の管理事務	
所管課等		収納課	登録番号 260
No.	文書等の名称	記録形態	
1	収納簿	<input checked="" type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input checked="" type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	

個人情報取扱事務登録簿

個人情報取扱事務	名称	滝沢市クレジット収納事務		
	目的	滝沢市税のクレジットカードによる納付環境整備		
	根拠法令等	地方自治法第231条の二 第6項、第7項 平成19年6月7日公布：地方自治法の一部を改正する法律（平成18年11月22日付け総行第196号総務省自治行政局長通知） 「公金のクレジットカード納付」に関する事項の運用上の留意事項について（平成18年11月22日付け総行第198号総務省自治行政局長通知）		
	開始年月日	<input type="checkbox"/> 昭和	<input checked="" type="checkbox"/> 平成	30年4月1日
個人情報記録から検索し得る個人の類型(収集対象者)	市税納税義務者		の個人情報	
個人情報を取り扱う目的	市税の収納事務のため			
個人情報の項目名	ア 戸籍、住民記録に関する情報	イ 学歴・職業等経歴、社会活動に関する情報	ウ 財産、所得等経済状況に関する情報	
	<input checked="" type="checkbox"/> 整理番号 <small>(システムで使用するもの)</small>	<input type="checkbox"/> 職業・勤務先	<input type="checkbox"/> 収入	
	<input type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 役職・地位	<input type="checkbox"/> 財産状況	
	<input type="checkbox"/> 住所	<input type="checkbox"/> 職歴	<input type="checkbox"/> 納税額等状況	
	<input type="checkbox"/> 生年月日・年齢	<input type="checkbox"/> 学歴	<input type="checkbox"/> 取引状況	
	<input type="checkbox"/> 性別	<input type="checkbox"/> 資格	<input type="checkbox"/> 公的扶助	
<input type="checkbox"/> 電話番号	<input type="checkbox"/> 団体加入	<input type="checkbox"/> 負債状況		
<input type="checkbox"/> 国籍・本籍	<input type="checkbox"/> 賞罰	<input type="checkbox"/> []		
<input type="checkbox"/> 続柄	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
<input type="checkbox"/> 親族関係	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
<input type="checkbox"/> 婚姻歴	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
<input checked="" type="checkbox"/> [税目及び税額]	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
エ 身体、健康状態等心身に関する情報	オ 生活状況に関する情報	カ 知識、技術及び能力に関する情報		
<input type="checkbox"/> 健康状況	<input type="checkbox"/> 家庭状況	<input type="checkbox"/> 各種試験成績		
<input type="checkbox"/> 病歴	<input type="checkbox"/> 居住状況	<input type="checkbox"/> 勤務成績		
<input type="checkbox"/> 障害	<input type="checkbox"/> 趣味・嗜好	<input type="checkbox"/> 学業成績		
<input type="checkbox"/> 身体状況	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
個人番号(マイナンバー)等の取扱い	個人番号(マイナンバー)利用の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 〔根拠法令等：番号利用法別表第1 第 [] 項 又は 独自利用条例 第 [] 条〕			
思想、信条等に関する個人情報の取扱い	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 思想、信条及び宗教 []		
	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 人種及び民族 []		
	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 犯罪歴 []		
	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる社会的身分 []		
個人情報の収集先及び収集の方法	<input type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> 法令等 []		
	<input checked="" type="checkbox"/> 本人以外	<input type="checkbox"/> 審議会承認 [第 [] 号]		
	本人以外から収集する場合の条例該当条項、具体的方法等			
	<input checked="" type="checkbox"/> 条例第7条第3項第1号（法令等） [地方自治法、地方税法]			
	<input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第2号（本人同意） []			
	<input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第3号（緊急）〔本人への通知： []			
	〔省略の場合：審議会承認 第 [] 号 []			
	<input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第4号（客観的事実） []			
<input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第5号（他の実施機関からの提供） []				
<input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第6号（審議会承認） [第 [] 号 []				
〔本人への通知： []				
〔省略の場合：審議会承認 第 [] 号 []				
電子計算機処理の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	システム名称等	賦課徴収管理システム	
	<input type="checkbox"/> 無	オンライン結合による提供の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 [審議会承認 第 [] 号]	<input checked="" type="checkbox"/> 無

個人情報を利用する範囲 (目的外利用の有無)	<input type="checkbox"/> 目的外利用有 <input checked="" type="checkbox"/> 所管課等のみでの利用 (目的外利用無)
	目的外利用有の場合の 条例該当条項、利用する所管課等
	<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第1号 (法令等)
	[法令名:]
	[利用先:]
	<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第2号 (本人同意)
[利用先:]	
<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第3号 (緊急)	
[利用先:]	
[本人への通知:]	
[省略の場合: 審議会承認 第 号]	
<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第4号 (審議会承認) 第 号	
[利用先:]	
[本人への通知:]	
[省略の場合: 審議会承認 第 号]	

個人情報を提供する範囲 (外部提供の有無)	<input checked="" type="checkbox"/> 外部提供有 <input type="checkbox"/> 外部提供無
	外部提供有の場合の 該当条項、提供先、提供する個人情報項目名等
	<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第1号 (法令等)
	[法令名: 地方自治法]
	[提供先:]
	[項目名:]
	<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第2号 (本人同意)
	[提供先:]
	[項目名:]
	<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第3号 (緊急)
[提供先:]	
[項目名:]	
[本人への通知:]	
[省略の場合: 審議会承認 第 号]	
<input checked="" type="checkbox"/> 条例第8条第1項第4号 (審議会承認) 第 6 号 平成30年3月29日	
[提供先: Yahoo!株式会社、賦課徴収管理システム委託先業者]	
[項目名: 整理番号(システムで使用するもの)、税目及び税額]	
[本人への通知:]	
[省略の場合: 審議会承認 第 6 号 平成30年3月29日]	

個人情報取扱事務の委託	<input checked="" type="checkbox"/> 委託有 [審議会承認 第 6 号 平成30年3月29日]	<input type="checkbox"/> 委託無
-------------	---	------------------------------

公文書の保管期間	<input type="checkbox"/> 長期 <input type="checkbox"/> 年 <input checked="" type="checkbox"/> 随時廃棄
----------	---

個人情報保護管理責任者	企画総務部収納課長
-------------	-----------

所管課等	企画総務部収納課	登録番号	379
	電話 019 (656) 6575 内線2231	登録年月日	
	事務移管日	審議会報告	
	移管前の課等	縦覧開始日	

個人情報取扱事務の文書目録

事務の名称		滝沢市クレジット収納事務		
所管課等		企画総務部収納課		登録番号 379
No.	文書等の名称	記録形態		
1	クレジット収納用CSVファイル	<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input checked="" type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	

特定個人情報等を取り扱う業務等、情報システム処理業務等における情報セキュリティに関する特記仕様書

(目的)

第1条 この特記仕様書は、滝沢市（以下「甲」という。）と契約相手方（以下「乙」という。）との間で契約締結する特記事項として、次の各号の契約（以下「特定個人情報等処理契約」という。）による業務等における情報の取扱い、情報セキュリティ等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

- (1) 特定個人情報等を取り扱う業務等に関する契約
- (2) 特定個人情報等を取り扱う情報ネットワーク又は情報システムの開発業務、保守業務、賃貸借その他情報システムに関する契約
- (3) 特定個人情報等を取り扱うデータ処理その他情報処理に関する契約

(定義)

第2条 この特記仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 滝沢市個人情報保護条例（平成9年滝沢村条例第9号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する「個人情報」をいう。
- (2) 個人番号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第5項に規定する「個人番号」をいう。
- (3) 特定個人情報 番号利用法第2条第8項に規定する「特定個人情報」をいう。
- (4) 特定個人情報ファイル 番号利用法第2条第9項に規定する「特定個人情報ファイル」をいう。
- (5) 特定個人情報等 個人情報並びに個人番号、特定個人情報及び特定個人情報ファイルをいう。
- (6) 守秘義務情報 法令の規定により秘密を守る義務を課されている情報、外部に知られることが適当でない法人その他団体に関する情報及び外部に漏れた場合に行政の信頼を著しく害するおそれのある第1号から前号までに規定する以外の秘密等に係る情報をいう。
- (7) 重要情報 第1号から前号までに規定する情報及び甲が指定する情報をいう。
- (8) 情報 重要情報及び重要情報以外の情報をいう。

(基本的事項)

第3条 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、番号利用法、条例その他の関係法令及び市が定めるセキュリティポリシーを遵守し、本契約による業務（以下「本件業務」という。）を通じて知り得た情報の保護の重要性を認識し、本件業務を履行するために必要な情報の取扱いにあつては、甲の業務に支障が生じることがないように、適正に取り扱わなければならない。

2 乙は、本件業務を通じて知り得た情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

3 乙は、本件業務を履行するにあたって、情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止その他情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（情報管理体制の整備等）

第4条 乙は、情報の適正な管理を実施する者として総括保護責任者を選任して管理体制を整備するとともに、前条第3項の措置に係る管理規程又は情報の具体的な取扱内容を規定しなければならない。

2 乙は、前項の総括保護責任者を選任し、管理体制を整備したときは、総括保護責任者選任（変更）等通知書（様式第1号）により速やかに甲に通知しなければならない。管理体制を変更するときも、また同様とする。

3 乙は、情報処理業務を行う場所、情報を保管する施設その他情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）において、入退室の規制及び防災防犯対策その他必要な情報セキュリティ対策を講じなければならない。

（従事者の監督）

第5条 乙は、乙の総括保護責任者、従業員その他本件業務に従事する者（以下「従事者」という。）に対し、本件業務を通じて知り得た重要情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的にしないよう、及び本件業務に関する重要情報を安全に管理するよう、必要かつ適切な監督をしなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においてもまた同様とする。

（教育訓練の実施）

第6条 乙は、乙の従事者に対し、本件業務に関する情報を取り扱う場合に遵守すべき事項、関係法令に基づく罰則の内容及び民事上の責任その他本件業務の適切な履行のために必要な事項に関する研修等の教育訓練を実施しなければならない。

（作業場所及び従事者の届出）

第7条 乙は、本件業務において履行に係る作業場所が定められていない場合、当該作業場所を作業場所及び従事者（変更）届出書（様式第2号）により速やかに甲に届け出なければならない。作業場所を変更するときもまた同様とする。

2 乙は、本件業務を履行するにあたって、作業場所ごとに従事者の氏名及び役職その他必要な事項を作業場所及び従事者（変更）届出書により速やかに甲に届け出なければならない。従事者を変更するときもまた同様とする。

（収集の制限）

第8条 乙は、本件業務を履行するにあたって情報を収集するときは、本件業務を履行するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用の禁止）

第9条 乙は、本件業務を履行するにあたって知り得た情報を、本件業務を履行する目的以外の目的で利用してはならない。ただし、甲が本件業務の遂行に必要と認め、承認した場合はこの限りでない。

（第三者への提供等の禁止）

第10条 乙は、本件業務を履行するにあたって知り得た情報を、本件業務を履行する目的以外で第三者に提供し、又は譲渡してはならない。ただし、甲が本件業務の遂行に必要と認め、承認した場合はこの限りでない。

2 乙は、本件業務を履行するにあたって知り得た情報を、第三者の電子計算機処理機能を有するものと通信回線等により提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第11条 乙は、特定個人情報等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が本件業務の履行に必要と認め、承認した場合はこの限りでない。

(重要情報の管理)

第12条 乙は、本件業務に関する重要情報を安全に管理するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 重要情報を作業場所以外に持ち出さないこと。やむを得ず持ち出さなければならぬときは、甲の承諾を得た上で行き、持出しの状況に関する記録を作成し、確実に保管すること。
- (2) 重要情報が記載された文書が第三者の利用に供されることのないよう施錠管理すること。また、重要情報が格納された電子計算機又は電子記録媒体が第三者の利用に供されることのないよう、記憶領域の暗号化又はファイルへのパスワード設定を施したうえで施錠管理すること。
- (3) 重要情報の格納又は処理を行うにあたって、個人のパーソナルコンピュータ等の電子計算機又は電子記録媒体を使用しないこと。
- (4) 重要情報を処理する電子計算機について、十分なセキュリティ対策を施すこと。

(再委託先の監督等)

第13条 乙は、本件業務を遂行するために得た重要情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、再委託等承認申請書(様式第3号)及び再委託等承認決定通知書(様式第4号)により甲の事前の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 乙は、前項ただし書の規定により重要情報を取り扱う業務を第三者に委託(請負その他これに類する行為を含む。以下「再委託」という。)する場合、当該再委託を受ける者(以下「再委託先」という。)に対し、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 3 乙は、再委託先の当該業務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約(以下「再委託契約」という。)の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。
- 4 乙は、第2項の再委託を行う場合、再委託契約において、再委託先が特定個人情報等処理契約の約款、特記仕様書等を遵守するために必要な事項その他甲が指示する事項を規定するとともに、再委託先に対する必要かつ適切な監督、重要情報に関する適正な管理及び情報セキュリティ対策について、具体的に規定しなければならない。
- 5 乙は、第2項の再委託を行った場合、再委託先による当該業務の履行を監督するとともに、甲の求めに応じて、履行の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。
- 6 乙は、再委託先に対し、再委託等承認申請書及び再委託等承認決定通知書により甲の事前の承諾なくして、重要情報をさらなる委託(請負その他これに類する行為を含む。以下「再々委託」という。)により第三者(以下「再々委託先」という。)に取り扱わせることを禁止し、その旨を再委託先と約定しなければならない。
- 7 第1項から前項までの規定は、前項の規定による甲の承諾を得て特定個人情報等を取

り扱う業務を再々委託する場合について準用する。

(返還及び廃棄等)

- 第14条 乙は、本件業務を履行するにあたって甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した重要情報が記載又は記録された文書及びファイル等を善良な管理者の注意をもって管理し、本契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。
- 2 前項ただし書の場合において、重要情報が記録されたファイル又はファイルが記録された電子記録媒体の廃棄等を甲が指示した場合、乙は、焼却、シュレッダー等による裁断又は復元が困難な消去等当該重要情報が第三者の利用に供されることのない方法により速やかに廃棄等を行い、甲に廃棄等を行ったことを証する重要情報廃棄等（消去）証明書（様式第5号）を速やかに提出しなければならない。
- 3 第1項の場合において、乙が乙の電子計算機を使用して重要情報を処理し、同項ただし書の規定により当該電子計算機に格納された当該重要情報の消去を甲が指示した場合、乙は、当該重要情報を速やかに消去し、甲に消去したことを証する重要情報廃棄等（消去）証明書を速やかに提出しなければならない。

(報告及び検査)

- 第15条 甲は、必要があると認めるとき又は本契約が終了したときは、乙に対し、本件業務に関する情報の管理状況及び情報セキュリティ対策の実施状況について報告を求め、又はその検査をすることができる。
- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、本件業務を行う場所及び情報を保管する施設その他の情報を取り扱う場所で検査することができる。
- 3 乙は、甲から前2項の指示があったときは、速やかにこれに従わなければならない。

(事故発生時等における報告等)

- 第16条 乙は、甲の提供した情報及び乙、再委託先又は再々委託先が本件業務の履行のために収集した情報について、火災その他の災害、盗難、紛失、漏えい、改ざん、破壊、コンピュータウイルスによる被害、不正な利用、不正アクセスその他の情報セキュリティ事故が発生したとき、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。
- 2 乙は、前項の場合において、次に掲げる事項を行わなければならない。
- (1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じること。
 - (2) 甲の求めに応じて、当該事故の原因を分析すること。
 - (3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を策定し、実施すること。
 - (4) 甲の求めに応じて、当該事故の経緯等の記録を書面で提出すること。
- 3 乙は、第1項の場合に備え、同項及び前項に定める報告等必要な事項を速やかに行うことができるよう、緊急時連絡体制を整備しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

- 第17条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。
- (1) 本件業務を履行するために乙、再委託先又は再々委託先が取り扱う重要情報について

て、乙、再委託先又は再々委託先の責に帰すべき理由による漏えい、滅失、毀損又は改ざんがあったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この特記仕様書に違反し、本件業務の目的を達成することができないと認められるとき。

諮問第 2 号

オンライン結合による個人情報の提供及び個人情報取扱事務の委託に係る内容の変更について

次のとおりオンライン結合による個人情報の提供及び個人情報取扱事務の委託の内容を変更することについて、滝沢市個人情報保護条例（平成 9 年滝沢村条例第 9 号）第 9 条第 2 項及び第 11 条第 1 項の規定により、滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会の意見を求める。

平成 31 年 1 月 22 日提出

滝沢市長 主濱 了

1 個人情報取扱事務の名称
国民健康保険事務

2 所管課等
健康福祉部保険年金課

3 現状

(1) オンライン結合により提供する個人情報

ア 整理番号（システムで使用するもの）、氏名、住所、生年月日・年齢、性別、電話番号、国籍・本籍、続柄、親族関係、婚姻歴、職業・勤務先、収入、財産状況、納税額等状況、取引状況、公的扶助、負債状況、健康状況、病歴、障害、身体状況、家庭状況、居住状況及び個人番号

イ オンライン結合による情報の提供先

株式会社アイシーエス

日本電気株式会社

ウ 提供先での利用目的

国保資格システム、国保給付システム及び国民健康保険税システムの運用保守

エ オンライン結合による提供の方法

国保資格システム、国保給付システム及び国民健康保険税システムは、市のサーバーとベンダーのサーバーを接続することにより個人情報を提供している。なお、インターネットとは隔離されていること及びシステムの使用には指認証やユーザー ID とパスワードを入力しなければならないことで、機密性を保持する仕様となっている。

(2) 個人情報取扱事務の委託先

ア 個人情報取扱事務の委託先

- (ア) 国保資格システム（株式会社アイシーエス）
- (イ) 国保給付システム（株式会社アイシーエス）
- (ウ) 国民健康保険税システム（日本電気株式会社）
- (エ) 国保総合システム（岩手県国民健康保険団体連合会）
- (オ) 快速サーチャージGX（岩手県国民健康保険団体連合会）
- (カ) 特定健診等データ管理システム（岩手県国民健康保険団体連合会）
- (キ) 国保情報データベースシステム（株式会社アイシーエス）

イ 個人情報取扱事務の委託に含まれる個人情報

(1) のアと同じ。

ウ 市長が保有する個人情報の保護に関する実施要綱（平成10年滝沢村告示第50号）別表第8の該当

有り（電算処理入力委託）

エ 委託の条件

特定個人情報等を取り扱う業務等、情報システム処理業務等における情報セキュリティに関する特記仕様書を契約事項としている。

4 変更の内容について

(1) 変更の理由

現行の滝沢市賦課徴収管理システムが平成32年3月31日で契約満了となり、平成32年4月1日から新規の滝沢市賦課徴収管理システムを導入することとなったが、その過程で同システムのベンダーから国保市町村事務処理標準システム（以下「国保標準システム」という。）の導入の提案があり、現行の国保資格システム、国保給付システム及び国民健康保険税システム（以下「現行のシステム」という。）に代えて国保標準システムを滝沢市賦課徴収管理システムと同様に平成32年4月1日から導入することとなったことに伴い、オンライン結合による情報の提供先及び個人情報取扱事務の委託先の変更を行うものである。

(2) 変更内容

ア オンライン結合による情報の提供先

変更前 国保資格システム（株式会社アイシーエス）

国保給付システム（株式会社アイシーエス）

国民健康保険税システム（日本電気株式会社）

変更後 国保標準システム（国保標準システムの委託先）

イ 個人情報取扱事務の委託先

(ア) 国保標準システムの構築業務（国保標準システムの委託先）

(イ) 現行のシステムから国保標準システムへのデータ移行作業（現行のシステムの委託先）

(ウ) 国保標準システムの保守管理業務（国保標準システムの委託先）

5 委託の開始時期

新規のシステムの構築業務：平成31年1月契約予定

現行のシステムからのデータ移行作業：平成31年4月契約予定
新規のシステムの保守管理業務：平成32年4月契約予定

個人情報取扱事務登録簿

個人情報取扱事務	名称	国民健康保険事務			
	目的	国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民健康の向上に寄与するため			
	根拠法令等	国民健康保険法			
	開始年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 33 年 1 月 1 日			
個人情報記録から検索し得る個人の類型(収集対象者)	国民健康保険の被保険者と家族		の個人情報		
個人情報を取り扱う目的	資格管理、保険給付及び保健事業実施確認のため				
個人情報の項目名	ア 戸籍、住民記録に関する情報	イ 学歴・職業等経歴、社会活動に関する情報	ウ 財産、所得等経済状況に関する情報		
	<input checked="" type="checkbox"/> 整理番号 <small>(システムで使用するもの)</small>	<input checked="" type="checkbox"/> 職業・勤務先	<input checked="" type="checkbox"/> 収入		
	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 役職・地位	<input checked="" type="checkbox"/> 財産状況		
	<input checked="" type="checkbox"/> 住所	<input type="checkbox"/> 職歴	<input checked="" type="checkbox"/> 納税額等状況		
	<input checked="" type="checkbox"/> 生年月日・年齢	<input type="checkbox"/> 学歴	<input checked="" type="checkbox"/> 取引状況		
	<input checked="" type="checkbox"/> 性別	<input type="checkbox"/> 資格	<input checked="" type="checkbox"/> 公的扶助		
<input checked="" type="checkbox"/> 電話番号	<input type="checkbox"/> 団体加入	<input checked="" type="checkbox"/> 負債状況			
<input checked="" type="checkbox"/> 国籍・本籍	<input type="checkbox"/> 賞罰	<input type="checkbox"/> []			
<input checked="" type="checkbox"/> 続柄	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []			
<input checked="" type="checkbox"/> 親族関係	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []			
<input checked="" type="checkbox"/> 婚姻暦	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []			
<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []			
<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []			
エ 身体、健康状態等心身に関する情報	オ 生活状況に関する情報	カ 知識、技術及び能力に関する情報			
<input checked="" type="checkbox"/> 健康状況	<input checked="" type="checkbox"/> 家庭状況	<input type="checkbox"/> 各種試験成績			
<input checked="" type="checkbox"/> 病歴	<input checked="" type="checkbox"/> 居住状況	<input type="checkbox"/> 勤務成績			
<input checked="" type="checkbox"/> 障害	<input type="checkbox"/> 趣味・嗜好	<input type="checkbox"/> 学業成績			
<input checked="" type="checkbox"/> 身体状況	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []			
<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []			
<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []			
個人番号(マイナンバー)等の取扱い	個人番号(マイナンバー)利用の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 〔根拠法令等：番号利用法別表第1 第 30 項 又は 独自利用条例 第 条〕				
思想、信条等に関する個人情報の取扱い	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 思想、信条及び宗教 []			
	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 人種及び民族 []			
	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 犯罪歴 []			
	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる社会的身分 []			
	<input checked="" type="checkbox"/> 無	取り扱う理由	<input type="checkbox"/> 法令等 []		
	<input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 審議会承認 [第 号]		
個人情報の収集先及び収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外				
	本人以外から収集する場合の条例該当条項、具体的方法等				
	<input checked="" type="checkbox"/> 条例第7条第3項第1号(法令等) [国民健康保険法、滝沢市国民健康保険税条例]				
	<input checked="" type="checkbox"/> 条例第7条第3項第2号(本人同意) [同意書]				
	<input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第3号(緊急) [本人への通知： 〔省略の場合：審議会承認 第 号〕]				
	<input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第4号(客観的事実) []				
<input checked="" type="checkbox"/> 条例第7条第3項第5号(他の実施機関からの提供) [医療機関、医療保険者]					
<input checked="" type="checkbox"/> 条例第7条第3項第6号(審議会承認) [第 2 号 平成10年3月23日]					
〔本人への通知： 〔省略の場合：審議会承認 第 号〕]					
電子計算機処理の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	システム名称等	国保標準システム、国保総合システム、快速サーチャージャーGX、特定健診等データ管理システム、国保情報データベースシステム		
	<input type="checkbox"/> 無	オンライン結合による提供の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 [審議会承認 第 2 号 平成10年3月23日]	<input type="checkbox"/> 無 [審議会承認 第 1 号 平成30年3月29日]	

<p>個人情報を利用する範囲 (目的外利用の有無)</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用有 <input type="checkbox"/> 所管課等のみでの利用 (目的外利用無) 目的外利用有の場合の 条例該当条項、利用する所管課等</p> <p><input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第1号 (法令等) [法令名:] [利用先:]</p> <p><input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第2号 (本人同意) [利用先:]</p> <p><input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第3号 (緊急) [利用先:] [本人への通知:] [省略の場合: 審議会承認 第 号]</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 条例第8条第1項第4号 (審議会承認) 第 2号 平成10年3月23日 [利用先: 高齢者支援課、税務課、収納課、健康推進課] [本人への通知:] [省略の場合: 審議会承認 第 2号 平成10年3月23日]</p>												
<p>個人情報を提供する範囲 (外部提供の有無)</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 外部提供有 <input checked="" type="checkbox"/> 外部提供無 外部提供有の場合の 該当条項、提供先、提供する個人情報項目名等</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 条例第8条第1項第1号 (法令等) [法令名: 刑事訴訟法第197条第2項及び第279条、弁護士法第23条の2第2項、少年法第16条第2項、民事訴訟法第186条及び第226条、出入国管理及び難民認定法第28条第2項並びに国民健康保険法第75条の3] [提供先: 捜査機関、裁判所、弁護士会、岩手県] [項目名: 全項目]</p> <p><input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第2号 (本人同意) [提供先:] [項目名:]</p> <p><input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第3号 (緊急) [提供先:] [項目名:] [本人への通知:] [省略の場合: 審議会承認 第 号]</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 条例第8条第1項第4号 (審議会承認) 第 2号 平成10年3月23日 [提供先: 他の地方公共団体、システム委託先業者] [項目名: 整理番号(システムで使用するもの)、氏名、住所、生年月日・年齢、性別、電話番号、国籍・本籍、続柄、親族関係、婚姻歴、職業・勤務先、収入、財産状況、納税額等状況、取引状況、公的扶助、負債状況、健康状況、病歴、障害、身体状況、家庭状況及び居住状況] [本人への通知:] [省略の場合: 審議会承認 第 2号 平成10年3月23日]</p>												
<p>個人情報取扱事務の委託</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 委託有 [審議会承認 第 2号 平成10年3月23日] <input type="checkbox"/> 委託無</p>												
<p>公文書の保管期間</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 長期 <input checked="" type="checkbox"/> 1, 5, 10 年 <input type="checkbox"/> 随時廃棄</p>												
<p>個人情報保護管理責任者</p>	<p>保険年金課長</p>												
<p>所管課等</p>	<table border="1"> <tr> <td>保険年金課</td> <td>登録番号</td> <td>159</td> </tr> <tr> <td></td> <td>登録年月日</td> <td>平成10年9月1日</td> </tr> <tr> <td>事務移管日</td> <td>審議会報告</td> <td>平成10年9月11日</td> </tr> <tr> <td>移管前の課等</td> <td>縦覧開始日</td> <td></td> </tr> </table>	保険年金課	登録番号	159		登録年月日	平成10年9月1日	事務移管日	審議会報告	平成10年9月11日	移管前の課等	縦覧開始日	
保険年金課	登録番号	159											
	登録年月日	平成10年9月1日											
事務移管日	審議会報告	平成10年9月11日											
移管前の課等	縦覧開始日												

個人情報取扱事務の文書目録

事務の名称		国民健康保険事務	
所管課等		保険年金課	登録番号 159
No.	文書等の名称	記録形態	
1	被保険者資格異動情報	<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 函面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input checked="" type="checkbox"/> [システム]
2	被保険者保険給付情報	<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 函面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input checked="" type="checkbox"/> [システム]
3	住所地特例者管理台帳	<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 函面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input checked="" type="checkbox"/> [Excel]
4	施設入所児童等管理台帳	<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 函面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input checked="" type="checkbox"/> [Excel]
5	不現住者国保資格一覧表	<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 函面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input checked="" type="checkbox"/> [Excel]
6	国保異動届出書	<input checked="" type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 函面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []
7	国民健康保険（被保険者証・高齢受給者証）再交付申請書	<input checked="" type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 函面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []
8	国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書	<input checked="" type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 函面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []
9	国民健康保険限度額適用認定申請書	<input checked="" type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 函面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []
10	国民健康保険修学中の者に関する届	<input checked="" type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 函面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []
11	国民健康保険特定疾病療養受療交付申請書	<input checked="" type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 函面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []
12		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 函面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []
13		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 函面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []
14		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 函面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []
15		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 函面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []
16		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 函面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []

1 経緯

平成30年11月に滝沢市賦課徴収管理システム更新事業公募型プロポーザルの実施の結果、最優秀選定者として株式会社日立システムズが選定されたが、日立システムズから賦課徴収管理システムの更新に併せて、国保市町村事務処理標準システム（以下、「国保標準システム」という。）の導入提案があった。

協議の結果、明らかに経費の軽減等が見込めると判断されたことから、平成32年4月の賦課徴収管理システムの導入に合わせて国保標準システムを導入することとした。

2 国保標準システムについて

現行の国民健康保険システムにて資格管理業務と給付業務を行っているが、制度改正のたびにシステム改修が必要となり、改修コストがかかっている。国保標準システムは日立システムズ製で、市町村が行う国保事務の円滑な実施を支援するため、国が開発したシステムであり、市町村の事務遂行の効率化・コスト削減、標準化が図られるとともに、それにより事務の共同処理や広域化が図られやすくなる。

国保標準システムの業務構成は、

- ①資格管理業務
- ②保険税賦課業務
- ③給付業務
- ④保険税収納業務
- ⑤業務共通機能

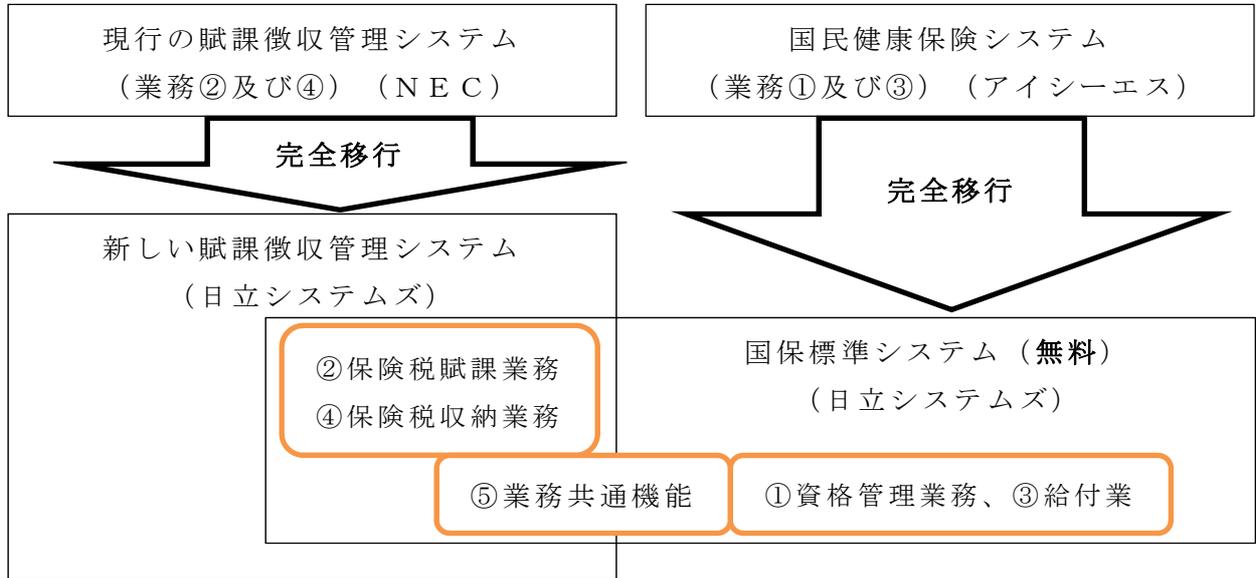
の5つに分かれている。このうち、賦課徴収管理システムについては平成32年4月に株式会社日立システムズのADWORLDを導入することとなり、②保険税賦課業務と④保険税収納業務は、賦課徴収管理システムと重複する業務である。

現在、国民健康保険システムは株式会社アイシーエスのINSIDE6を利用しているが、国保標準システムを導入することにより①資格管理業務と③給付業務を利用することができ、国民健康保険税、資格管理、給付を同一システムで管理できるようになる。

また、国保標準システム導入時に係るシステム移行経費が国の補助対象となっていることから、賦課徴収管理システムと併せて国保標準システムを導入することで、国保税システムと国民健康保険システムの両方のシステム移行経費について、国から助成を受けることができる。

3 導入イメージ

現行システムから国保標準システムに切り替えた場合のイメージ



特定個人情報等を取り扱う業務等、情報システム処理業務等における 情報セキュリティに関する特記仕様書

(目的)

第1条 この特記仕様書は、滝沢市（以下「甲」という。）と契約相手方（以下「乙」という。）との間で契約締結する特記事項として、次の各号の契約（以下「特定個人情報等処理契約」という。）による業務等における情報の取扱い、情報セキュリティ等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

- (1) 特定個人情報等を取り扱う業務等に関する契約
- (2) 特定個人情報等を取り扱う情報ネットワーク又は情報システムの開発業務、保守業務、賃貸借その他情報システムに関する契約
- (3) 特定個人情報等を取り扱うデータ処理その他情報処理に関する契約

(定義)

第2条 この特記仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 滝沢市個人情報保護条例（平成9年滝沢村条例第9号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する「個人情報」をいう。
- (2) 個人番号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第5項に規定する「個人番号」をいう。
- (3) 特定個人情報 番号利用法第2条第8項に規定する「特定個人情報」をいう。
- (4) 特定個人情報ファイル 番号利用法第2条第9項に規定する「特定個人情報ファイル」をいう。
- (5) 特定個人情報等 個人情報並びに個人番号、特定個人情報及び特定個人情報ファイルをいう。
- (6) 守秘義務情報 法令の規定により秘密を守る義務を課されている情報、外部に知られることが適当でない法人その他団体に関する情報及び外部に漏れた場合に行政の信頼を著しく害するおそれのある第1号から前号までに規定する以外の秘密等に係る情報をいう。
- (7) 重要情報 第1号から前号までに規定する情報及び甲が指定する情報をいう。
- (8) 情報 重要情報及び重要情報以外の情報をいう。

(基本的事項)

第3条 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、番号利用法、条例その他の関係法令及び市が定めるセキュリティポリシーを遵守し、本契約による業務（以下「本件業務」という。）を通じて知り得た情報の保護の重要性を認識し、本件業務を履行するために必要な情報の取扱いにあつては、甲の業務に支障が生じることがないように、適正に取り扱わなければならない。

2 乙は、本件業務を通じて知り得た情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

3 乙は、本件業務を履行するにあたって、情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止その他情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（情報管理体制の整備等）

第4条 乙は、情報の適正な管理を実施する者として総括保護責任者を選任して管理体制を整備するとともに、前条第3項の措置に係る管理規程又は情報の具体的な取扱内容を規定しなければならない。

2 乙は、前項の総括保護責任者を選任し、管理体制を整備したときは、総括保護責任者選任（変更）等通知書（様式第1号）により速やかに甲に通知しなければならない。管理体制を変更するときも、また同様とする。

3 乙は、情報処理業務を行う場所、情報を保管する施設その他情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）において、入退室の規制及び防災防犯対策その他必要な情報セキュリティ対策を講じなければならない。

（従事者の監督）

第5条 乙は、乙の総括保護責任者、従業員その他本件業務に従事する者（以下「従事者」という。）に対し、本件業務を通じて知り得た重要情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的にしないよう、及び本件業務に関する重要情報を安全に管理するよう、必要かつ適切な監督をしなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においてもまた同様とする。

（教育訓練の実施）

第6条 乙は、乙の従事者に対し、本件業務に関する情報を取り扱う場合に遵守すべき事項、関係法令に基づく罰則の内容及び民事上の責任その他本件業務の適切な履行のために必要な事項に関する研修等の教育訓練を実施しなければならない。

（作業場所及び従事者の届出）

第7条 乙は、本件業務において履行に係る作業場所が定められていない場合、当該作業場所を作業場所及び従事者（変更）届出書（様式第2号）により速やかに甲に届け出なければならない。作業場所を変更するときもまた同様とする。

2 乙は、本件業務を履行するにあたって、作業場所ごとに従事者の氏名及び役職その他必要な事項を作業場所及び従事者（変更）届出書により速やかに甲に届け出なければならない。従事者を変更するときもまた同様とする。

（収集の制限）

第8条 乙は、本件業務を履行するにあたって情報を収集するときは、本件業務を履行するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用の禁止）

第9条 乙は、本件業務を履行するにあたって知り得た情報を、本件業務を履行する目的以外の目的で利用してはならない。ただし、甲が本件業務の遂行に必要と認め、承認した場合はこの限りでない。

（第三者への提供等の禁止）

第10条 乙は、本件業務を履行するにあたって知り得た情報を、本件業務を履行する目的以外で第三者に提供し、又は譲渡してはならない。ただし、甲が本件業務の遂行に必要と認め、承認した場合はこの限りでない。

2 乙は、本件業務を履行するにあたって知り得た情報を、第三者の電子計算機処理機能を有するものと通信回線等により提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第11条 乙は、特定個人情報等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が本件業務の履行に必要と認め、承認した場合はこの限りでない。

(重要情報の管理)

第12条 乙は、本件業務に関する重要情報を安全に管理するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 重要情報を作業場所以外に持ち出さないこと。やむを得ず持ち出さなければならぬときは、甲の承諾を得た上で行き、持出しの状況に関する記録を作成し、確実に保管すること。
- (2) 重要情報が記載された文書が第三者の利用に供されることのないよう施錠管理すること。また、重要情報が格納された電子計算機又は電子記録媒体が第三者の利用に供されることのないよう、記憶領域の暗号化又はファイルへのパスワード設定を施したうえで施錠管理すること。
- (3) 重要情報の格納又は処理を行うにあたって、個人のパーソナルコンピュータ等の電子計算機又は電子記録媒体を使用しないこと。
- (4) 重要情報を処理する電子計算機について、十分なセキュリティ対策を施すこと。

(再委託先の監督等)

第13条 乙は、本件業務を遂行するために得た重要情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、再委託等承認申請書(様式第3号)及び再委託等承認決定通知書(様式第4号)により甲の事前の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 乙は、前項ただし書の規定により重要情報を取り扱う業務を第三者に委託(請負その他これに類する行為を含む。以下「再委託」という。)する場合、当該再委託を受ける者(以下「再委託先」という。)に対し、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 3 乙は、再委託先の当該業務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約(以下「再委託契約」という。)の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。
- 4 乙は、第2項の再委託を行う場合、再委託契約において、再委託先が特定個人情報等処理契約の約款、特記仕様書等を遵守するために必要な事項その他甲が指示する事項を規定するとともに、再委託先に対する必要かつ適切な監督、重要情報に関する適正な管理及び情報セキュリティ対策について、具体的に規定しなければならない。
- 5 乙は、第2項の再委託を行った場合、再委託先による当該業務の履行を監督するとともに、甲の求めに応じて、履行の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。
- 6 乙は、再委託先に対し、再委託等承認申請書及び再委託等承認決定通知書により甲の事前の承諾なくして、重要情報をさらなる委託(請負その他これに類する行為を含む。以下「再々委託」という。)により第三者(以下「再々委託先」という。)に取り扱わせることを禁止し、その旨を再委託先と約定しなければならない。
- 7 第1項から前項までの規定は、前項の規定による甲の承諾を得て特定個人情報等を取

り扱う業務を再々委託する場合について準用する。

(返還及び廃棄等)

- 第14条 乙は、本件業務を履行するにあたって甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した重要情報が記載又は記録された文書及びファイル等を善良な管理者の注意をもって管理し、本契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。
- 2 前項ただし書の場合において、重要情報が記録されたファイル又はファイルが記録された電子記録媒体の廃棄等を甲が指示した場合、乙は、焼却、シュレッダー等による裁断又は復元が困難な消去等当該重要情報が第三者の利用に供されることのない方法により速やかに廃棄等を行い、甲に廃棄等を行ったことを証する重要情報廃棄等（消去）証明書（様式第5号）を速やかに提出しなければならない。
- 3 第1項の場合において、乙が乙の電子計算機を使用して重要情報を処理し、同項ただし書の規定により当該電子計算機に格納された当該重要情報の消去を甲が指示した場合、乙は、当該重要情報を速やかに消去し、甲に消去したことを証する重要情報廃棄等（消去）証明書を速やかに提出しなければならない。

(報告及び検査)

- 第15条 甲は、必要があると認めるとき又は本契約が終了したときは、乙に対し、本件業務に関する情報の管理状況及び情報セキュリティ対策の実施状況について報告を求め、又はその検査をすることができる。
- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、本件業務を行う場所及び情報を保管する施設その他の情報を取り扱う場所で検査することができる。
- 3 乙は、甲から前2項の指示があったときは、速やかにこれに従わなければならない。

(事故発生時等における報告等)

- 第16条 乙は、甲の提供した情報及び乙、再委託先又は再々委託先が本件業務の履行のために収集した情報について、火災その他の災害、盗難、紛失、漏えい、改ざん、破壊、コンピュータウイルスによる被害、不正な利用、不正アクセスその他の情報セキュリティ事故が発生したとき、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。
- 2 乙は、前項の場合において、次に掲げる事項を行わなければならない。
- (1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じること。
 - (2) 甲の求めに応じて、当該事故の原因を分析すること。
 - (3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を策定し、実施すること。
 - (4) 甲の求めに応じて、当該事故の経緯等の記録を書面で提出すること。
- 3 乙は、第1項の場合に備え、同項及び前項に定める報告等必要な事項を速やかに行うことができるよう、緊急時連絡体制を整備しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

- 第17条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。
- (1) 本件業務を履行するために乙、再委託先又は再々委託先が取り扱う重要情報について

て、乙、再委託先又は再々委託先の責に帰すべき理由による漏えい、滅失、毀損又は改ざんがあったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この特記仕様書に違反し、本件業務の目的を達成することができないと認められるとき。

諮問第3号

個人情報取扱事務の委託について

次のとおり個人情報取扱事務を委託することについて、滝沢市個人情報保護条例（平成9年滝沢村条例第9号）第11条第1項の規定により滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会の意見を求める。

平成31年1月22日提出

滝沢市長 主濱 了

1 個人情報取扱事務の名称及び内容

(1) 名称

在宅医療・介護連携推進事業

(2) 内容

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第2項第4号の規定に基づき、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、居宅に関する医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進することを目的とし、次に掲げる事務を行うもの。

ア 地域の医療・介護資源の把握

イ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

ウ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

エ 医療・介護関係者の情報共有の支援

オ 在宅医療・介護連携に関する相談支援

カ 医療・介護関係者の研修

キ 地域住民への普及啓発

ク 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

2 所管課等

健康福祉部地域包括支援センター

3 委託先

医療法人ゆとりが丘クリニック

4 委託の内容

(1) 委託する内容（範囲）

1 (2) の個人情報取扱事務の内容のうち、アからキまでの事務

(2) 委託に含まれる個人情報

ア 提供する個人情報

介護保険情報

イ 委託先が収集する個人情報

氏名、住所、生年月日・年齢、性別、電話番号、国籍・本籍、続柄、親族関係、婚姻歴、職業・勤務先、職歴、収入、財産状況、納税額等状況、公的扶助、負債状況、健康状況、病歴、障害、身体状況、居住状況、介護保険情報、家庭状況、居住状況及び趣味・嗜好

(3) 市長が保有する個人情報の保護に関する実施要綱（平成10年滝沢村告示第50号）別表第8の該当

有り（各種相談業務の委託及び福祉、保健サービス業務委託）

5 委託の条件

今回の契約時から、市長が保有する個人情報の保護に関する実施要綱別表第9の規定に従い、委託に係る契約書を作成することとする。

6 委託の開始時期

平成28年4月1日から開始済み。

個人情報取扱事務登録簿

個人情報 取扱事務	名称	在宅医療・介護連携推進事業		
	目的	在宅医療介護を一体的に提供できる連携体制の構築のため		
	根拠法令等	介護保険法		
	開始年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成	28 年	4 月 1 日
個人情報記録から検索し得る個人の類型(収集対象者)	相談者及びその家族			の個人情報
個人情報を取り扱う目的	在宅医療・介護連携推進に必要なため			
個人情報の項目名	ア 戸籍、住民記録に関する情報	イ 学歴・職業等経歴、社会活動に関する情報	ウ 財産、所得等経済状況に関する情報	
	<input type="checkbox"/> 整理番号 <small>(システムで使用するもの)</small>	<input checked="" type="checkbox"/> 職業・勤務先	<input checked="" type="checkbox"/> 収入	
	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 役職・地位	<input checked="" type="checkbox"/> 財産状況	
	<input checked="" type="checkbox"/> 住所	<input checked="" type="checkbox"/> 職歴	<input checked="" type="checkbox"/> 納税額等状況	
	<input checked="" type="checkbox"/> 生年月日・年齢	<input type="checkbox"/> 学歴	<input type="checkbox"/> 取引状況	
	<input checked="" type="checkbox"/> 性別	<input type="checkbox"/> 資格	<input checked="" type="checkbox"/> 公的扶助	
<input checked="" type="checkbox"/> 電話番号	<input type="checkbox"/> 団体加入	<input checked="" type="checkbox"/> 負債状況		
<input checked="" type="checkbox"/> 国籍・本籍	<input type="checkbox"/> 賞罰	<input type="checkbox"/> []		
<input checked="" type="checkbox"/> 続柄	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
<input checked="" type="checkbox"/> 親族関係	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
<input checked="" type="checkbox"/> 婚姻暦	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
エ 身体、健康状態等心身に関する情報	オ 生活状況に関する情報	カ 知識、技術及び能力に関する情報		
<input checked="" type="checkbox"/> 健康状況	<input checked="" type="checkbox"/> 家庭状況	<input type="checkbox"/> 各種試験成績		
<input checked="" type="checkbox"/> 病歴	<input checked="" type="checkbox"/> 居住状況	<input type="checkbox"/> 勤務成績		
<input checked="" type="checkbox"/> 障害	<input checked="" type="checkbox"/> 趣味・嗜好	<input type="checkbox"/> 学業成績		
<input checked="" type="checkbox"/> 身体状況	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
<input checked="" type="checkbox"/> [介護保険情報]	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
個人番号(マイナンバー)等の取扱い	個人番号(マイナンバー)利用の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 〔根拠法令等：番号利用法別表第1 第 [] 項 又は 独自利用条例 第 [] 条〕			
思想、信条等に関する個人情報の取扱い	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 思想、信条及び宗教 []		
	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 人種及び民族 []		
思想、信条等に関する個人情報の取扱い	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 犯罪歴 []		
	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる社会的身分 []		
思想、信条等に関する個人情報の取扱い	<input checked="" type="checkbox"/> 無	取り扱う理由 <input type="checkbox"/> 法令等 []		
	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 審議会承認 [第 [] 号]		
個人情報の収集先及び収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人	<input checked="" type="checkbox"/> 本人以外		
	本人以外から収集する場合の条例該当条項、具体的方法等			
	<input checked="" type="checkbox"/> 条例第7条第3項第1号(法令等)	〔 介護保険法及び介護保険法施行規則]		
	<input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第2号(本人同意)	〔 []]		
	<input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第3号(緊急)	〔本人への通知： []]		
	<input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第4号(客観的事実)	〔 []]		
<input checked="" type="checkbox"/> 条例第7条第3項第5号(他の実施機関からの提供)	〔 医療機関、介護保険事業所]			
<input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第6号(審議会承認)	〔 第 [] 号 []]			
<input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第6号(審議会承認)	〔本人への通知： []]			
<input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第6号(審議会承認)	〔省略の場合：審議会承認 第 [] 号 []]			
電子計算機処理の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	システム名称等	地域包括支援センターシステム	
	<input type="checkbox"/> 無	オンライン結合による提供の有無	<input type="checkbox"/> 有	〔審議会承認 第 [] 号 []] <input type="checkbox"/> 無

(第2面)

個人情報を利用する範囲 (目的外利用の有無)	<input type="checkbox"/> 目的外利用有 <input checked="" type="checkbox"/> 所管課等のみでの利用 (目的外利用無) 目的外利用有の場合の 条例該当条項、利用する所管課等 <input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第1号 (法令等) [法令名: _____] [利用先: _____] <input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第2号 (本人同意) [利用先: _____] <input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第3号 (緊急) [利用先: _____] [本人への通知: _____] [省略の場合: 審議会承認 第 _____ 号 _____] <input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第4号 (審議会承認) 第 _____ 号 [利用先: _____] [本人への通知: _____] [省略の場合: 審議会承認 第 _____ 号 _____]			
	個人情報を提供する範囲 (外部提供の有無)	<input checked="" type="checkbox"/> 外部提供有 <input type="checkbox"/> 外部提供無 外部提供有の場合の 該当条項、提供先、提供する個人情報項目名等 <input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第1号 (法令等) [法令名: _____] [提供先: _____] [項目名: _____] <input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第2号 (本人同意) [提供先: _____] [項目名: _____] <input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第3号 (緊急) [提供先: _____] [項目名: _____] [本人への通知: _____] [省略の場合: 審議会承認 第 _____ 号 _____] <input checked="" type="checkbox"/> 条例第8条第1項第4号 (審議会承認) 第 _____ 号 [提供先: 委託先医療機関 _____] [項目名: 介護保険情報 _____] [本人への通知: _____] [省略の場合: 審議会承認 第 _____ 号 _____]		
		個人情報取扱事務の委託	<input checked="" type="checkbox"/> 委託有 [審議会承認 第 _____ 号 _____] <input type="checkbox"/> 委託無	
		公文書の保管期間	<input type="checkbox"/> 長期 <input checked="" type="checkbox"/> 5 年 <input type="checkbox"/> 随時廃棄	
個人情報保護管理責任者		地域包括支援センター所長		
所管課等	地域包括支援センター	登録番号		
		登録年月日		
	事務移管日		審議会報告	平成31年1月22日
	移管前の課等		縦覧開始日	

個人情報取扱事務の文書目録

事務の名称		在宅医療・介護連携推進事業		
所管課等		地域包括支援センター		登録番号
No.	文書等の名称	記録形態		
1	介護保険情報	<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input checked="" type="checkbox"/> [地域包括支援センターシステム]	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	

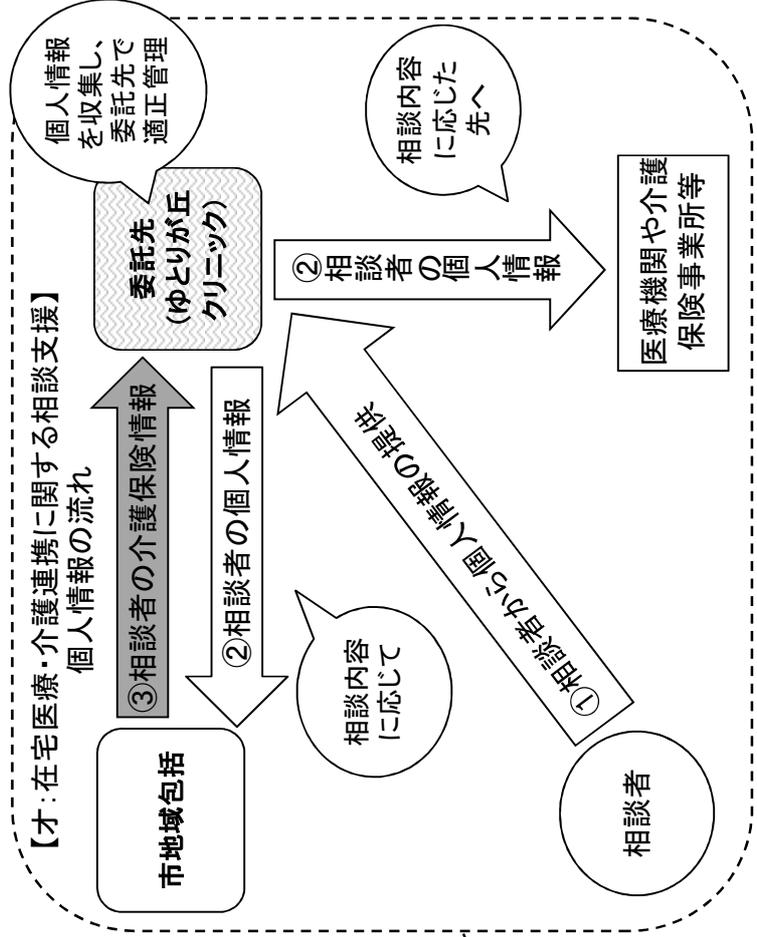
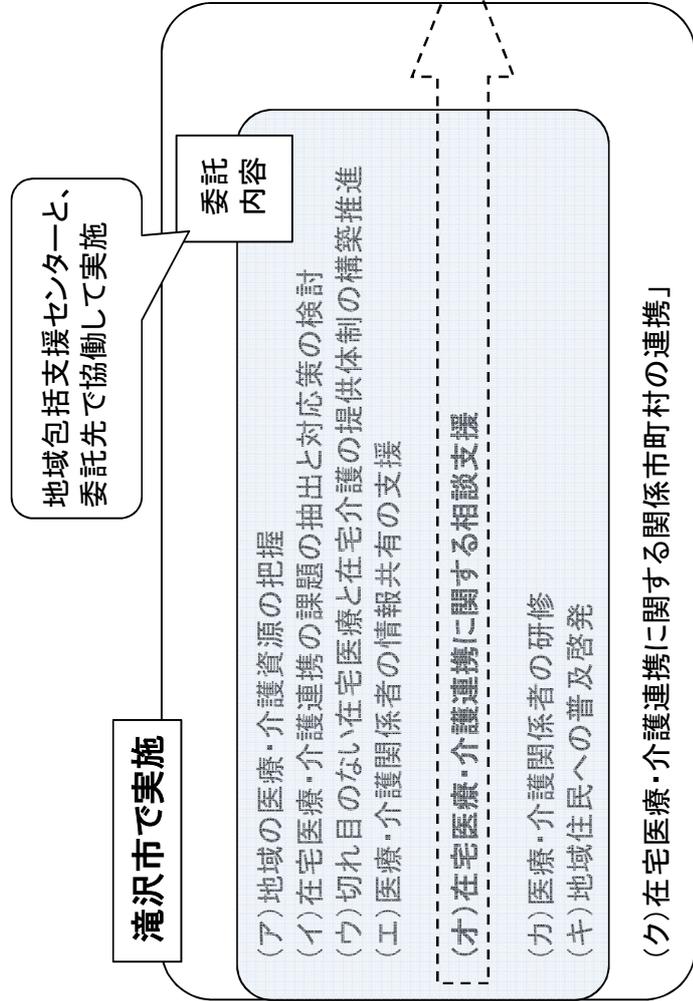
在宅医療・介護連携推進事業

【目的】医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、居宅に関する医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進する。

事業項目		事業内容		市で実施		委託内容	
ア	地域の医療・介護サービス資源の把握	地域の医療機関、介護事業所等の住所・連絡先、機能等を把握し、これまでに自治体等が把握している情報と合わせて、地域の医療・介護関係者と共有する。	「滝沢市医療看護介護ガイド」の見直し、改善 ・「在宅ボックス滝沢」の周知	・地域の医療機関、介護事業者の情報収集 ・「滝沢市医療看護介護ガイド」の見直し	・地域の医療機関、介護事業者の情報収集	・地域の医療機関、介護事業者の情報収集	・地域の医療機関、介護事業者の情報収集
イ	在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状と課題の抽出、対応策などの検討を行う。	地域ケア会議の開催 地域ネットワーク会議にて医療介護連携の内容を設ける 事例検討会（医療介護連携・認知症支援、西北医師会と共催）の開催	・地域ケア会議、地域ネットワーク会議等に参加し、連携の現状等を把握し、課題の抽出、対応策の検討を行う ・医療介護連携事例検討会の実施	・地域ケア会議、地域ネットワーク会議等に参加し、連携の現状等を把握し、課題の抽出、対応策の検討を行う ・医療介護連携事例検討会の実施	・地域ケア会議、地域ネットワーク会議等に参加し、連携の現状等を把握し、課題の抽出、対応策の検討を行う ・医療介護連携事例検討会の実施	・地域ケア会議、地域ネットワーク会議等に参加し、連携の現状等を把握し、課題の抽出、対応策の検討を行う ・医療介護連携事例検討会の実施
ウ	切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進	地域の医療介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と介護が一体的に提供される体制の構築に向けて、必要な具体的な取り組みを企画・立案する。	当該事業の周知 地域ケア会議、高齢者保健福祉協議会	・体制構築に向けた具体的な取り組みの検討	・体制構築に向けた具体的な取り組みの検討	・体制構築に向けた具体的な取り組みの検討	・体制構築に向けた具体的な取り組みの検討
エ	医療・介護関係者の情報共有の支援	情報共有の手順などを定めた情報共有ツールを整備するなど、地域の医療・介護関係者間の情報共有を支援する	医療と介護の連携支援 ・盛岡医療圏域入退院調整支援ガイドライン等の活用、普及 ・（ア）とあわせた関係者向けのガイドの作成	・地域の医療介護関係者の情報共有の支援 ・情報共有ツール等の普及	・地域の医療介護関係者の情報共有の支援 ・情報共有ツール等の普及	・地域の医療介護関係者の情報共有の支援 ・情報共有ツール等の普及	・地域の医療介護関係者の情報共有の支援 ・情報共有ツール等の普及
オ	在宅医療・介護連携に関する相談支援	地域の在宅医療・介護連携を支援する相談窓口の設置、運営を行い、地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの、在宅医療・介護連携に関する事項の相談の受付を行う。また、必要に応じて、退院の際の地域の医療関係者と介護関係者の連携の調整や、患者・利用者又は家族の要望を踏まえた、地域の医療機関等・介護事業者相互の紹介を行う。さらに、相談対応の窓口やその役割が関係者等に明確に理解されるよう、「在宅医療・介護連携支援センター」等の名称を設定し、関係者等に周知する。	総合相談・支援事業 ・包括的継続的ケアマネジメント事業 ・在宅医療・介護連携推進事業	・在宅医療・介護連携を支援する相談窓口の運営 ・必要に応じて、退院の際の地域の医療関係者と介護関係者の連携調整。 ・患者・利用者または家族の要望を踏まえた、地域の医療機関や介護事業者相互の紹介	・在宅医療・介護連携を支援する相談窓口の運営 ・必要に応じて、退院の際の地域の医療関係者と介護関係者の連携調整。 ・患者・利用者または家族の要望を踏まえた、地域の医療機関や介護事業者相互の紹介	・在宅医療・介護連携を支援する相談窓口の運営 ・必要に応じて、退院の際の地域の医療関係者と介護関係者の連携調整。 ・患者・利用者または家族の要望を踏まえた、地域の医療機関や介護事業者相互の紹介	・在宅医療・介護連携を支援する相談窓口の運営 ・必要に応じて、退院の際の地域の医療関係者と介護関係者の連携調整。 ・患者・利用者または家族の要望を踏まえた、地域の医療機関や介護事業者相互の紹介



事業項目	事業内容	市で実施	委託内容
力 医療・介護関係者の研修	地域の医療・介護関係者の連携を実現するために、多職種でのグループワークなどの研修を行う。また、必要に応じて、地域の医療関係者に介護に関する研修会の開催、介護関係者に医療に関する研修会の開催等の研修を行う	・地域ケア会議(事例検討会)の開催 ・医療介護連携研修会開催(支援)	・多職種(医+介)研修の実施 ・医療関係者を対象とした介護保険で提供されるサービスの研修 ・介護関係者を対象とした在宅医療に関する研修 計3回
キ 地域住民への普及啓発	在宅医療や介護に関する講演会の開催、パンフレットの作成・配付等により、地域住民の在宅医療・介護連携の理解を促進する。	・市民医療懇話会及び地域懇話会開催(支援) ・(ア)を踏まえ本事業の周知	・市民医療懇話会企画開催(1回)及び地域懇話会の開催(3回以上) ・相談窓口の周知
ク 在宅医療・介護連携に関する関係市町の連携	複数の関係市町村が連携して、広域連携が必要な事項について協議する。	県主催の会議に出席	



【関係法令】

○介護保険法

（地域支援事業）

第百十五条の四十五 市町村は、被保険者（当該市町村が行う介護保険の住所地特例適用被保険者を除き、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用被保険者を含む。第三項第三号及び第百十五条の四十九を除き、以下この章において同じ。）の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うため、厚生労働省令で定める基準に従って、地域支援事業として、次に掲げる事業（以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。）を行うものとする。

（1）居宅要支援被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者（以下「居宅要支援被保険者等」という。）に対して、次に掲げる事業を行う事業（以下「第一号事業」という。）

イ 居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、当該居宅要支援被保険者等の居宅において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援を行う事業（以下この項において「第一号訪問事業」という。）

ロ 居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める施設において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援又は機能訓練を行う事業（以下この項において「第一号通所事業」という。）

ハ 厚生労働省令で定める基準に従って、介護予防サービス事業若しくは地域密着型介護予防サービス事業又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業と一体的に行われる場合に効果があると認められる居宅要支援被保険者等の地域における自立した日常生活の支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業（二において「第一号生活支援事業」という。）

ニ 居宅要支援被保険者等（指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く。）の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める基準に従って、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、第一号訪問事業、第一号通所事業又は第一号生活支援事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業（以下「第一号介護予防支援事業」という。）

（2）被保険者（第一号被保険者に限る。）の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のため必要な事業（介護予防サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業並びに第一号訪問事業及び第一号通所事業を除く。）

2 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業のほか、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

（1）被保険者の心身の状況、その居宅における生活の実態その他の必要な実情の把握、

保健医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策に関する総合的な情報の提供、関係機関との連絡調整その他の被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るための総合的な支援を行う事業

(2) 被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業

(3) 保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による被保険者の居宅サービス計画及び施設サービス計画の検証、その心身の状況、介護給付等対象サービスの利用状況その他の状況に関する定期的な協議その他の取組を通じ、当該被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を行う事業

(4) 医療に関する専門的知識を有する者が、介護サービス事業者、居宅における医療を提供する医療機関その他の関係者の連携を推進するものとして厚生労働省令で定める事業（前号に掲げる事業を除く。）

(5) 被保険者の地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に係る体制の整備その他のこれらを促進する事業

(6) 保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による認知症の早期における症状の悪化の防止のための支援その他の認知症である又はその疑いのある被保険者に対する総合的な支援を行う事業

3 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業及び前項各号に掲げる事業のほか、厚生労働省令で定めるところにより、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うことができる。

(1) 介護給付等に要する費用の適正化のための事業

(2) 介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のため必要な事業

(3) その他介護保険事業の運営の安定化及び被保険者（当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用被保険者を含む。）の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業

4 地域支援事業は、当該市町村における介護予防に関する事業の実施状況、介護保険の運営の状況、七十五歳以上の被保険者の数その他の状況を勘案して政令で定める額の範囲内で行うものとする。

5 市町村は、地域支援事業の利用者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、利用料を請求することができる。

（平一七法七七・追加、平二〇法四二・旧第百十五条の三十八繰下、平二三法七二・旧第百十五条の四十四繰下・一部改正、平二六法八三・一部改正）

○介護保険法施行規則

(法第百十五条の四十五第二項第四号の厚生労働省令で定める事業)

第百四十条の六十二の八 法第百十五条の四十五第二項第四号の厚生労働省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 地域における在宅医療及び介護に関する情報の収集、整理及び活用を行う事業
- (2) 医療関係者及び介護サービス事業者その他の関係者（以下この条において「医療・介護関係者」という。）により構成される会議の開催等を通じて、地域における在宅医療及び在宅介護の提供に必要な当該提供に携わる者その他の関係者の連携（以下「在宅医療・介護連携」という。）に関する課題の把握及びその解決に資する必要な施策を検討する事業
- (3) 医療・介護関係者と共同して、在宅医療及び在宅介護が円滑に提供される仕組みの構築に向けた具体的な方策を企画及び立案し、当該方策を他の医療・介護関係者に周知する事業
- (4) 医療・介護関係者間の情報の共有を支援する事業
- (5) 地域の医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業
- (6) 医療・介護関係者に対して、在宅医療・介護連携に必要な知識の習得や当該知識の向上のために必要な研修を行う事業
- (7) 在宅医療・介護連携に関する地域住民の理解を深めるための普及啓発を行う事業
- (8) 他の市町村との広域的な連携に資する事業

(平二七厚労令五七・追加)

諮問第 4 号

個人情報取扱事務の委託について

次のとおり個人情報取扱事務を委託することについて、滝沢市個人情報保護条例（平成 9 年滝沢村条例第 9 号）第 11 条第 1 項の規定により滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会の意見を求める。

平成 31 年 1 月 22 日提出

滝沢市長 主濱 了

1 個人情報取扱事務の名称及び内容

(1) 名称

滝沢市生活支援体制整備事業

(2) 内容

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 4 第 2 項第 5 号の規定に基づき、日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で在宅生活を継続していくために必要となる多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービス（以下「サービス」という。）の提供体制を構築するため、地域に不足するサービスの創出、サービスの担い手の養成などの資源開発、地域関係者とのネットワーク構築並びに支援ニーズ及びサービスのコーディネート機能を担い、サービスを提供する事業主体と市が連携して支援体制の充実・強化を図るもの。

2 所管課等

健康福祉部地域包括支援センター

3 委託先

社会福祉法人滝沢市社会福祉協議会

4 委託の内容

(1) 委託する内容（範囲）

ア 業務を主に担当する生活支援コーディネーター 1 人の配置

イ 全市的な生活支援サービスのコーディネート等に関する以下の業務

(ア) 生活支援サービスの把握及び創出

(イ) 支援ニーズの把握

(ウ) ニーズとサービスのマッチング

ウ 関係者間のネットワーク構築

(ア) 地縁組織関係者、社会福祉協議会担当者、サービス事業関係者等多様な関係主

体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進するための会議（生活支援体制整備に関わる協議体）の参加

（イ）市民団体向け説明会及び市民向け普及啓発講演会の開催

エ サービス・支援の担い手となるボランティア等の養成

（２）委託に含まれる個人情報

ア 提供する個人情報

氏名、住所、生年月日・年齢、性別、電話番号、国籍・本籍、続柄、親族関係、婚姻歴、職業・勤務先、役職、地位、職歴、学歴、資格、団体加入、健康状況、病歴、障害、身体状況、家庭状況、居住状況、介護保険情報及び趣味・嗜好

イ 委託先が収集する個人情報

氏名、住所、生年月日・年齢、性別、電話番号、国籍・本籍、続柄、親族関係、婚姻歴、職業・勤務先、役職、地位、職歴、学歴、資格、団体加入、健康状況、病歴、障害、身体状況、家庭状況、居住状況、介護保険情報及び趣味・嗜好

（３）市長が保有する個人情報の保護に関する実施要綱（平成１０年滝沢村告示第５０号）別表第８の該当

有り（各種相談業務の委託及び福祉、保健サービス業務委託）

５ 委託の条件

今回の契約時から、市長が保有する個人情報の保護に関する実施要綱別表第９の規定に従い、委託に係る契約書を作成することとする。

６ 委託の開始時期

平成２８年４月１日から開始済み。

個人情報取扱事務登録簿

個人情報取扱事務	名 称	滝沢市生活支援体制整備事業		
	目 的	サービスの創出やサービスの担い手の養成などの資源開発、地域関係者とのネットワーク構築、支援ニーズとサービスのコーディネートをして支援体制の充実・強化を図ることを目的とする。		
	根拠法令等	介護保険法		
	開始年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成 28 年 4 月 1 日		
個人情報記録から検索し得る個人の類型(収集対象者)	ネットワーク構築に必要な地域関係者の個人情報			
個人情報を取り扱う目的	高齢者福祉の包括的実施のため			
個人情報の項目名	ア 戸籍、住民記録に関する情報	イ 学歴・職業等経歴、社会活動に関する情報	ウ 財産、所得等経済状況に関する情報	
	<input type="checkbox"/> 整理番号 <small>(システムで使用するもの)</small> <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input checked="" type="checkbox"/> 国籍・本籍 <input checked="" type="checkbox"/> 続柄 <input checked="" type="checkbox"/> 親族関係 <input checked="" type="checkbox"/> 婚姻暦 <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> []	<input checked="" type="checkbox"/> 職業・勤務先 <input checked="" type="checkbox"/> 役職・地位 <input checked="" type="checkbox"/> 職歴 <input checked="" type="checkbox"/> 学歴 <input checked="" type="checkbox"/> 資格 <input checked="" type="checkbox"/> 団体加入 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 財産状況 <input type="checkbox"/> 納税額等状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 負債状況 <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> []	
	エ 身体、健康状態等心身に関する情報	オ 生活状況に関する情報	カ 知識、技術及び能力に関する情報	
	<input checked="" type="checkbox"/> 健康状況 <input checked="" type="checkbox"/> 病歴 <input checked="" type="checkbox"/> 障害 <input checked="" type="checkbox"/> 身体状況 <input checked="" type="checkbox"/> [介護保険情報] <input type="checkbox"/> []	<input checked="" type="checkbox"/> 家庭状況 <input checked="" type="checkbox"/> 居住状況 <input checked="" type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> 各種試験成績 <input type="checkbox"/> 勤務成績 <input type="checkbox"/> 学業成績 <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> []	
個人番号(マイナンバー)等の取扱い	個人番号(マイナンバー)利用の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 [根拠法令等：番号利用法別表第1 第 項 又は 独自利用条例 第 条]			
思想、信条等に関する個人情報の取扱い	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 思想、信条及び宗教 [] <input type="checkbox"/> 人種及び民族 [] <input type="checkbox"/> 犯罪歴 [] <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる社会的身分 [] 取り扱う理由 <input type="checkbox"/> 法令等 [] <input type="checkbox"/> 審議会承認 [第 号]		
個人情報の収集先及び収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 本人以外から収集する場合の条例該当条項、具体的方法等 <input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第1号(法令等) [] <input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第2号(本人同意) [] <input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第3号(緊急) [本人への通知： [省略の場合：審議会承認 第 号]] <input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第4号(客観的事実) [] <input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第5号(他の実施機関からの提供) [] <input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第6号(審議会承認) [第 号] [本人への通知： [省略の場合：審議会承認 第 号]]			
電子計算機処理の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	システム名称等 地域包括支援センターシステム	<input type="checkbox"/> 有 [審議会承認 第 号] <input type="checkbox"/> 無	

個人情報を利用する範囲 (目的外利用の有無)	<input type="checkbox"/> 目的外利用有 <input checked="" type="checkbox"/> 所管課等のみでの利用 (目的外利用無)
	目的外利用有の場合の 条例該当条項、利用する所管課等
	<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第1号 (法令等)
	[法令名: _____] [利用先: _____]
<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第2号 (本人同意)	[利用先: _____]
<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第3号 (緊急)	[利用先: _____] [本人への通知: _____] [省略の場合: 審議会承認 第 _____ 号]
<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第4号 (審議会承認) 第 _____ 号	[利用先: _____] [本人への通知: _____] [省略の場合: 審議会承認 第 _____ 号]

個人情報を提供する範囲 (外部提供の有無)	<input checked="" type="checkbox"/> 外部提供有 <input type="checkbox"/> 外部提供無
	外部提供有の場合の 該当条項、提供先、提供する個人情報項目名等
	<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第1号 (法令等)
	[法令名: _____] [提供先: _____] [項目名: _____]
<input checked="" type="checkbox"/> 条例第8条第1項第2号 (本人同意)	[提供先: 社会福祉法人滝沢市社会福祉協議会] [項目名: 氏名、住所、生年月日・年齢、性別、電話番号、国籍・本籍、続柄、親族関係、婚姻歴、職業・勤務先、役職、地位、職歴、学歴、資格、団体加入、健康状況、病歴、障害、身体状況、家庭状況、居住状況、介護保険情報、趣味及び嗜好]
<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第3号 (緊急)	[提供先: _____] [項目名: _____] [本人への通知: _____] [省略の場合: 審議会承認 第 _____ 号]
<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第4号 (審議会承認) 第 _____ 号	[提供先: _____] [項目名: _____] [本人への通知: _____] [省略の場合: 審議会承認 第 _____ 号]

個人情報取扱事務の委託	<input checked="" type="checkbox"/> 委託有 [審議会承認 第 _____ 号] <input type="checkbox"/> 委託無
-------------	--

公文書の保管期間	<input type="checkbox"/> 長期 <input checked="" type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 随時廃棄
----------	--

個人情報保護管理責任者	地域包括支援センター所長
-------------	--------------

所管課等	地域包括支援センター	登録番号		
		登録年月日		
	事務移管日		審議会報告	平成31年1月22日
	移管前の課等		縦覧開始日	

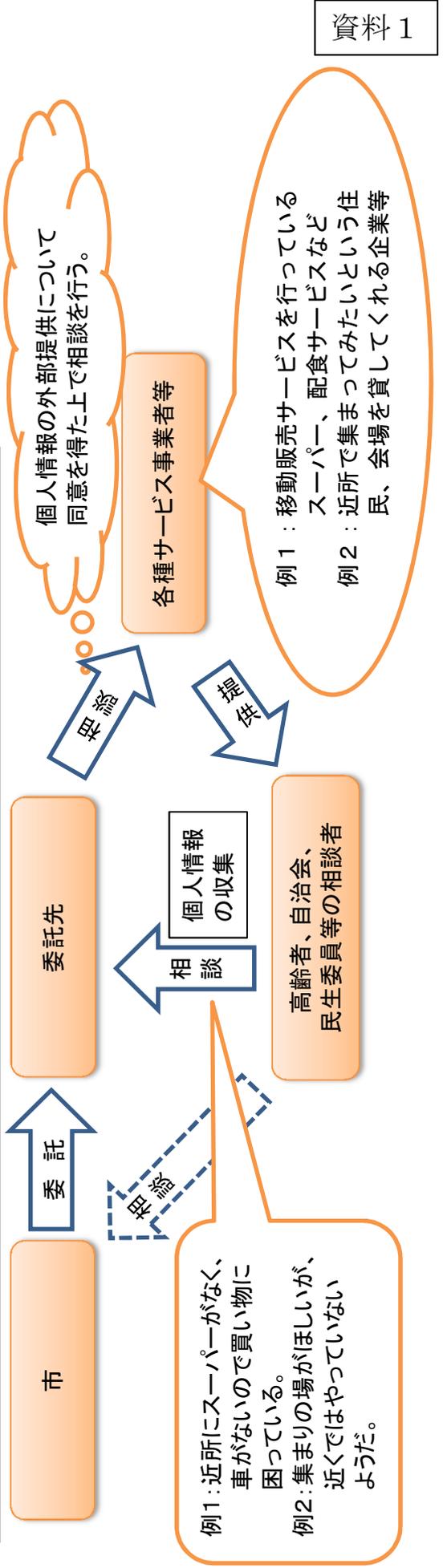
個人情報取扱事務の文書目録

事務の名称		滝沢市生活支援体制整備事業		
所管課等		地域包括支援センター		登録番号
No.	文書等の名称	記録形態		
1	介護保険情報、総合相談情報	<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input checked="" type="checkbox"/> [地域包括支援センターシステム]	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	

生活支援体制整備 事業内容

事業内容		市	委託先 (滝沢市社会福祉協議会)
1	生活支援コーディネーターの配置	・委託先へ委託	・1名配置
2	全市的な生活支援サービスのコーデイネートに関する業務	・委託先へ委託	・地域のサロンおよび訪問(活動・支援ニーズ把握) ・既存資源のリストアップ及び活動内容の把握 ・地域住民同士の支え合い活動の把握
3	関係者間のネットワーク構築	・委託先へ委託	・地域包括支援センターとの打ち合わせ ・地域ネットワーク会議(偶数月)、地域ケア会議(奇数月)出席 ・民生委員定例会出席 ・市民団体の説明会開催 ・協議体出席
4	サービス・支援の担い手となるボランティア等の養成	・委託先へ委託	・ボランティア養成講習会等

2 全市的な生活支援サービスのコーデイネートに関する業務における個人情報の収集及び提供の流れ



【関係法令】

○介護保険法

（地域支援事業）

第百十五条の四十五 市町村は、被保険者（当該市町村が行う介護保険の住所地特例適用被保険者を除き、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用被保険者を含む。第三項第三号及び第百十五条の四十九を除き、以下この章において同じ。）の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うため、厚生労働省令で定める基準に従って、地域支援事業として、次に掲げる事業（以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。）を行うものとする。

（1）居宅要支援被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者（以下「居宅要支援被保険者等」という。）に対して、次に掲げる事業を行う事業（以下「第一号事業」という。）

イ 居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、当該居宅要支援被保険者等の居宅において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援を行う事業（以下この項において「第一号訪問事業」という。）

ロ 居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める施設において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援又は機能訓練を行う事業（以下この項において「第一号通所事業」という。）

ハ 厚生労働省令で定める基準に従って、介護予防サービス事業若しくは地域密着型介護予防サービス事業又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業と一体的に行われる場合に効果があると認められる居宅要支援被保険者等の地域における自立した日常生活の支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業（二において「第一号生活支援事業」という。）

ニ 居宅要支援被保険者等（指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く。）の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める基準に従って、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、第一号訪問事業、第一号通所事業又は第一号生活支援事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業（以下「第一号介護予防支援事業」という。）

（2）被保険者（第一号被保険者に限る。）の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のため必要な事業（介護予防サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業並びに第一号訪問事業及び第一号通所事業を除く。）

2 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業のほか、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

（1）被保険者の心身の状況、その居宅における生活の実態その他の必要な実情の把握、

保健医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策に関する総合的な情報の提供、関係機関との連絡調整その他の被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るための総合的な支援を行う事業

- (2) 被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業
- (3) 保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による被保険者の居宅サービス計画及び施設サービス計画の検証、その心身の状況、介護給付等対象サービスの利用状況その他の状況に関する定期的な協議その他の取組を通じ、当該被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を行う事業
- (4) 医療に関する専門的知識を有する者が、介護サービス事業者、居宅における医療を提供する医療機関その他の関係者の連携を推進するものとして厚生労働省令で定める事業（前号に掲げる事業を除く。）

(5) 被保険者の地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に係る体制の整備その他のこれらを促進する事業

- (6) 保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による認知症の早期における症状の悪化の防止のための支援その他の認知症である又はその疑いのある被保険者に対する総合的な支援を行う事業

3 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業及び前項各号に掲げる事業のほか、厚生労働省令で定めるところにより、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うことができる。

- (1) 介護給付等に要する費用の適正化のための事業
- (2) 介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のため必要な事業
- (3) その他介護保険事業の運営の安定化及び被保険者（当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用被保険者を含む。）の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業

4 地域支援事業は、当該市町村における介護予防に関する事業の実施状況、介護保険の運営の状況、七十五歳以上の被保険者の数その他の状況を勘案して政令で定める額の範囲内で行うものとする。

5 市町村は、地域支援事業の利用者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、利用料を請求することができる。

（平一七法七七・追加、平二〇法四二・旧第百十五条の三十八繰下、平二三法七二・旧第百十五条の四十四繰下・一部改正、平二六法八三・一部改正）

諮問第 5 号

個人情報取扱事務の委託について

次のとおり個人情報取扱事務を委託することについて、滝沢市個人情報保護条例（平成 9 年滝沢村条例第 9 号）第 11 条第 1 項の規定により滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会の意見を求める。

平成 31 年 1 月 22 日提出

滝沢市長 主濱 了

1 個人情報取扱事務の名称及び内容

(1) 名称

ふるさと納税推進事業

(2) 内容

地方税法等の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 21 号）の施行により、「地方創生」の一環として、納税の地域間格差の是正を目的とした「ふるさと納税」制度が平成 20 年から開始されたことに伴い、市の自主財源の拡大を図るため、ふるさと納税制度を推進するもの。

現在の「ふるさと納税」制度は、納税している国民が、出身地の自治体や応援したい自治体に寄附を行うことにより、翌年の個人住民税所得割の約 2 割を上限とする金額が所得税と合わせて控除される制度となっている。

2 所管課等

企画総務部財務課

3 委託先

(1) 株式会社トラストバンク

(2) 株式会社サイネックス

(3) ヤフー株式会社

(4) 株式会社東北ジェーシービー

(5) 三井住友カード株式会社

(6) 滝沢市観光協会

4 委託の内容

(1) 委託する内容（範囲）

ア ふるさと納税をしようとする者が、インターネット上で申込を行う場合の申込受付業務

(ア) 株式会社トラストバンク

(イ) 株式会社サイネックス

イ ふるさと納税をしようとする者が、インターネット上で申込を行った場合の寄附額情報の照合及び寄附額の収納業務

(ア) ヤフー株式会社

(イ) 株式会社東北ジェーシービー

(ウ) 三井住友カード株式会社

ウ ふるさと納税に係る返礼品の発送業務

滝沢市観光協会

エ ふるさと納税に係る代理受領証明書発行業務

株式会社サイネックス

(2) 委託に含まれる個人情報

ア 提供する個人情報

氏名、住所、生年月日・年齢、性別、電話番号、メールアドレス、寄附金額及び希望する返礼品

イ 委託先が収集する個人情報

氏名、住所、生年月日・年齢、性別、電話番号、メールアドレス、寄附金額及び希望する返礼品

(3) 市長が保有する個人情報の保護に関する実施要綱（平成10年滝沢村告示第50号）別表第8の該当

有り（祝い品、見舞い品等の配送委託、電子計算機操作業務委託及び収納金の集計に係る電算処理委託）

5 委託の条件

滝沢市情報システム調達ガイドライン又は各委託先業者の規約等に基づき契約を締結している。

6 委託の開始時期

- | | |
|-------------------|---------------|
| (1) 株式会社トラストバンク | 平成27年 8 月 1 日 |
| (2) 株式会社サイネックス | 平成30年 2 月 20日 |
| (3) ヤフー株式会社 | 平成27年 9 月 7 日 |
| (4) 株式会社東北ジェーシービー | 平成30年 4 月 11日 |
| (5) 三井住友カード株式会社 | 平成30年 6 月 1 日 |
| (6) 滝沢市観光協会 | 平成27年 7 月 30日 |

個人情報取扱事務登録簿

個人情報取扱事務	名称	ふるさと納税推進事業		
	目的	滝沢市の自主財源を拡大を図るため		
	根拠法令等	地方税法第37条の2		
	開始年月日	<input type="checkbox"/> 昭和	<input checked="" type="checkbox"/> 平成	27年8月1日
個人情報記録から検索し得る個人の類型(収集対象者)	全国のふるさと納税希望者の個人情報			
個人情報を取り扱う目的	ふるさと納税の受入事務のため			
個人情報の項目名	ア 戸籍、住民記録に関する情報	イ 学歴・職業等経歴、社会活動に関する情報	ウ 財産、所得等経済状況に関する情報	
	<input checked="" type="checkbox"/> 整理番号(システムで使用するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 国籍・本籍 <input type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input checked="" type="checkbox"/> [メールアドレス] <input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> 職業・勤務先 <input type="checkbox"/> 役職・地位 <input type="checkbox"/> 職歴 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 団体加入 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 財産状況 <input type="checkbox"/> 納税額等状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 負債状況 <input checked="" type="checkbox"/> [寄附金額] <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> []	
	エ 身体、健康状態等心身に関する情報	オ 生活状況に関する情報	カ 知識、技術及び能力に関する情報	
<input type="checkbox"/> 健康状況 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 身体状況 <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> 家庭状況 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input checked="" type="checkbox"/> [希望する返礼品] <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> 各種試験成績 <input type="checkbox"/> 勤務成績 <input type="checkbox"/> 学業成績 <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> []		
個人番号(マイナンバー)等の取扱い	個人番号(マイナンバー)利用の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 [根拠法令等：番号利用法別表第1第16項又は独自利用条例第 条]			
思想、信条等に関する個人情報の取扱い	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 思想、信条及び宗教 [] <input type="checkbox"/> 人種及び民族 [] <input type="checkbox"/> 犯罪歴 [] <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる社会的身分 []		
	<input checked="" type="checkbox"/> 無	取り扱う理由	<input type="checkbox"/> 法令等 [] <input type="checkbox"/> 審議会承認 [第 号]	
個人情報の収集先及び収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 本人以外から収集する場合の条例該当条項、具体的方法等 <input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第1号(法令等) [] <input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第2号(本人同意) [] <input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第3号(緊急) [本人への通知： [省略の場合：審議会承認 第 号] <input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第4号(客観的事実) [] <input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第5号(他の実施機関からの提供) [] <input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第6号(審議会承認) [第 号] [本人への通知： [省略の場合：審議会承認 第 号]			
電子計算機処理の有無	<input type="checkbox"/> 有	システム名称等		
	<input checked="" type="checkbox"/> 無	オンライン結合による提供の有無	<input type="checkbox"/> 有 [審議会承認 第 号] <input checked="" type="checkbox"/> 無	

<p>個人情報を利用する範囲 (目的外利用の有無)</p>	<p><input type="checkbox"/> 目的外利用有 <input checked="" type="checkbox"/> 所管課等のみでの利用 (目的外利用無) 目的外利用有の場合の 条例該当条項、利用する所管課等</p> <p><input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第1号 (法令等) [法令名: _____] [利用先: _____]</p> <p><input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第2号 (本人同意) [利用先: _____]</p> <p><input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第3号 (緊急) [利用先: _____] [本人への通知: _____] [省略の場合: 審議会承認 第 _____ 号 _____]</p> <p><input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第4号 (審議会承認) 第 _____ 号 [利用先: _____] [本人への通知: _____] [省略の場合: 審議会承認 第 _____ 号 _____]</p>												
<p>個人情報を提供する範囲 (外部提供の有無)</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 外部提供有 <input type="checkbox"/> 外部提供無 外部提供有の場合の 該当条項、提供先、提供する個人情報項目名等</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 条例第8条第1項第1号 (法令等) [法令名: 地方税法附則第7条 _____] [提供先: 寄附者在住自治体税務部署 _____] [項目名: 氏名、住所、性別、生年月日・年齢、電話番号、寄附金額及び個人番号 _____]</p> <p><input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第2号 (本人同意) [提供先: _____] [項目名: _____]</p> <p><input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第3号 (緊急) [提供先: _____] [項目名: _____] [本人への通知: _____] [省略の場合: 審議会承認 第 _____ 号 _____]</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 条例第8条第1項第4号 (審議会承認) 第 _____ 号 [提供先: 滝沢市観光協会 _____] [項目名: 氏名、住所、電話番号、メールアドレス、寄附金額及び希望返礼品 _____] [本人への通知: _____] [省略の場合: 審議会承認 第 _____ 号 _____]</p>												
<p>個人情報取扱事務の委託</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 委託有 [審議会承認 第 _____ 号 _____] <input type="checkbox"/> 委託無</p>												
<p>公文書の保管期間</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 長期 <input type="checkbox"/> _____ 年 <input type="checkbox"/> 随時廃棄</p>												
<p>個人情報保護管理責任者</p>	<p>企画総務部財務課長</p>												
<p>所管課等</p>	<table border="1"> <tr> <td>企画総務部財務課</td> <td>登録番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電話 019 (656) 6567 内線2172</td> <td>登録年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務移管日</td> <td>審議会報告</td> <td></td> </tr> <tr> <td>移管前の課等</td> <td>縦覧開始日</td> <td></td> </tr> </table>	企画総務部財務課	登録番号		電話 019 (656) 6567 内線2172	登録年月日		事務移管日	審議会報告		移管前の課等	縦覧開始日	
企画総務部財務課	登録番号												
電話 019 (656) 6567 内線2172	登録年月日												
事務移管日	審議会報告												
移管前の課等	縦覧開始日												

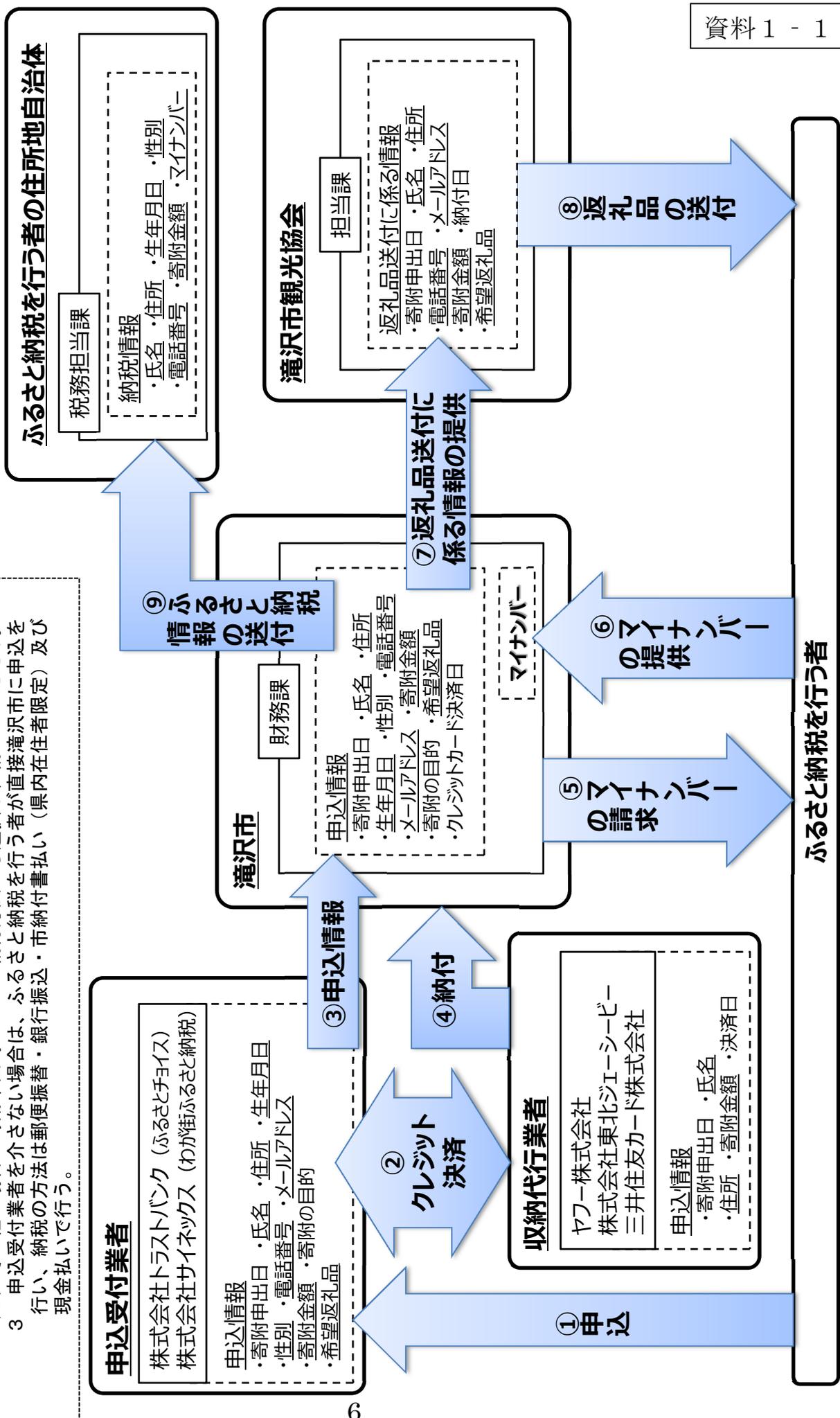
個人情報取扱事務の文書目録

事務の名称		ふるさと納税推進事業		
所管課等		企画総務部財務課		登録番号
No.	文書等の名称	記録形態		
1	ふるさと納税寄附申出エクセルファイル	<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input checked="" type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
2	クレジット収納用エクセルファイル	<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input checked="" type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
3	返礼品発送依頼用エクセルファイル	<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input checked="" type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
4	寄附金実績通知エクセルファイル	<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input checked="" type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	

ふるさと納税に係る事務処理の流れ図

注記

- 1 この流れ図は、申込受付業者を介する場合を示したものである。
- 2 ふるさと納税を行う者が、実際に納税を行うタイミングは次のとおり。
 - (1) クレジットカード払いの場合 申込受付業者への申込時
 - (2) その他の場合 寄附申出時に4つの納付方法から選択し、納めていただく。
- 3 申込受付業者を介さない場合は、ふるさと納税を行う者が直接滝沢市に申込を行い、納税の方法は郵便振替・銀行振込・市納付書払い（県内在住者限定）及び現金払いで行う。



トップページ

ふるさと納税、特産品、旅行など生活に役立つ地域情報サイト「CityDOJ」

Twitter いいね! イネ! +1 お気に入り追加

HOME サイトマップ 文字サイズ 小 中 大

POWERED BY Yahoo!

地域の暮らしと遊びをお手伝いする特選情報

- 北海道・東北エリア
- 関東エリア
- 甲信越エリア
- 北陸エリア
- 東海エリア
- 近畿エリア
- 中国エリア
- 四国エリア
- 九州・沖縄エリア

わが街 いいトコ!!

全国の市町村のシティプロモーション情報掲載中!

- ▶ 北海道東川町 (2018.10.25)
- ▶ 青森県青森市 (2018.10.25)
- ▶ 青森県十和田市 (2018.10.25)
- ▶ 秋田県男鹿市 (2018.10.25)
- ▶ 山形県庄内町 (2018.10.25)

わが街 ヘルステア

みんなの健康をサポートする

官民協働による地域特産品市場

わが街とくさんネット

季節のお出かけ情報

特温泉集

人気の温泉地から穴場的な秘湯まで温泉情報満載

レジャーパーク特集

テーマパークや動物園などお出かけスポット情報。

地域の会社やお店、病院情報満載!

トップページで滝沢市を選択すると滝沢市のページへ

滝沢市のページ

岩手県 滝沢市ふるさと納税

お問い合わせはこちら 滝沢市公式ホームページはこちら

文字サイズ 小 中 大

『人口日本一の村』から『住民自治日本一の市』を目指して

滝沢市ふるさと納税 トップページ

ふるさと納税の 概要・仕組み・計算

寄附金のお礼 返礼品について

いただいた寄附金の 使い道

寄附金の お申し込み

滝沢市ふるさと納税TOP > 寄附の手続き・申し込み方法について

寄附の手続き・申し込み

手続き・申し込み方法

ワンストップ特例の申請方法

納付・支払い方法

コンビニエンスストアでの納付手続き

寄附の手続き・申し込み方法について

寄附の申し込み方法

下記AかBのどちらかの方法で、申し込みをしていただくことができます。

A:このサイトの「お申し込みフォーム」を使う

「お申し込みフォーム」ページをご覧ください、必要事項を記入の上、ご送信ください

お申し込みフォームへ

【関係法令】

○地方税法

(寄附金税額控除)

第三十七条の二 道府県は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額）が二千元を超える場合には、その超える金額の百分の四（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の二）に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第一号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が二千元を超える場合には、当該百分の四（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の二）に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）を当該納税義務者の第三十五条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

- 一 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（当該納税義務者がその寄附によつて設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）
- 二 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百十三条第二項に規定する共同募金会（その主たる事務所を当該納税義務者に係る賦課期日現在における住所所在の道府県内に有するものに限る。）に対する寄附金又は日本赤十字社に対する寄附金（当該納税義務者に係る賦課期日現在における住所所在の道府県内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。）で、政令で定めるもの
- 三 所得税法第七十八条第二項第二号及び第三号に掲げる寄附金（同条第三項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに租税特別措置法第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（次号に掲げる寄附金を除く。）のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該道府県の条例で定めるもの
- 四 特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（以下この号及び第三項において「特定非営利活動法人」という。）に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該道府県の条例で定めるもの（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した同項第一号に掲げる寄附金の額の合計額のうち二千元を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の五分の二（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、五分の一）に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第三十五条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、当該百分の二十に相当する金額）とする。

- 一 当該納税義務者が第三十五条第二項に規定する課税総所得金額（以下この項において「課税総所得金額」という。）を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る前条第一号イに掲げる金額（以下この項において「人的控除差調

「整額」という。)を控除した金額が零以上であるとき 当該控除後の金額について、次の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

百九十五万円以下の金額	百分の八十五
百九十五万円を超え三百三十万円以下の金額	百分の八十
三百三十万円を超え六百九十五万円以下の金額	百分の七十
六百九十五万円を超え九百万円以下の金額	百分の六十七
九百万円を超え千八百万円以下の金額	百分の五十七
千八百万円を超え四千万円以下の金額	百分の五十
四千万円を超える金額	百分の四十五

- 二 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るときであつて、当該納税義務者が第三十五条第二項に規定する課税山林所得金額（次号において「課税山林所得金額」という。）及び同項に規定する課税退職所得金額（同号において「課税退職所得金額」という。）を有しないとき 百分の九十
- 三 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るとき又は当該納税義務者が課税総所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者が課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有するとき 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める割合（イ及びロに掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該イ又はロに定める割合のうちいずれか低い割合）
- イ 課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の五分之一に相当する金額について、第一号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合
- ロ 課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第一号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合
- 3 第一項第四号の規定による道府県の条例の定めは、当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（以下この条において「控除対象特定非営利活動法人」という。）からの申出があつた場合において適切と認められるときに行うものとし、当該条例においては、当該控除対象特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地を明らかにしなければならない。
- 4 控除対象特定非営利活動法人は、総務省令で定めるところにより、寄附者名簿（各事業年度に当該法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名又は名称及びその住所又は事務所の所在地並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。次項において同じ。）を備え、これを保存しなければならない。
- 5 道府県知事は、第一項（第四号に掲げる寄附金に係る部分に限る。）の規定により控除すべき金額の計算のために必要があると認めるときは、控除対象特定非営利活動法人に対し、同号に掲げる寄附金の受入れに関し報告又は寄附者名簿その他の資料の提出をさせることができる。

○地方税法附則

(個人の道府県民税及び市町村民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)

- 第七条 第三十七条の二第一項第一号に掲げる寄附金** (以下この項から第三項まで及び第六項において「地方団体に対する寄附金」という。) を支出する者 (地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第一百二十条第一項の規定による申告書を提出する義務がないと見込まれる者又は同法第二百一条 (第一項ただし書を除く。) の規定の適用を受けると見込まれる者であつて、地方団体に対する寄附金について第三十七条の二第一項 (同号に係る部分に限る。) 及び第二項の規定によつて控除すべき金額 (以下この項において「寄附金税額控除額」という。) の控除を受ける目的以外に、地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の四月一日の属する年度分の道府県民税の所得割について第四十五条の二の規定による申告書の提出 (第四十五条の三第一項の規定により第四十五条の二第一項から第四項までの規定による申告書が提出されたものとみなされる同法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書の提出を含む。第六項第二号において同じ。) を要しないと見込まれるものに限る。次項から第四項までにおいて「申告特例対象寄附者」という。) は、当分の間、寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、第四十五条の二第三項の規定による申告書の提出 (第四十五条の三第一項の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる同法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書の提出を含む。) に代えて、地方団体に対する寄附金を支出する際、総務省令で定めるところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、第八項の規定による市町村民税に関する申告特例通知書の送付の求めと併せて、当該地方団体の長から賦課期日現在における住所所在地の市町村長に寄附金税額控除額の控除に関する事項を記載した書面 (次項、第五項及び第六項において「申告特例通知書」という。) を送付することを求めることができる。
- 2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め (以下この項から第六項までにおいて「申告特例の求め」という。) は、申告特例対象寄附者が当該申告特例の求めに係る地方団体に対する寄附金を支出する年 (第四項から第六項までにおいて「申告特例対象年」という。) に支出する地方団体に対する寄附金について申告特例の求めを行う地方団体の長の数が五以下であるが見込まれる場合に限り、行うことができる。
- 3・4 略
- 5 地方団体の長は、申告特例の求めがあつたときは、申告特例対象年の翌年の一月三十一日までに、第三項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行つた者の住所 (前項の規定により当該住所の変更の届出があつたときは、当該変更後の住所) の所在地の市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第十二項の規定による市町村民税に関する申告特例通知書と併せて、申告特例通知書を送付しなければならない。
- 6・7 略
- 8 **第三百十四条の七第一項第一号に掲げる寄附金** (以下この項から第十項まで及び第十三項において「地方団体に対する寄附金」という。) を支出する者 (地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第一百二十条第一項の規定による申告書を提出する義務がないと見込まれる者又は同法第二百一条 (第一項ただし書を除

く。)の規定の適用を受けると見込まれる者であつて、地方団体に対する寄附金について第三百十四条の七第一項(同号に係る部分に限る。)及び第二項の規定によつて控除すべき金額(以下この項において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受ける目的以外に、地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の四月一日の属する年度分の市町村民税の所得割について第三百十七条の二第一項から第五項までの規定による申告書の提出(第三百十七条の三第一項の規定により第三百十七条の二第一項から第四項までの規定による申告書が提出されたものとみなされる同法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書の提出を含む。第十三項第二号において同じ。)を要しないと見込まれるものに限る。次項から第十一項までにおいて「申告特例対象寄附者」という。)は、当分の間、寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、第三百十七条の二第三項の規定による申告書の提出(第三百十七条の三第一項の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる同法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、地方団体に対する寄附金を支出する際、総務省令で定めるところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、当該地方団体の長から賦課期日現在における住所所在地の市町村長に寄附金税額控除額の控除に関する事項を記載した書面(次項、第十二項及び第十三項において「申告特例通知書」という。)を送付することを求めることができる。

9 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この条において「申告特例の求め」という。)は、申告特例対象寄附者が当該申告特例の求めに係る地方団体に対する寄附金を支出する年(第十一項から第十三項までにおいて「申告特例対象年」という。)に支出する地方団体に対する寄附金について申告特例の求めを行う地方団体の長の数が五以下であると思込まれる場合に限り、行うことができる。

10・11 略

12 地方団体の長は、申告特例の求めがあつたときは、申告特例対象年の翌年の一月三十一日までに、第十項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行つた者の住所(前項の規定により当該住所の変更の届出があつたときは、当該変更後の住所)の所在地の市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

13・14 略

○地方税法施行規則

(道府県民税及び市町村民税の寄附金税額控除に係る申告特例申請書等の様式)

第二条の四 道府県民税及び市町村民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等に係る次の表の上欄に掲げる文書の様式は、それぞれその下欄に掲げるところによるものとする。

文書の種類	様式
(一) 申告特例申請書（法附則第七条第三項及び第十項の申請書）	第五十五号の五様式
(二) 申告特例申請事項変更届出書（法附則第七条第四項及び第十一項の変更届出）	第五十五号の六様式
(三) 申告特例通知書（法附則第七条第五項及び第十二項の申告特例通知書）	第五十五号の七様式

2 情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して前項の表の（三）の上欄に掲げる通知書を送付する地方団体の長は、次の各号の順序に従い、それぞれ当該各号に定めるところにより行うことができる。

- 一 指定法人が使用し、及び管理する特定電子計算機等に、当該通知書を書面等により送付するときに記載すべきこととされている事項を送信すること。
- 二 特定電子計算機等において、当該事項に係る通信の交換が行われ、法附則第七条第五項及び第十二項に規定する市町村長の使用に係る電子計算機に伝送されること。
- 三 当該市町村長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項が記録されること。

第五十五号の七様式(附則第二条の四関係)

平成 年 月 日

市町村長 殿

市区町村コード又は
都道府県コード市町村長
知 事

平成 年寄附分

市町村民税
道府県民税

寄附金税額控除に係る申告特例通知書

地方税法附則第7条第1項(第8項)の規定により、下記の者から同条第2項(第9項)に規定する申告特例の求めがありましたので、同条第5項(第12項)の規定により下記のとおり通知します。

住 所		性 別	男 女
		生年月日	明・大 昭・平 . .
フリガナ	-----	電話番号	
氏 名		合計	円
個人番号		寄附金額	

備考

合計寄附金額とは、申告特例の求めに係る地方団体に対する寄附金の額の合計額をいいます。

密である旨を表示して提供する書面

2. 前項に関わらず、以下の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報から除くものとする。
 - (1) 開示の時点ですでに公知の情報、または、開示後情報を受領した当事者（以下「受領者」という。）の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
 - (2) 開示の時点ですでに受領者が保有している情報
 - (3) 受領者が第三者から秘密保持義務を負わずに正当に入手した情報
 - (4) 開示された情報によらずに受領者が独自に開発した情報
3. 甲および乙は、相手方から開示された秘密情報の秘密を善良なる管理者の注意をもって保持し、本契約の履行のために知る必要のある自己の役員および従業員以外の者に開示、漏洩してはならない。
4. 前項に関わらず、次の各号の場合、受領者は、第三者に秘密情報を開示することができる。
 - (1) 特定の第三者に開示することにつき相手方の事前の書面による承諾を得た場合。この場合、当該第三者に対し、本条に定める秘密保持義務と同等の秘密保持義務を課すものとする。
 - (2) 法令により開示を強制された場合。この場合、当該法令の範囲内で秘密を保持するための措置をとることを当該第三者に要求のうえ、開示するものとする。
5. 甲および乙は、本契約の履行のために必要最小限度の範囲で秘密情報を複製することができる。
6. 甲および乙は、相手方から開示された秘密情報を本サービスの実施のためにのみ使用するものとし、その他の目的で使用してはならない。
7. 甲および乙は、相手方から要求があったとき、または、本契約が終了もしくは解除されたときは、秘密情報を相手方に返却、または破棄もしくは消去するものとし、また、本条第 5 項に基づき作成された複製物を破棄または消去するものとする。なお、秘密情報を返却または破棄もしくは消去した後も、本条に定める秘密保持義務は有効に存続する。
8. 甲および乙は、本サービスの実施のために秘密情報を知ることになる自己の役員および従業員に対し、本条の秘密保持義務を遵守させるものとする。
9. 甲および乙は、秘密情報の漏洩またはそのおそれが生じたときは、速やかに相手方にその旨を報告し、対応策を協議するものとする。
10. 本条の秘密保持義務は、本契約の終了または解除後も有効に存続する。

第 13 条 (個人情報)

甲および乙は、本サービスの実施に際し取得した個人情報（個人情報の保護に関する法律第 2 条第 1 項に定めるものをいう。）の取扱いについては、別途甲乙間で締結する「個人情報の取扱いに関する協定書」（以下「協定書」という。）に従うものとする。なお、

本契約と協定書との間に齟齬がある場合、協定書の内容が本契約に優先する。

第14条（損害賠償）

甲および乙は、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被ったときは、相手方に対し、当該損害のうち通常生ずべき損害（逸失利益は除き、予見の有無を問わず特別損害を含まない。）の賠償を請求することができる。なお、この場合の損害賠償額は、本利用料相当額を上限とする。

第15条（第三者の権利侵害）

甲提供コンテンツまたは甲提供の外部コンテンツに関して著作権侵害等を理由として乙と第三者（外部コンテンツ提供者を含む。）との間に紛争が生じた場合、甲は、当該紛争により乙に生じた一切の損害（合理的な弁護士費用を含む。）を賠償する責任を負う。ただし、当該著作権等侵害が乙の責に帰すべき事由によるものであるときは、この限りでない。

第16条（解除）

1. 甲および乙は、相手方が以下の各号のいずれかに該当したときは、何らの通知・催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。
 - (1) 重大な過失または背信行為があったとき
 - (2) 支払いの停止があったとき、または、仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てがあったとき
 - (3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - (4) 公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (5) 営業許可の取消、営業停止の処分を受けたとき
 - (6) 解散、または、事業の全部または重要な一部の譲渡を決議したとき
 - (7) その他本契約を継続しがたい重大な事由があるとき
2. 甲および乙は、相手方が本契約に違反し、相当期間を定めてなした催告後もなお当該違反が是正されないときは、本契約を解除することができる。

第17条（反社会的勢力の排除）

1. 乙は、自己が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）に該当し、または、以下の各号の一にでも該当しないことを表明し、保証する。
 - (1) 反社会的勢力が経営を支配していること
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
 - (3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的を

個人情報取扱いに関する協定書

滝沢市(以下「甲」という。)と株式会社トラストバンク(以下「乙」という。)は、乙が提供する寄附申込フォームの設置及び利用に関するサービス(以下「サービス」という。)を甲が利用するにあたり、乙が取り扱う個人に関する情報(以下「個人情報」という。)の保護及び管理に関し、次のとおり協定を締結する。

(個人情報の取扱い)

第1条 乙は、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、個人情報を、他に漏らしてはならない。

2 乙は、サービスに従事している者又は従事していた者が、当該従事に当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、サービスの提供が終了した後においても、同様とする。

(目的外の収集又は利用の禁止)

第3条 乙は、個人情報の収集又は利用を、サービス提供の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の制限)

第4条 乙は、個人情報が記録された資料等(以下「個人情報記載資料」という。)を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第5条 乙は、個人情報記載資料をサービスの範囲を超えて甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(適正管理)

第6条 乙は、個人情報記載資料を毀損及び滅失することがないように適正な管理に努めなければならない。

(個人情報記載資料の返還等)

第7条 乙は、個人情報記載資料をサービスの提供が終了した場合は、速やかに廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示によるものとする。

(報告等の義務)

第8条 乙は、個人情報記載資料の内容を漏えいし、毀損又は滅失した場合は、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第9条 甲は、乙がこの協定の規定に反したことにより甲に損害が発生したと認めるときは、損害賠償の請求をすることができるものとする。

別紙

個人情報取扱特記事項

乙は、滝沢市個人情報保護条例（平成9年滝沢市条例第9号）その他法令等に基づいて個人情報を取扱うとともに、特に、次のとおり個人情報を取扱わなければならない。

（基本的事項）

第1 乙は、この契約書による個人情報の取り扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約書による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本契約書有効期間満了後も、同様とする。

（目的外収集・利用の禁止）

第3 乙は、この契約書による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は、利用するときは、受託事務の範囲内で行うものとする。

（第三者への提供の禁止）

第4 乙は、この契約書による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報を記録した資料等については、甲の承諾なしに第三者へ提供してはならない。

（複写・複製の禁止）

第5 乙は、この契約書による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（適正管理）

第6 乙は、この契約書による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報の紛失及び損傷の防止に努めるものとする。乙自らが当該事務を処理するために収集した個人情報についても、同様とする。

（資料等の返還等）

第7 乙は、この契約書による贈呈事務を処理するために、甲から提供を受け、乙は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この贈呈事務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

（事故の場合の措置）

第8 乙は、この契約書に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（損害賠償）

第9 乙が故意又は過失により個人情報を漏えいしたときは、乙はそれにより生じた損害を甲に賠償しなければならない。

第 22 条 (履行遅滞による延滞金等)

1. ヤフーは、ヤフーの責めに帰すべき事由により、第 5 条第 4 項に規定する代理納付すべき日までに代理納付に係る金銭を払い込むことができない場合には、支払うべき日の翌日から支払の日までの期間の日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率 (以下「基準率」という。) の割合を乗じて計算した金額に相当する金額 (同金額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。) を加算して、地方団体に納付しなければならない。
2. 地方団体は、地方団体の責めに帰すべき事由により、ヤフーに支払うべき日までに利用料等を払い込むことができない場合には、支払うべき日の翌日から支払の日までの期間の日数に応じ、基準率の割合を乗じて計算した金額に相当する金額 (同金額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。) を加算して、ヤフーに支払わなければならない。

第 23 条 (秘密保持義務)

1. 地方団体及びヤフーは、本契約を通じて知り得た相手方の技術上又は営業上の情報で、相手方が秘密情報である旨を明示した情報 (以下「秘密情報」という。) を、本契約の契約期間中及び本契約終了後においても秘密として保持し、相手方の書面による事前の承諾なしに第三者に開示、提供、漏洩し、また本契約の目的外に使用してはならない。ただし、法令に基づき公的機関より開示請求がなされた場合は、開示の際に当該情報が秘密である旨を明示することを条件として、開示を行うことができる。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報にあたらぬものとする。
 - (1) 開示の時点で既に被開示者が保有していた情報
 - (2) 秘密情報によらず被開示者が独自に生成した情報
 - (3) 開示の時点で公知の情報
 - (4) 開示後に被開示者の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報
3. 地方団体及びヤフーは、相手方から開示を受けた秘密情報を、本契約の履行のために必要な範囲に限り、職員、役員及び従業員に開示することができるほか、弁護士又は税理士等の職務上守秘義務を負う第三者に対して開示することができる。ただし、第三者に情報を開示する当事者は、当該第三者に本契約と同等の秘密保持義務を課し、これを遵守させなければならない。また当該第三者による秘密情報の取扱いについて開示者に対し一切の責任を負う。

第 24 条 (個人情報の取扱い)

地方団体及びヤフーは、本契約の履行にあたり個人情報 (個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいい、Yahoo! JAPAN ID、メールアドレス、通信ログ、クッキー情報等を含む。) の取扱いが生じる場合、同法及び所管官庁のガイドラインに従い、善良なる管理者の注意義務をもって適切に取り扱うものとする。

第 25 条 (権利の譲渡等の禁止)

地方団体及びヤフーは、相手方の書面による事前の承諾のない限り、本契約上の地位及び本契約によって生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

第 26 条 (存続条項)

本契約終了後も、第 19 条 (契約期間) 第 3 項、第 23 条 (秘密保持義務)、第 24 条 (個人情報の取扱い)、第 25 条 (権利の譲渡等の禁止)、本条、第 27 条 (協議) 及び第 28 条 (合意管轄) は有効に存続する。

第 27 条 (協議)

地方団体及びヤフーは、本契約に定めがない事項及び本契約に生じた疑義について、誠実に協議して解決を図る。

第 28 条 (合意管轄)

本契約に関する訴訟については、被告の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

2012 年 1 月 5 日制定

のとする。

第24条 (加盟店情報の開示、訂正、削除)

1. 甲の代表者は、乙、丙、加盟信用情報機関および提携会社に対して、当該会社および機関がそれぞれ保有する代表者の自己に関する個人情報を開示するよう請求することができるものとする。なお、開示請求の窓口は以下のとおりとする。
 - (1) 乙、丙および提携会社への開示請求：乙のお問い合わせ窓口
 - (2) 加盟信用情報機関への開示請求：本契約末尾または前条第1項記載のホームページに記載の各加盟信用情報機関
2. 万が一、登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、乙および丙は速やかに訂正または削除に応じるものとする。

第25条 (契約不成立時または契約終了後の加盟店情報の利用)

乙および丙は、本契約終了後も業務上必要な範囲で、法令等または乙および丙が定める所定の期間、加盟店情報および本契約の終了に関する情報を保有し利用する。

第26条 (カードに関する情報等の機密保持)

1. 甲は、本条第3項ただし書に該当するか否かにかかわらず、本契約に基づいて知り得た会員番号（全桁か一部の桁かを問わない。以下、本条において同じ）その他のカードおよび会員に付帯する情報（本条第3項に定める情報を含む）、ならびに手数料率を含む乙、丙およびカード会社の営業上の機密を機密情報として管理し、他に漏洩、滅失、毀損（以下「漏洩等」という）したり、または本契約に定める以外の目的で利用（以下「目的外利用」という）してはならないものとする。なお、甲、乙および丙との情報連絡に用いる場合を除き、会員番号を、甲の顧客管理のための識別番号として用い、または顧客情報の抽出もしくは名寄せのために用いる行為は目的外利用にあたり、甲はこれを行ってはならないものとする。
2. 甲は本条第1項記載の情報が第三者に漏洩等、または目的外利用されることがないように、情報管理の制度、システムの整備、改善、社内規定の整備、従業員の教育等を含む安全管理に関する必要な一切の措置をとるものとする。
3. 甲は、売上票（加盟店控え）を第11条第6項に基づき破棄するまでの間一時的に保管することを除き、会員番号、カードの有効期限、カードまたは売上票等に記載された会員の氏名その他のカードに付帯する情報を、一切保有してはならないものとする。ただし、甲は、PCIDSS等の丙の指定する情報セキュリティ基準を充たしたうえで、丙の事前の書面による承認を取得したときに限り、丙が指定する範囲内で、それらの情報の一部を保有することができるものとする。
4. 前項にかかわらず、甲は、カードに付帯する情報のうち、磁気ストライプのデータ、

- 暗証番号、およびセキュリティコードを、一切保有してはならないものとする。
5. 甲は、第 5 条 1 項に基づき乙および丙の事前の書面による承諾を得た場合、業務代行者に、本条第 1 項記載の情報を委託業務の遂行に必要な範囲内で開示することができるものとする。この場合、甲は、業務代行者が開示された情報を第三者に漏洩等、または目的外利用することがないように、業務代行者が情報管理の制度、システムの整備、改善、社内規定の整備、従業員の教育等を含む安全管理に関する必要な一切の措置をとるよう十分に指導、監督するものとする。
 6. 甲は、本条第 1 項記載の情報につき漏洩等もしくは目的外利用の事実が判明し、またはそれらのおそれがあることを認識した場合には、直ちに乙および丙に連絡するものとし、乙または丙から指示があった場合にはこれに従うものとする。
 7. 乙および丙は、甲から前項の連絡を受けた場合、または甲に本条第 1 項記載の情報につき漏洩等もしくは目的外利用が発生したおそれがあると判断される合理的理由がある場合には、甲に対して、漏洩等または目的外利用の事実の有無、状況に関する報告を求める等必要な調査を行うことができ、甲はこれに従うものとする。
 8. 甲は、前二項の場合で、乙または丙が求めたときは、漏洩等または目的外利用の有無、内容、範囲および発生原因を、丙が認める調査会社に委託する方法により、詳細に調査するものとする。
 9. 甲は、前項の調査の結果、漏洩等または目的外利用の事実が認められた場合には、直ちに再発防止策を策定し、乙および丙の承認を得たうえで、実施するものとする。なお、甲は、再発防止策の実施状況について、乙および丙に報告するものとする。
 10. 甲の責に帰すべき事由により、乙および丙、カード会社、または他の加盟店に漏洩等または目的外利用による損害が発生した場合には、乙、丙、カード会社、および他の加盟店は、漏洩等または目的外利用を行った甲に対しその損害の賠償を請求することができるものとする。
 11. 甲が会員番号を漏洩した場合、または漏洩のおそれが認められる場合、以下の①②③の金額は、乙、丙またはカード会社の損害とみなすものとする。なお、乙、丙またはカード会社に発生する損害は、これらの金額に限られない。
 - ① 漏洩した会員番号または漏洩のおそれが認められる会員番号（以下「対象会員番号」という）にかかるカード（家族カード・子カード等を含む）の差替に掛かる費用の金額
 - ② 対象会員番号を利用したカード取引（会員による正当なカード取引であることにつき疑義のない取引を除く）の金額
 - ③ 会員への対応のために要した人件費、コールセンター費用、通信費、印刷費等の金額
 12. 前項を適用するに当たり、甲が保有する会員番号の一部が漏洩した事実が認められる場合、または漏洩した可能性が高いと客観的に認められる場合、甲が保有する残りの

会員番号について、漏洩のおそれがないことを甲が合理的に証明できない限り、当該会員番号についても、会員番号が漏洩したおそれがあるものとして取扱うものとする。

13. 本条の規定は、本契約終了後においても効力を有するものとする。

第27条 (公金通信決済の停止)

甲が以下の事項に該当する場合、乙および丙は本契約に基づく公金通信決済を一時的に停止することを請求することができ、この請求があった場合には、甲は、乙および丙が再開を認めるまでの間、公金通信決済を行うことができないものとする。

- (1) 乙または丙が前条第1項の漏洩等または目的外利用が発生した疑いがあると認めた場合
- (2) 乙または丙が、甲が第30条第1項各号のいずれかに該当する疑いがあると認めた場合
- (3) その他、乙または丙が必要と認めた場合

第28条 (有効期間)

本契約の有効期間は平成30年4月11日から平成31年3月31日までとする。ただし、甲、乙または丙が期間満了3ヵ月前までに書面をもって契約を更新しない旨の申し出をしないときは、本契約はさらに1年間更新し、以後はこの例によるものとする。

第29条 (解約)

1. 前条の規定にかかわらず、甲、乙または丙は、書面により3ヵ月前までに相手方に対し予告することにより本契約を解約し、または特定の提携ブランドカードに関する取扱いを終了できるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、乙または丙は、甲が直前1年間に公金通信決済の取扱いを行っていない場合は、予告することなく本契約を解約できるものとする。

第30条 (契約解除)

1. 前二条の規定にかかわらず、甲(ただし(13)にあつては、当該号に規定する者)が以下の事項に該当する場合、乙または丙は甲に対し催告することなく直ちに本契約または本契約に付随する覚書の全部または一部を解除できるものとし、かつ、その場合乙、丙およびカード会社に生じた損害を甲が賠償するものとする。
 - (1) 本契約書および加盟に際し乙および丙に提出した書面ならびに、第3条第1項記載の届出事項に虚偽の申請があったとき
 - (2) 他の者の債権を取得して、または他の者に代わって乙に立替払請求をしたとき
 - (3) 第12条(甲の義務・禁止行為等)の規定に違反したとき
 - (4) 第20条(立替払契約の取消または解除等)の規定に応じなかったとき

第31条（加盟店の禁止行為）

加盟店は、次の各号に定める行為またはこれに類似する行為を行ってはならないものとします。また、加盟店の従業員あるいは役員が次の各号に定める行為またはこれに類する行為を行った場合には、加盟店が自らこれを行ったものであるとみなされるものとします。

- (1) 加盟店が加盟店として届け出た名義を第三者に使用させ、または第三者が使用することを容認し、あたかも加盟店が当該顧客と直接取引をしたかのように装うこと
- (2) 顧客との間に真実取引がないのに、それがあつたかのように会員と通謀しあるいは会員に依頼して取引があつたかのように装うこと
- (3) 顧客と取引を行うあるいは取引の勧誘にあたり、違法または不適切な行為を行うこと
- (4) 当社の信用販売にかかる商品の留保した所有権を侵害すること
- (5) 第三者の売掛金の決済・回収のために本規約に基づく決済を利用すること
- (6) 公序良俗に違反することその他監督官庁から改善指導・行政処分等を受けるまたは受ける虞のある行為をすること
- (7) 合理的な理由なく、加盟店（代表者およびその関係者を含む）が保有するカード等を使用して、本規約にかかる信用販売を行うこと
- (8) 暗証番号、セキュリティコード（CVV2・CVC2）、その他当社が保管・保持を禁止する情報を保管・保持すること
- (9) その他本規約に違反すること

第32条（状況報告）

加盟店は、当社から求められたときは、最新の決算状況および特定時期の財務状況について、文書その他当社が適当と認める方法により、当社に対し報告を行うものとします。

第33条（証明書の提出と管理）

加盟店は、当社が請求した場合には、取引申込書、申込受付書または申込データ、ならびに商品発送あるいはサービス提供の証明文書を速やかに当社に提出するものとします。

第34条（営業秘密等の守秘義務等）

1. 加盟店および当社は、営業秘密等を、相手方の書面による事前の同意を得ることなく、第三者に提供・開示・漏洩せず、本規約に定める業務目的以外の目的に利用しないものとします。但し、以下のいずれかに該当することが証明された情報は営業秘密等に含まれないものとします。
 - (1) 当該情報を受領した時点で、既に公知であつた情報
 - (2) 当該情報を受領した後に、当該情報を受領した当事者の責めに帰すべき事由によらずして公知となつた情報
 - (3) 当該情報を受領した時点で、当該情報を受領した者が既に保有していた情報（守秘義務

務の制約の下で相手方から開示された情報を除く)

- (4) 当該情報を受領した後に、守秘義務に服さない第三者から守秘義務を負うことなく適法かつ正当に開示を受けた情報
2. 前項の営業秘密等には、当社より加盟店宛に提供する事務連絡票の情報等が含まれるものとします。
3. 加盟店および当社は、営業秘密等を滅失・毀損・漏洩等することがないように必要な措置を講ずるものとし、当該情報の滅失・毀損・漏洩等に関し責任を負うものとします。
4. 加盟店および当社は、営業秘密等をその責任において万全に保管するものとし、本規約が終了した場合に相手方の指示があるときは、その指示内容に従い返却または廃棄するものとします。
5. 本条の定めは本規約終了後も有効とします。

第 35 条（個人情報の守秘義務等）

1. 加盟店は、加盟店が知り得た個人情報を、秘密として保持し、当社の書面による事前の同意を得ることなく、第三者に提供・開示・漏洩せず、本規約に定める業務目的以外の目的に利用しないものとします。
2. 前項の個人情報には、次に定める情報が含まれるものとします。
 - (1) 加盟店および当社間でペーパーやMT等を媒介にオフラインで交換される会員の個人に関する情報
 - (2) 加盟店が当社から直接受け取った会員の個人に関する情報（申込書等）
 - (3) 当社を経由せず、加盟店が受け取った会員の個人に関する情報（加盟店売上情報等）
 - (4) カードを利用することで加盟店のホストコンピューターに登録される会員の個人に関する情報（加盟店売上情報等）
3. 加盟店は、個人情報を滅失・毀損・漏洩等することがないように必要な措置を講ずるものとし、当社の支配が可能な範囲を除き個人情報の滅失・毀損・漏洩等に関し責任を負うものとします。
4. 加盟店は、個人情報をその責任において万全に保管し、本規約が終了した場合は、直ちに、当社に返却するものとします。但し、当社の指示があるときは、その指示内容に従い返却または廃棄するものとします。
5. 本条の定めは本規約終了後も有効とします。

第 36 条（カードの会員番号等の管理）

1. 加盟店は、前条の個人情報の内、カードの会員番号等（当社がその業務上利用者に付与する割賦販売法第 2 条第 3 項第 1 号に定める番号、記号その他の符号を含み、以下同じ）の滅失・毀損・漏洩等（以下本条および第 38 条において「漏洩等」という）が生じた場合または加盟店において漏洩等が発生したと判断される合理的理由があると当社が判断した場合には、速やかに当社に対し、漏洩等の発生の日時・内容その他

詳細事項について報告をしなければならないものとします。

2. 加盟店は、カードの会員番号等の漏洩等が生じた場合または加盟店において漏洩等が発生したと判断される合理的理由があると当社が判断した場合には、その発生の日から10営業日以内に、漏洩等の原因を当社に対し報告し、再発防止のための必要な措置（加盟店の従業者に対する必要かつ適切な指導を含むものとする）を講じた上で、その内容を当社に書面で報告しなければならないものとします。
3. 当社は、前項の措置が不十分であると認めた場合、他の加盟店でのカードの会員番号等の漏洩等が発生した場合において類似の漏洩事故の発生を防止する必要がある場合、その他当社が必要と認める場合には、加盟店に対し、当該措置の改善の要求その他必要な措置・指導を行えるものとし、加盟店はこれに従うものとします。但し、当社による指導は、加盟店を免責するものではありません。当社が行う措置・指導には以下を含みますが、これに限られません。
 - ①当社が指定する監査会社を用いたシステム診断
 - ②信用販売の停止

第37条（委託の場合の個人情報等の取扱い）

1. 加盟店は、本規約に関わる業務処理を第三者に委託する場合（数次委託を含むものとし、以下同じ）（以下、この委託を受けた第三者を「委託先」という）には、当社の事前の承認を得た上で、十分な個人情報の保護水準を満たしている委託先を選定し委託先に本規約における加盟店と同様の機密保持義務および個人情報管理措置義務等を課す内容を含む契約を委託先と締結するものとします。但し、加盟店が当社の同意を得て委託を行う場合であっても、本規約上の加盟店の義務および責任は一切免除または軽減されないものとします。委託先は加盟店の履行補助者であり、委託先の行為および故意・過失は、加盟店の行為および故意・過失とみなすものとします。
2. 本条の定めは本規約終了後も有効とします。

第38条（委託の場合のカードの会員番号等の管理）

1. 加盟店は、委託先において、カードの会員番号等の漏洩等が発生した場合または委託先において漏洩等が発生したと判断される合理的理由があると当社が判断した場合には、速やかに委託先から漏洩等の発生の日時・内容その他詳細事項について報告を受けた上で、当社に対し、速やかに当社の別途定めるところに従い、漏洩等の発生の日時・内容その他詳細事項について報告をしなければならないものとします。
2. 加盟店は、委託先においてカードの会員番号等の漏洩等が生じた場合または委託先において漏洩等が発生したと判断される合理的理由があると当社が判断した場合には、委託先をして、その発生の日から10営業日以内に、漏洩等の原因を加盟店に報告させた上で、再発防止のための必要な措置（委託先の従業者に対する必要かつ適切な指導を含む）を講じさせるものとし、その内容を当社に書面で報告しなければならない

ものとし、

3. 当社は、前項の措置が不十分であると認めた場合、他の加盟店でのカードの会員番号等の漏洩等が発生した場合において類似の漏洩事故の発生を防止する必要がある場合、その他当社が必要と認める場合には、加盟店に対し、第36条第3項と同様の当該措置の改善の要求その他必要な指導を委託先に行うよう要請できるものとし、加盟店はこの指導要請に従うものとし、但し、当社による指導要請は、加盟店ないし委託先を免責するものではないものとし、
4. 加盟店は、本条に定める当社の権利が実現可能となるのに必要となる委託先の義務を委託先との契約において定めるものとし、

第39条 (第三者からの申立)

1. 個人情報の滅失・毀損・漏洩等に関し、当社の会員を含む第三者から、訴訟上または訴訟外において、当社に対する損害賠償請求等の申立がされた場合、加盟店は当該申立の調査解決等につき当社に全面的に協力するものとし、
2. 前項の第三者からの当社に対する申立が、第35条第3項に定める加盟店の責任範囲に属するときは、加盟店は、当社が当該申立を解決するのに要した一切の費用（直接の費用であるか間接の費用であるかを問わず、弁護士費用等を含む）を負担するものとし、加盟店は当社の請求に従い、当該費用相当額を直ちに支払うものとし、
3. 本条の定めは、本規約終了後も有効とするものとし、営業秘密等の滅失・毀損・漏洩等に関し、第三者から加盟店または当社に対する損害賠償等の申立がされた場合に準用されるものとし、

第40条 (個人情報安全管理措置)

1. 加盟店は、個人情報管理責任者を設置するものとし、個人情報管理責任者は、加盟店および委託先における個人情報（カードの会員番号等を含み、本条において以下同じ）の目的外利用・漏洩等が発生しないよう情報管理の制度、システムの整備・改善、社内規定の整備、従業員の教育、委託先の監督等適切な措置を講ずるものとし、
2. 加盟店は、売上データ等およびそれらに記載または記録されている個人情報を本規約に定める業務目的以外の目的に利用しないものとし、また、加盟店は、売上データ等の加盟店控を自己の責任において厳重に保管管理するものとし、
3. 加盟店は、個人情報を会員に公表または通知した以外の目的に使用し、または、会員の同意なく第三者に提供・開示・漏洩したときには、直ちに当社に報告し、当社の指示に従うものとし、
4. 当社は、加盟店による個人情報の漏洩等が、安全管理措置の不備（加盟店が設置するコンピュータその他サーバの脆弱性を含むがこれに限られない）に起因するものと認めた場合には、加盟店に対し、必要かつ合理的な指導を行うことができ、加盟店は当該指導に基づき、必要な措置を講じるものとし、この指導は、以下のものを含み

ますがこれに限られません。但し、当社による指導は、加盟店を免責するものではないものとします。

- ①外部の第三者から加盟店が個人情報を保有するコンピュータその他のサーバに侵入されない強固なシステムの整備・改善
- ②加盟店がオーソリゼーション後に保管・保持を禁止されている暗証番号、セキュリティコード（CVV2・CVC2）、または当社が指定する情報の廃棄徹底

第41条（届出事項の変更等）

1. 加盟店は、当社に対して届けている商号、代表者、所在地、カード取扱店舗、連絡先、指定預金口座等加盟店申込書または本規約に定める届出事項等に変更が生じた場合、当社所定の方法により遅滞なく当社に届出るものとします。
2. 加盟店は、前項の届出がないために当社からの通知またはその他送付書類、第23条に規定する振込金が延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべきときに加盟店に到着したものとみなされても異議ないものとします。
3. 加盟店が第3条第2項に定める表明保証確約事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は、加盟店に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、加盟店は、これに応じるものとします。

第42条（契約解除等）

1. 第44条の規定にかかわらず、下記各号のいずれかの事態が発生した場合、または当社が違反しているものと認めた場合、当社は、本規約を直ちに解除できるものとします。この場合、当社は、解除の効力発生前に、何らの通知を要することなく、直ちに本規約による取引を停止させることができるものとします。その場合、加盟店は当社に生じた損害を賠償するものとします。当社が本項に基づき本規約を解除した場合、当社に対する一切の未払債務について、加盟店は当然に期限の利益を失うものとし、直ちに支払うものとします。
 - (1) 加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合
 - (2) 加盟店の営業または業態が公序良俗に反すると当社が判断した場合
 - (3) 加盟店が監督官庁から営業の取消または停止処分を受けた場合
 - (4) 加盟店が自ら振出しもしくは引受けた手形または小切手につき不渡処分を受ける等支払停止状態に至った場合
 - (5) 加盟店が差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分を受け、または民事再生手続の開始、会社更生手続の開始、破産その他これに類似する倒産手続の開始、もしくは競売を申立てられ、または自ら民事再生手続の開始、会社更生手続の開始もしくは破産その他これに類似する倒産手続の申立を自らした場合
 - (6) 加盟店がその他経営状態が悪化しまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が

別紙

個人情報取扱特記事項

乙は、個人情報保護条例（平成9年滝沢市条例第9号）その他法令等に基づいて個人情報を取扱うとともに、特に、次のとおり個人情報を取扱わなければならない。

(基本的事項)

第1 乙は、この契約書による個人情報の取り扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約書による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本契約書有効期間満了後も、同様とする。

(目的外収集・利用の禁止)

第3 乙は、この契約書による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は、利用するときは、受託事務の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第4 乙は、この契約書による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報を記録した資料等については、甲の承諾なしに第三者へ提供してはならない。

(複写・複製の禁止)

第5 乙は、この契約書による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(適正管理)

第6 乙は、この契約書による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報の紛失及び損傷の防止に努めるものとする。乙自らが当該事務を処理するために収集した個人情報についても、同様とする。

(資料等の返還等)

第7 乙は、この契約書による贈呈事務を処理するために、甲から提供を受け、乙は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この贈呈事務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第8 乙は、この契約書に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第9 乙が故意又は過失により個人情報を漏えいしたときは、乙はそれにより生じた損害を甲に賠償しなければならない。

諮問第 6 号

個人情報取扱事務の委託について

次のとおり個人情報取扱事務を委託することについて、滝沢市個人情報保護条例（平成 9 年滝沢村条例第 9 号）第 11 条第 1 項の規定により滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会の意見を求める。

平成 31 年 1 月 22 日提出

滝沢市長 主濱 了

1 個人情報取扱事務の名称及び内容

(1) 名称

心理的な負担の程度を把握するための検査等

(2) 内容

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 66 条の 10 の規定により、事業者が職員の心理的負担の程度を把握するために行う検査（以下「ストレスチェック」という。）及びストレスチェックの結果、高ストレス者と判断された者のうち希望者に対する医師による面接指導並びに必要な事後措置を実施するもの。

2 所管課等

企画総務部総務課

3 委託先

労働安全衛生規則第 52 条の 10 に規定する医療関係機関等

（平成 29 年度、平成 30 年度は公益財団法人岩手県予防医学協会に委託）

4 委託の内容

(1) 委託する内容（範囲）

ストレスチェックの実施及び高ストレス者に対する面接指導

(2) 委託に含まれる個人情報

ア 提供する個人情報

職員情報（氏名、生年月日、性別及び勤務状況）

イ 委託先が収集する個人情報

（ア）ストレスチェックの結果

（イ）面接指導の結果

(3) 市長が保有する個人情報の保護に関する実施要綱（平成 10 年滝沢村告示第 50 号）別表第 8 の該当

有り（各種検診検査委託）

5 委託の条件

次回の契約時から、市長が保有する個人情報の保護に関する実施要綱別表第9の規定に従い、委託に係る契約書を作成することとする。

6 委託の開始時期

平成29年9月20日から開始済み。

個人情報取扱事務登録簿

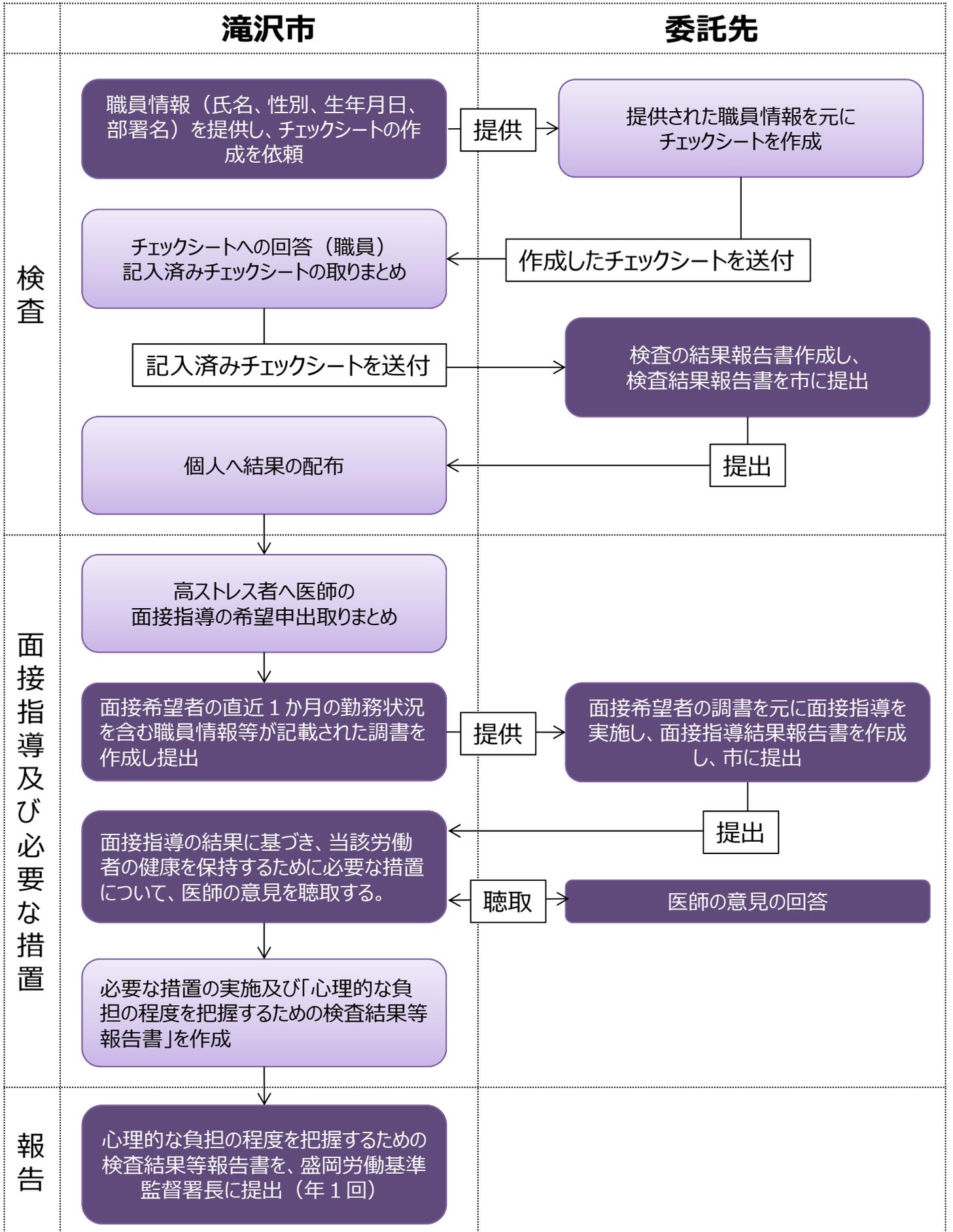
個人情報取扱事務	名称	心理的な負担の程度を把握するための検査等		
	目的	職員のメンタルヘルス不調の未然防止の取組につなげるため。		
	根拠法令等	労働安全衛生法		
	開始年月日	<input type="checkbox"/> 昭和	<input checked="" type="checkbox"/> 平成	29 年 9 月 20 日
個人情報記録から検索し得る個人の類型(収集対象者)	常勤の滝沢市職員（臨時、非常勤職員を除く）			の個人情報
個人情報を取り扱う目的	ストレスチェックの実施及び高ストレス者に対する面接指導の実施のため			
個人情報の項目名	ア 戸籍、住民記録に関する情報	イ 学歴・職業等経歴、社会活動に関する情報	ウ 財産、所得等経済状況に関する情報	
	<input type="checkbox"/> 整理番号 <small>(システムで使用するもの)</small>	<input type="checkbox"/> 職業・勤務先	<input type="checkbox"/> 収入	
	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 役職・地位	<input type="checkbox"/> 財産状況	
	<input type="checkbox"/> 住所	<input type="checkbox"/> 職歴	<input type="checkbox"/> 納税額等状況	
	<input checked="" type="checkbox"/> 生年月日・年齢	<input type="checkbox"/> 学歴	<input type="checkbox"/> 取引状況	
	<input checked="" type="checkbox"/> 性別	<input type="checkbox"/> 資格	<input type="checkbox"/> 公的扶助	
<input type="checkbox"/> 電話番号	<input type="checkbox"/> 団体加入	<input type="checkbox"/> 負債状況		
<input type="checkbox"/> 国籍・本籍	<input type="checkbox"/> 賞罰	<input type="checkbox"/> []		
<input type="checkbox"/> 続柄	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
<input type="checkbox"/> 親族関係	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
<input type="checkbox"/> 婚姻暦	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
エ 身体、健康状態等心身に関する情報	オ 生活状況に関する情報	カ 知識、技術及び能力に関する情報		
<input checked="" type="checkbox"/> 健康状況	<input type="checkbox"/> 家庭状況	<input type="checkbox"/> 各種試験成績		
<input type="checkbox"/> 病歴	<input type="checkbox"/> 居住状況	<input type="checkbox"/> 勤務成績		
<input type="checkbox"/> 障害	<input type="checkbox"/> 趣味・嗜好	<input type="checkbox"/> 学業成績		
<input type="checkbox"/> 身体状況	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
個人番号(マイナンバー)等の取扱い	個人番号(マイナンバー)利用の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 〔根拠法令等：番号利用法別表第1 第 [] 項 又は 独自利用条例 第 [] 条〕			
思想、信条等に関する個人情報の取扱い	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 思想、信条及び宗教 []		
	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 人種及び民族 []		
思想、信条等に関する個人情報の取扱い	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 犯罪歴 []		
	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる社会的身分 []		
個人情報の収集先及び収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人	取り扱う理由 <input type="checkbox"/> 法令等 []		
	<input type="checkbox"/> 本人以外	<input type="checkbox"/> 審議会承認 [第 [] 号]		
	本人以外から収集する場合の 条例該当条項、具体的方法等			
	<input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第1号(法令等) []			
	<input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第2号(本人同意) []			
	<input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第3号(緊急) [本人への通知： []			
〔省略の場合：審議会承認 第 [] 号 []				
<input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第4号(客観的事実) []				
<input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第5号(他の実施機関からの提供) []				
<input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第6号(審議会承認) [第 [] 号 []				
〔本人への通知： []				
〔省略の場合：審議会承認 第 [] 号 []				
電子計算機処理の有無	<input type="checkbox"/> 有	システム名称等	[]	
	<input checked="" type="checkbox"/> 無	オンライン結合による提供の有無	<input type="checkbox"/> 有 [審議会承認 第 [] 号 []	<input type="checkbox"/> 無

(第2面)

<p>個人情報を利用する範囲 (目的外利用の有無)</p>	<p><input type="checkbox"/> 目的外利用有 <input checked="" type="checkbox"/> 所管課等のみでの利用 (目的外利用無) 目的外利用有の場合の 条例該当条項、利用する所管課等</p> <p><input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第1号 (法令等) [法令名:] [利用先:]</p> <p><input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第2号 (本人同意) [利用先:]</p> <p><input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第3号 (緊急) [利用先:] [本人への通知:] [省略の場合: 審議会承認 第 号]</p> <p><input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第4号 (審議会承認) 第 号 [利用先:] [本人への通知:] [省略の場合: 審議会承認 第 号]</p>												
<p>個人情報を提供する範囲 (外部提供の有無)</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 外部提供有 <input type="checkbox"/> 外部提供無 外部提供有の場合の 該当条項、提供先、提供する個人情報項目名等</p> <p><input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第1号 (法令等) [法令名:] [提供先:] [項目名:]</p> <p><input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第2号 (本人同意) [提供先:] [項目名:]</p> <p><input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第3号 (緊急) [提供先:] [項目名:] [本人への通知:] [省略の場合: 審議会承認 第 号]</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 条例第8条第1項第4号 (審議会承認) 第 号 [提供先: 労働安全衛生規則第52条の10に規定する医療関係機関等] [項目名: 職員情報(氏名、生年月日・年齢、性別、勤務状況)] [本人への通知:] [省略の場合: 審議会承認 第 号]</p>												
<p>個人情報取扱事務の委託</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 委託有 [審議会承認 第 号] <input type="checkbox"/> 委託無</p>												
<p>公文書の保管期間</p>	<p><input type="checkbox"/> 長期 <input checked="" type="checkbox"/> 5 年 <input type="checkbox"/> 随時廃棄</p>												
<p>個人情報保護管理責任者</p>	<p>企画総務部総務課長</p>												
<p>所管課等</p>	<table border="1"> <tr> <td>企画総務部総務課</td> <td>登録番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>登録年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務移管日</td> <td>審議会報告</td> <td>平成31年1月 日</td> </tr> <tr> <td>移管前の課等</td> <td>縦覧開始日</td> <td></td> </tr> </table>	企画総務部総務課	登録番号			登録年月日		事務移管日	審議会報告	平成31年1月 日	移管前の課等	縦覧開始日	
企画総務部総務課	登録番号												
	登録年月日												
事務移管日	審議会報告	平成31年1月 日											
移管前の課等	縦覧開始日												

個人情報取扱事務の文書目録

事務の名称		心理的な負担の程度を把握するための検査等	
所管課等		企画総務部総務課	登録番号
No.	文書等の名称	記録形態	
1	心理的な負担の程度を把握するための検査結果報告書	<input checked="" type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input checked="" type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
2	面接指導の結果	<input checked="" type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input checked="" type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> []	



【高ストレス者用】

面接指導結果報告書			
対象者	氏名		所属
			男・女
勤務の状況 (労働時間、 労働時間以外の要因)			
心理的な負担の状況		(ストレスチェック結果) A. ストレスの要因 _____ 点 B. 心身の自覚症状 _____ 点 C. 周囲の支援 _____ 点	(医学的所見に関する特記事項)
その他の心身の状況		0. 所見なし 1. 所見あり ()	
面接 医師 判定	本人への指導区分 ※複数選択可	0. 措置不要 1. 要保健指導 2. 要経過観察 3. 要再面接 (時期: _____) 4. 現病治療継続 又は 医療機関紹介	(その他特記事項)

就業上の措置に係る意見書		
就業区分	0. 通常勤務 1. 就業制限・配慮 2. 要休業	
就業上の措置	労働時間の短縮 (考えられるものに○)	0. 特に指示なし
		1. 時間外労働の制限 _____ 時間/月まで
		2. 時間外労働の禁止
		3. 就業時間を制限 _____ 時 分 ~ _____ 時 分
	4. 変形労働時間制または裁量労働制の対象からの除外	
		5. 就業の禁止 (休暇・休養の指示)
		6. その他
労働時間以外の項目 (考えられるものに○を付け、措置の内容を具体的に記述)	主要項目	a. 就業場所の変更 b. 作業の転換 c. 深夜業の回数の減少 d. 昼間勤務への転換 e. その他
	1)	
	2)	
	3)	
措置期間	_____ 日・週・月 又は _____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日	
職場環境の改善に関する意見		
医療機関への受診配慮等		
その他 (連絡事項等)		

医師の所属先	年 月 日 (実施年月日)	印
	医師氏名	

【関係法令】

○労働安全衛生法

(心理的な負担の程度を把握するための検査等)

第六十六条の十 事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師、保健師その他の厚生労働省令で定める者（以下この条において「医師等」という。）による心理的な負担の程度を把握するための検査を行わなければならない。

2 事業者は、前項の規定により行う検査を受けた労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該検査を行った医師等から当該検査の結果が通知されるようにしなければならない。この場合において、当該医師等は、あらかじめ当該検査を受けた労働者の同意を得ないで、当該労働者の検査の結果を事業者に提供してはならない。

3 事業者は、前項の規定による通知を受けた労働者であつて、心理的な負担の程度が労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当するものが医師による面接指導を受けることを希望する旨を申し出たときは、当該申出をした労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による面接指導を行わなければならない。この場合において、事業者は、労働者が当該申出をしたことを理由として、当該労働者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

4 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定による面接指導の結果を記録しておかななければならない。

5 事業者は、第三項の規定による面接指導の結果に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、厚生労働省令で定めるところにより、医師の意見を聴かななければならない。

6 事業者は、前項の規定による医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、当該医師の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会への報告その他の適切な措置を講じなければならない。

7 厚生労働大臣は、前項の規定により事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

8 厚生労働大臣は、前項の指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者又はその団体に対し、当該指針に関し必要な指導等を行うことができる。

9 国は、心理的な負担の程度が労働者の健康の保持に及ぼす影響に関する医師等に対する研修を実施するよう努めるとともに、第二項の規定により通知された検査の結果を利用する労働者に対する健康相談の実施その他の当該労働者の健康の保持増進を図ることを促進するための措置を講ずるよう努めるものとする。

(平二六法八二・追加)

○労働安全衛生規則

(心理的な負担の程度を把握するための検査の実施方法)

第五十二条の九 事業者は、常時使用する労働者に対し、一年以内ごとに一回、定期的に、次に掲げる事項について法第六十六条の十第一項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査（以下この節において「検査」という。）を行わなければならない。

- 一 職場における当該労働者の心理的な負担の原因に関する項目
- 二 当該労働者の心理的な負担による心身の自覚症状に関する項目
- 三 職場における他の労働者による当該労働者への支援に関する項目

(平二七厚労令九四・追加)

(検査の実施者等)

第五十二条の十 法第六十六条の十第一項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者（以下この節において「医師等」という。）とする。

- 一 医師
- 二 保健師
- 三 検査を行うために必要な知識についての研修であつて厚生労働大臣が定めるものを修了した歯科医師、看護師、精神保健福祉士又は公認心理師

2 検査を受ける労働者について解雇、昇進又は異動に関して直接の権限を持つ監督的地位にある者は、検査の実施の事務に従事してはならない。

(平二七厚労令九四・追加、平三〇厚労令一〇八・一部改正)

(検査結果等の記録の作成等)

第五十二条の十一 事業者は、第五十二条の十三第二項に規定する場合を除き、検査を行った医師等による当該検査の結果の記録の作成の事務及び当該検査の実施の事務に従事した者による当該記録の保存の事務が適切に行われるよう、必要な措置を講じなければならない。

(平二七厚労令九四・追加)

(検査結果の通知)

第五十二条の十二 事業者は、検査を受けた労働者に対し、当該検査を行った医師等から、遅滞なく、当該検査の結果が通知されるようにしなければならない。

(平二七厚労令九四・追加)

(労働者の同意の取得等)

第五十二条の十三 法第六十六条の十第二項後段の規定による労働者の同意の取得は、書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）によらなければならない。

2 事業者は、前項の規定により検査を受けた労働者の同意を得て、当該検査を行った医師等から当該労働者の検査の結果の提供を受けた場合には、当該検査の結果に基づき、当該検査の結果の記録を作成して、これを五年間保存しなければならない。

(平二七厚労令九四・追加)

(検査結果の集団ごとの分析等)

第五十二条の十四 事業者は、検査を行った場合は、当該検査を行った医師等に、当該検査の結果を当該事業場の当該部署に所属する労働者の集団その他の一定規模の集団ごとに集計させ、その結果について分析させるよう努めなければならない。

2 事業者は、前項の分析の結果を勘案し、その必要があると認めるときは、当該集団の労働者の実情を考慮して、当該集団の労働者の心理的な負担を軽減するための適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平二七厚労令九四・追加)

(面接指導の対象となる労働者の要件)

第五十二条の十五 法第六十六条の十第三項の厚生労働省令で定める要件は、検査の結果、心理的な負担の程度が高い者であつて、同項に規定する面接指導（以下この節において「面接指導」という。）を受ける必要があると当該検査を行った医師等が認めたものであることとする。

(平二七厚労令九四・追加)

(面接指導の実施方法等)

第五十二条の十六 法第六十六条の十第三項の規定による申出（以下この条及び次条において「申出」という。）は、前条の要件に該当する労働者が検査の結果の通知を受けた後、遅滞なく行うものとする。

2 事業者は、前条の要件に該当する労働者から申出があつたときは、遅滞なく、面接指導を行わなければならない。

3 検査を行った医師等は、前条の要件に該当する労働者に対して、申出を行うよう勧奨することができる。

(平二七厚労令九四・追加)

(面接指導における確認事項)

第五十二条の十七 医師は、面接指導を行うに当たっては、申出を行った労働者に対し、第五十二条の九各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について確認を行うものとする。

一 当該労働者の勤務の状況

二 当該労働者の心理的な負担の状況

三 前号に掲げるもののほか、当該労働者の心身の状況

(平二七厚労令九四・追加)

(面接指導結果の記録の作成)

第五十二条の十八 事業者は、面接指導の結果に基づき、当該面接指導の結果の記録を作成して、これを五年間保存しなければならない。

2 前項の記録は、前条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載したものでなければならない。

一 実施年月日

二 当該労働者の氏名

三 面接指導を行った医師の氏名

四 法第六十六条の十第五項の規定による医師の意見

(平二七厚労令九四・追加)

(面接指導の結果についての医師からの意見聴取)

第五十二条の十九 面接指導の結果に基づく法第六十六条の十第五項の規定による医師からの意見聴取は、面接指導が行われた後、遅滞なく行わなければならない。

(平二七厚労令九四・追加)

(指針の公表)

第五十二条の二十 第二十四条の規定は、法第六十六条の十第七項の規定による指針の公表について準用する。

(平二七厚労令九四・追加)

(検査及び面接指導結果の報告)

第五十二条の二十一 常時五十人以上の労働者を使用する事業者は、一年以内ごとに一回、定期的に、心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書(様式第六号の二)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(平二七厚労令九四・追加)

諮問第 7 号

個人情報取扱事務の委託について

次のとおり個人情報取扱事務を委託することについて、滝沢市個人情報保護条例（平成 9 年滝沢村条例第 9 号）第 11 条第 1 項の規定により滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会の意見を求める。

平成 31 年 1 月 22 日提出

滝沢市長 主濱 了

1 個人情報取扱事務の名称及び内容

(1) 名称

長時間労働者への面接指導等

(2) 内容

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 66 条の 8 の規定により、1 月当たり一定時間以上の時間外・休日労働をした職員等に対して医師による面接指導を行い、及び必要な事後措置を実施するもの。

2 所管課等

企画総務部総務課

3 委託先

医療機関等

4 委託の内容

(1) 委託する内容（範囲）

長時間労働者への医師による面接指導

(2) 委託に含まれる個人情報

ア 提供する個人情報

職員情報（氏名、生年月日、性別及び勤務状況）

イ 委託先が収集する個人情報

(ア) 面接者の勤務状況

(イ) 面接者の疲労の蓄積の状況

(ウ) 面接者の心身の状況

(エ) 面接指導の結果

- (3) 市長が保有する個人情報の保護に関する実施要綱（平成10年滝沢村告示第50号）別表第8の該当
有り（各種検診検査委託）

5 委託の条件

市長が保有する個人情報の保護に関する実施要綱別表第9の規定に従い、委託に係る契約書を作成することとする。

6 委託の開始時期

平成31年4月1日（予定）

個人情報取扱事務登録簿

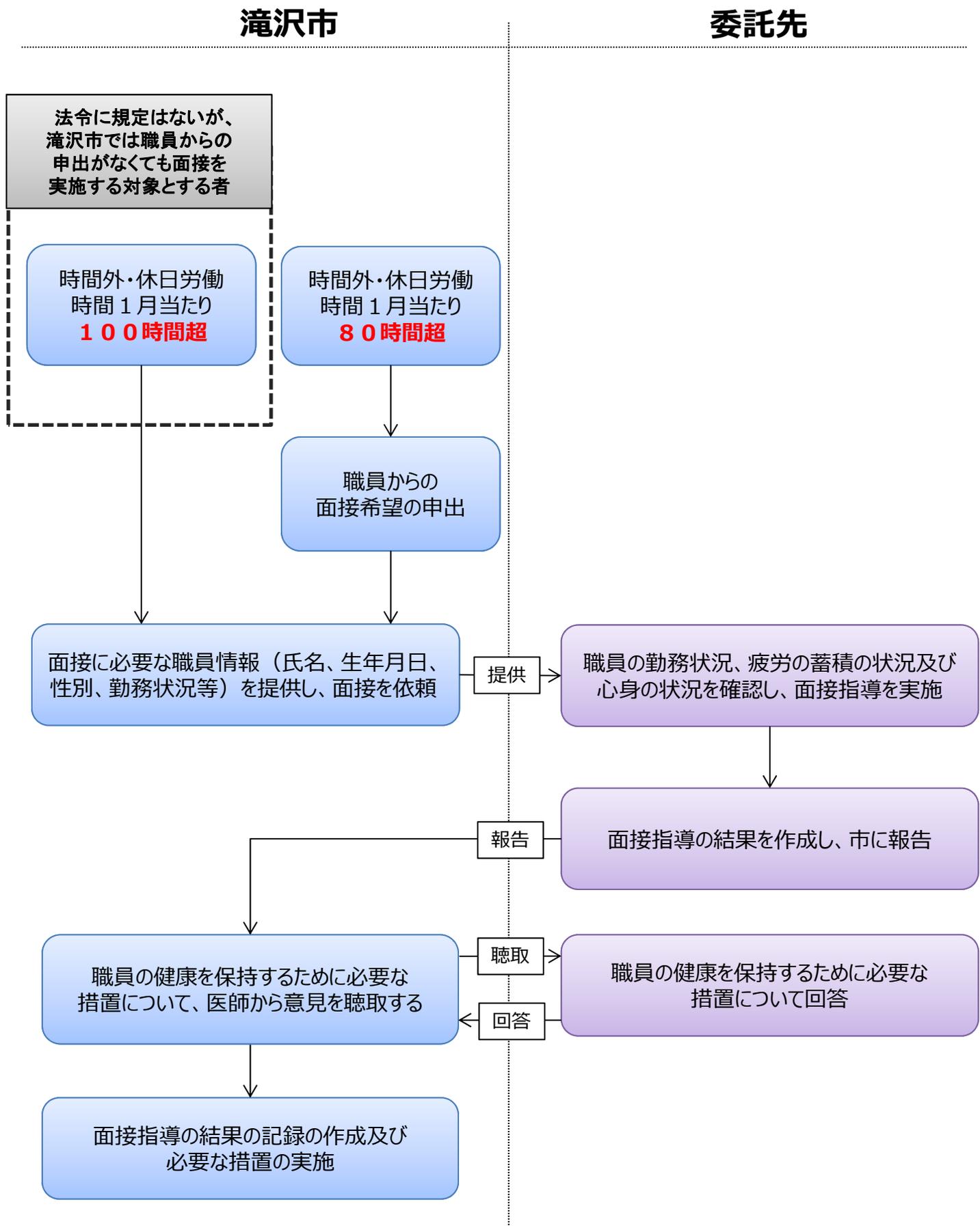
個人情報取扱事務	名称	長時間労働者への面接指導		
	目的	職員の脳・心臓疾患の発症及び精神疾患等の発症の予防のため長時間労働をしている者に対し医師の面接指導を行うもの。		
	根拠法令等	労働安全衛生法		
	開始年月日	<input type="checkbox"/> 昭和	<input checked="" type="checkbox"/> 平成	31 年 4 月 1 日
個人情報記録から検索し得る個人の類型(収集対象者)	常勤の滝沢市職員（臨時、非常勤職員を除く。）			の個人情報
個人情報を取り扱う目的	面接指導をする際の情報収集及び結果作成のため。			
個人情報の項目名	ア 戸籍、住民記録に関する情報	イ 学歴・職業等経歴、社会活動に関する情報	ウ 財産、所得等経済状況に関する情報	
	<input type="checkbox"/> 整理番号 <small>(システムで使用するもの)</small>	<input checked="" type="checkbox"/> 職業・勤務先	<input type="checkbox"/> 収入	
	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 役職・地位	<input type="checkbox"/> 財産状況	
	<input type="checkbox"/> 住所	<input type="checkbox"/> 職歴	<input type="checkbox"/> 納税額等状況	
	<input checked="" type="checkbox"/> 生年月日・年齢	<input type="checkbox"/> 学歴	<input type="checkbox"/> 取引状況	
	<input checked="" type="checkbox"/> 性別	<input type="checkbox"/> 資格	<input type="checkbox"/> 公的扶助	
<input type="checkbox"/> 電話番号	<input type="checkbox"/> 団体加入	<input type="checkbox"/> 負債状況		
<input type="checkbox"/> 国籍・本籍	<input type="checkbox"/> 賞罰	<input type="checkbox"/> []		
<input type="checkbox"/> 続柄	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
<input type="checkbox"/> 親族関係	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
<input type="checkbox"/> 婚姻暦	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
エ 身体、健康状態等心身に関する情報	オ 生活状況に関する情報	カ 知識、技術及び能力に関する情報		
<input checked="" type="checkbox"/> 健康状況	<input type="checkbox"/> 家庭状況	<input type="checkbox"/> 各種試験成績		
<input type="checkbox"/> 病歴	<input type="checkbox"/> 居住状況	<input type="checkbox"/> 勤務成績		
<input type="checkbox"/> 障害	<input type="checkbox"/> 趣味・嗜好	<input type="checkbox"/> 学業成績		
<input type="checkbox"/> 身体状況	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
個人番号(マイナンバー)等の取扱い	個人番号(マイナンバー)利用の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 〔根拠法令等：番号利用法別表第1 第 [] 項 又は 独自利用条例 第 [] 条〕			
思想、信条等に関する個人情報の取扱い	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 思想、信条及び宗教 []		
	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 人種及び民族 []		
思想、信条等に関する個人情報の取扱い	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 犯罪歴 []		
	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる社会的身分 []		
思想、信条等に関する個人情報の取扱い	<input checked="" type="checkbox"/> 無	取り扱う理由 <input type="checkbox"/> 法令等 []		
	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 審議会承認 [第 [] 号]		
個人情報の収集先及び収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外			
	本人以外から収集する場合の条例該当条項、具体的方法等			
	<input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第1号(法令等) []			
	<input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第2号(本人同意) []			
	<input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第3号(緊急) [本人への通知： []]			
	〔省略の場合：審議会承認 第 [] 号 []〕			
<input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第4号(客観的事実) []				
<input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第5号(他の実施機関からの提供) []				
<input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第6号(審議会承認) [第 [] 号 []]				
〔本人への通知： []]				
〔省略の場合：審議会承認 第 [] 号 []〕				
電子計算機処理の有無	<input type="checkbox"/> 有	システム名称等	[]	
	<input checked="" type="checkbox"/> 無	オンライン結合による提供の有無	<input type="checkbox"/> 有 [審議会承認 第 [] 号 []]	<input type="checkbox"/> 無

(第2面)

個人情報を利用する範囲 (目的外利用の有無)	<input type="checkbox"/> 目的外利用有 <input checked="" type="checkbox"/> 所管課等のみでの利用 (目的外利用無) 目的外利用有の場合の 条例該当条項、利用する所管課等		
	<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第1号 (法令等) [法令名: _____] [利用先: _____]		
	<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第2号 (本人同意) [利用先: _____]		
	<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第3号 (緊急) [利用先: _____] [本人への通知: _____] [省略の場合: 審議会承認 第 _____ 号 _____]		
	<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第4号 (審議会承認) 第 _____ 号 [利用先: _____] [本人への通知: _____] [省略の場合: 審議会承認 第 _____ 号 _____]		
個人情報を提供する範囲 (外部提供の有無)	<input checked="" type="checkbox"/> 外部提供有 <input type="checkbox"/> 外部提供無 外部提供有の場合の 該当条項、提供先、提供する個人情報項目名等		
	<input checked="" type="checkbox"/> 条例第8条第1項第1号 (法令等) [法令名: 労働安全衛生規則第14条の2第2項] [提供先: 産業医] [項目名: 氏名及び勤務状況]		
	<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第2号 (本人同意) [提供先: _____] [項目名: _____]		
	<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第3号 (緊急) [提供先: _____] [項目名: _____] [本人への通知: _____] [省略の場合: 審議会承認 第 _____ 号 _____]		
	<input checked="" type="checkbox"/> 条例第8条第1項第4号 (審議会承認) 第 _____ 号 [提供先: 医療機関等] [項目名: 職員情報(氏名、生年月日、性別、勤務状況)] [本人への通知: _____] [省略の場合: 審議会承認 第 _____ 号 _____]		
個人情報取扱事務の委託	<input checked="" type="checkbox"/> 委託有 [審議会承認 第 _____ 号 _____] <input type="checkbox"/> 委託無		
公文書の保管期間	<input type="checkbox"/> 長期 <input checked="" type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 随時廃棄		
個人情報保護管理責任者	企画総務部総務課長		
所管課等	企画総務部総務課	登録番号	
		登録年月日	
	事務移管日		審議会報告 平成31年1月 日
	移管前の課等		縦覧開始日

個人情報取扱事務の文書目録

事務の名称		長時間労働者への面接指導	
所管課等		企画総務部総務課	登録番号
No.	文書等の名称	記録形態	
1	面接指導に係る資料及び結果	<input checked="" type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 []
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 []
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 []
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 []
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 []
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 []
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 []
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 []
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 []
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 []
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 []
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 []
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 []
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 []
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 []
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 []
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 []
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 []



【長時間労働者用】

面接指導結果報告書			
対象者	氏名	所属	
		男・女	年齢 歳
勤務の状況 (労働時間、 労働時間以外の要因)			
疲労の蓄積の状況		0. (低)	1. 2. 3. (高)
その他の心身の状況		0. 所見なし 1. 所見あり ()	
面接 医師 判定	本人への指導区分 ※複数選択可	0. 措置不要 1. 要保健指導 2. 要経過観察 3. 要再面接 (時期 :) 4. 現病治療継続 又は 医療機関紹介	
		(その他特記事項)	

就業上の措置に係る意見書		
就業区分	0. 通常勤務 1. 就業制限・配慮 2. 要休業	
就業 上 の 措 置	労働時間 の短縮 (考えられるもの に○)	0. 特に指示なし
		4. 変形労働時間制または裁量労働制の対象からの除外
		1. 時間外労働の制限 _____ 時間/月まで
		5. 就業の禁止 (休暇・休養の指示)
	2. 時間外労働の禁止	6. その他
	3. 就業時間を制限 時 分 ~ 時 分	
労働時間以外 の項目 (考えられるもの に○を付け、措置 の内容を具体的に 記述)	主要項目	a. 就業場所の変更 b. 作業の転換 c. 深夜業の回数の減少 d. 昼間勤務への転換 e. その他
	1)	
	2)	
	3)	
措置期間	_____ 日・ 週 ・ 月 又は _____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日	
医療機関への 受診配慮等		
その他 (連絡事項等)		

医師の所属先	年 月 日 (実施年月日)	印
	医師氏名	

【関係法令】

○労働安全衛生法（抜粋）

(産業医等)

第十三条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、医師のうちから産業医を選任し、その者に労働者の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項(以下「労働者の健康管理等」という。)を行わせなければならない。

2 産業医は、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識について厚生労働省令で定める要件を備えた者でなければならない。

3 産業医は、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識に基づいて、誠実にその職務を行わなければならない。

4 産業医を選任した事業者は、産業医に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働者の労働時間に関する情報その他の産業医が労働者の健康管理等を適切に行うために必要な情報として厚生労働省令で定めるものを提供しなければならない。

5 産業医は、労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な勧告をすることができる。この場合において、事業者は、当該勧告を尊重しなければならない。

6 事業者は、前項の勧告を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該勧告の内容その他の厚生労働省令で定める事項を衛生委員会又は安全衛生委員会に報告しなければならない。

(平八法八九・平一一法一六〇・平三〇法七一・一部改正)

(面接指導等)

第六十六条の八 事業者は、その労働時間の状況その他の事項が労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当する労働者(次条第一項に規定する者及び第六十六条の八の四第一項に規定する者を除く。以下この条において同じ。)に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による面接指導(問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うことをいう。以下同じ。)を行わなければならない。

2 労働者は、前項の規定により事業者が行う面接指導を受けなければならない。ただし、事業者の指定した医師が行う面接指導を受けることを希望しない場合において、他の医師の行う同項の規定による面接指導に相当する面接指導を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときは、この限りでない。

3 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項及び前項ただし書の規定による面接指導の結果を記録しておかななければならない。

4 事業者は、第一項又は第二項ただし書の規定による面接指導の結果に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、厚生労働省令で定めるところにより、医師の意見を聴かななければならない。

5 事業者は、前項の規定による医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業

の回数の減少等の措置を講ずるほか、当該医師の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会への報告その他の適切な措置を講じなければならない。

(平一七法一〇八・追加、平三〇法七一・一部改正)

第六十六条の八の二 事業者は、その労働時間が労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める時間を超える労働者(労働基準法第三十六条第十一項に規定する業務に従事する者(同法第四十一条各号に掲げる者及び第六十六条の八の四第一項に規定する者を除く。))に限る。)に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による面接指導を行わなければならない。

2 前条第二項から第五項までの規定は、前項の事業者及び労働者について準用する。この場合において、同条第五項中「作業の転換」とあるのは、「職務内容の変更、有給休暇(労働基準法第三十九条の規定による有給休暇を除く。)の付与」と読み替えるものとする。

(平三〇法七一・追加)

第六十六条の八の三 事業者は、第六十六条の八第一項又は前条第一項の規定による面接指導を実施するため、厚生労働省令で定める方法により、労働者(次条第一項に規定する者を除く。)の労働時間の状況を把握しなければならない。

(平三〇法七一・追加)

第六十六条の八の四 事業者は、労働基準法第四十一条の二第一項の規定により労働する労働者であつて、その健康管理時間(同項第三号に規定する健康管理時間をいう。)が当該労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める時間を超えるものに対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による面接指導を行わなければならない。

2 第六十六条の八第二項から第五項までの規定は、前項の事業者及び労働者について準用する。この場合において、同条第五項中「就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等」とあるのは、「職務内容の変更、有給休暇(労働基準法第三十九条の規定による有給休暇を除く。)の付与、健康管理時間(第六十六条の八の四第一項に規定する健康管理時間をいう。)が短縮されるための配慮等」と読み替えるものとする。

(平三〇法七一・追加)

第六十六条の九 事業者は、第六十六条の八第一項、第六十六条の八の二第一項又は前条第一項の規定により面接指導を行う労働者以外の労働者であつて健康への配慮が必要なものについては、厚生労働省令で定めるところにより、必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(平一七法一〇八・追加、平三〇法七一・一部改正)

○労働安全衛生規則(抜粋)

(産業医に対する情報の提供)

第十四条の二 法第十三条第四項の厚生労働省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- 一 法第六十六条の五第一項、第六十六条の八第五項(法第六十六条の八の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。)又は第六十六条の十第六項の規定により既に講じた措置又は講じようとする措置の内容に関する情報(これらの措置を講じない場合にあつては、その旨及びその理由)
 - 二 第五十二条の二第一項又は第五十二条の七の二第一項の超えた時間が一月当たり八十時間を超えた労働者の氏名及び当該労働者に係る当該超えた時間に関する情報
 - 三 前二号に掲げるもののほか、労働者の業務に関する情報であつて産業医が労働者の健康管理等を適切に行うために必要と認めるもの
- 2 法第十三条第四項の規定による情報の提供は、次の各号に掲げる情報の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。
- 一 前項第一号に掲げる情報 法第六十六条の四、第六十六条の八第四項(法第六十六条の八の二第二項において準用する場合を含む。)又は第六十六条の十第五項の規定による医師又は歯科医師からの意見聴取を行つた後、遅滞なく提供すること。
 - 二 前項第二号に掲げる情報 第五十二条の二第二項(第五十二条の七の二第二項において準用する場合を含む。)の規定により同号の超えた時間の算定を行つた後、速やかに提供すること。
 - 三 前項第三号に掲げる情報 産業医から当該情報の提供を求められた後、速やかに提供すること。

(平三〇厚労令一一二・追加)

(面接指導の対象となる労働者の要件等)

第五十二条の二 法第六十六条の八第一項の厚生労働省令で定める要件は、休憩時間を除き一週間当たり四十時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が一月当たり八十時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者であることとする。ただし、次項の期日前一月以内に法第六十六条の八第一項又は第六十六条の八の二第一項に規定する面接指導を受けた労働者その他これに類する労働者であつて法第六十六条の八第一項に規定する面接指導(以下この節において「法第六十六条の八の面接指導」という。)を受ける必要がないと医師が認めたものを除く。

- 2 前項の超えた時間の算定は、毎月一回以上、一定の期日を定めて行わなければならない。
- 3 事業者は、第一項の超えた時間の算定を行つたときは、速やかに、同項の超えた時間が一月当たり八十時間を超えた労働者に対し、当該労働者に係る当該超えた時間に関する情報を通知しなければならない。

(平一八厚労令一・追加、平二七厚労令九四・平二九厚労令二九・平三〇厚労令一一二・一部改正)

(面接指導の実施方法等)

第五十二条の三 法第六十六条の八の面接指導は、前条第一項の要件に該当する労働者の申出により行うものとする。

- 2 前項の申出は、前条第二項の期日後、遅滞なく、行うものとする。

3 事業者は、労働者から第一項の申出があつたときは、遅滞なく、法第六十六条の八の面接指導を行わなければならない。

4 産業医は、前条第一項の要件に該当する労働者に対して、第一項の申出を行うよう勧奨することができる。

(平一八厚労令一・追加、平三〇厚労令一一二・一部改正)

(面接指導における確認事項)

第五十二条の四 医師は、法第六十六条の八の面接指導を行うに当たっては、前条第一項の申出を行つた労働者に対し、次に掲げる事項について確認を行うものとする。

一 当該労働者の勤務の状況

二 当該労働者の疲労の蓄積の状況

三 前号に掲げるもののほか、当該労働者の心身の状況

(平一八厚労令一・追加、平三〇厚労令一一二・一部改正)

(労働者の希望する医師による面接指導の証明)

第五十二条の五 法第六十六条の八第二項ただし書の書面は、当該労働者の受けた法第六十六条の八の面接指導について、次に掲げる事項を記載したものでなければならない。

一 実施年月日

二 当該労働者の氏名

三 法第六十六条の八の面接指導を行つた医師の氏名

四 当該労働者の疲労の蓄積の状況

五 前号に掲げるもののほか、当該労働者の心身の状況

(平一八厚労令一・追加、平三〇厚労令一一二・一部改正)

(面接指導結果の記録の作成)

第五十二条の六 事業者は、法第六十六条の八の面接指導(法第六十六条の八第二項ただし書の場合において当該労働者が受けたものを含む。次条において同じ。)の結果に基づき、当該法第六十六条の八の面接指導の結果の記録を作成して、これを五年間保存しなければならない。

2 前項の記録は、前条各号に掲げる事項及び法第六十六条の八第四項の規定による医師の意見を記載したものでなければならない。

(平一八厚労令一・追加、平三〇厚労令一一二・一部改正)

(面接指導の結果についての医師からの意見聴取)

第五十二条の七 法第六十六条の八の面接指導の結果に基づく法第六十六条の八第四項の規定による医師からの意見聴取は、当該法第六十六条の八の面接指導が行われた後(同条第二項ただし書の場合にあつては、当該労働者が当該法第六十六条の八の面接指導の結果を証明する書面を事業者に提出した後)、遅滞なく行わなければならない。

(平一八厚労令一・追加、平三〇厚労令一一二・一部改正)

(法第六十六条の八の二第一項の厚生労働省令で定める時間等)

第五十二条の七の二 法第六十六条の八の二第一項の厚生労働省令で定める時間は、休憩時間を除き一週間当たり四十時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間について、一月当たり百時間とする。

- 2 第五十二条の二第二項、第五十二条の三第一項及び第五十二条の四から前条までの規定は、法第六十六条の八の二第一項に規定する面接指導について準用する。この場合において、第五十二条の二第二項中「前項」とあるのは「第五十二条の七の二第一項」と、第五十二条の三第一項中「前条第一項の要件に該当する労働者の申出により」とあるのは「前条第二項の期日後、遅滞なく」と、第五十二条の四中「前条第一項の申出を行った労働者」とあるのは「労働者」と読み替えるものとする。

(平三〇厚労令一一二・追加)

(法第六十六条の八の三の厚生労働省令で定める方法等)

第五十二条の七の三 法第六十六条の八の三の厚生労働省令で定める方法は、タイムカードによる記録、パーソナルコンピュータ等の電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法その他の適切な方法とする。

- 2 事業者は、前項に規定する方法により把握した労働時間の状況の記録を作成し、三年間保存するための必要な措置を講じなければならない。

(平三〇厚労令一一二・追加)

(法第六十六条の九の必要な措置の実施)

第五十二条の八 法第六十六条の九の必要な措置は、法第六十六条の八の面接指導の実施又は法第六十六条の八の面接指導に準ずる措置とする。

- 2 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第四十一条の二第一項の規定により労働する労働者以外の労働者に対して行う法第六十六条の九の必要な措置は、事業場において定められた当該必要な措置の実施に関する基準に該当する者に対して行うものとする。

(平一八厚労令一・追加、平三〇厚労令一一二・一部改正)